

H25年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	不妊治療支援事業	部課(室)	保健医療介護部 健康増進課	事業 開始年度	H16
総合 計画	10の事項	5	安心して子育てができること	中項目	2
	小項目	1	安心して出産・育児ができる社会づくりの推進	施策	3
					安心して子どもを産み育てることができる社会をつくる
					母子保健の充実

1 事業のねらい・目的

不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担を感じている夫婦に対する経済的な支援、及び不妊に関する専門的、医学的な相談や情報提供など精神的な支援を行うことで、不妊の悩みに対する総合的な支援体制の整備を図る。

2 事業概要

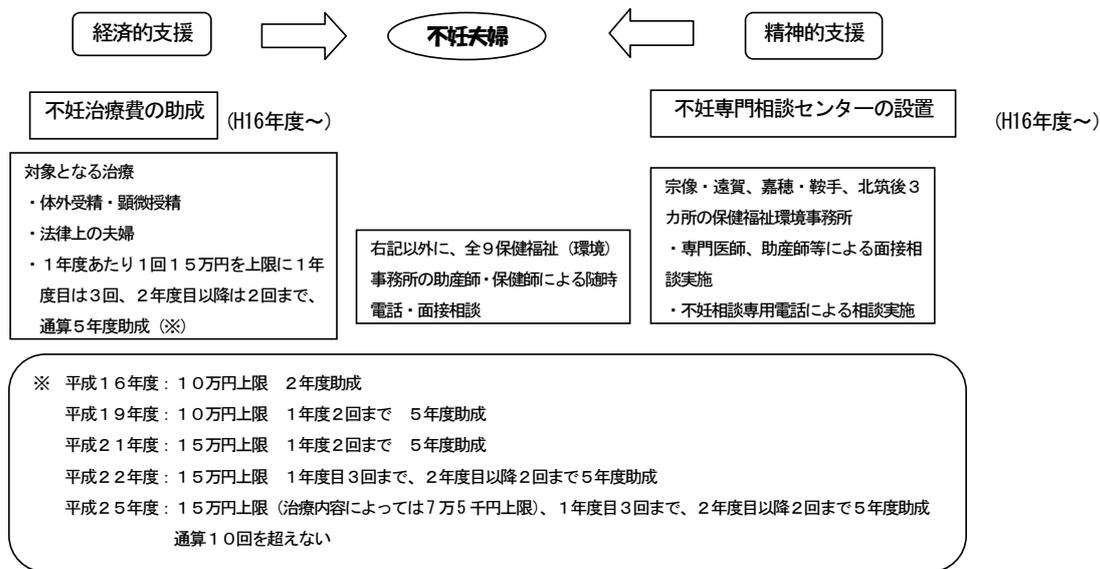
1 不妊治療費助成事業

- ・医療保険が適用されず、高額な医療費が必要となる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。
(助成対象者) 福岡県(北九州市、福岡市、久留米市を除く)内に居住している法律上の夫婦。夫婦の所得の合計金額730万円未満。
(対象治療) 体外受精、顕微授精
(助成金額) 1年度あたり、1年度目は年3回まで、2年度目以降は年2回まで、通算5年度、通算10回を超えない。1回の治療につき15万円を上限。ただし、治療内容によっては、7万5千円を上限とする。
(医療機関) 知事が指定した医療機関。

2 不妊専門相談センター事業

- ・保健福祉環境事務所において、専門医師、助産師等が不妊に関する医学的な相談や心の悩みの相談に適切に応じるもの。予約による面接相談日の設定の他、相談者のプライバシー保護とともに、安心して相談できるように相談専用電話を設置し、不妊の悩みを持つ方々の精神的支援を行うもの。
(不妊専門相談センター) 宗像・遠賀・嘉穂・鞍手、北筑後3保健福祉環境事務所
(不妊相談専用電話) 上記3カ所に設置

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H22	H23	H24	H25	H26	H27
不妊治療費の助成件数	目標	1,300件	1,300件	1,600件	1,900件	2,000件	2,100件
	実績	1,247件	1,537件	1,828件	2458件※	-	-
不妊相談件数(9事務所分)	目標	1,500件	1,500件	2,100件	2,600件	2,650件	2,700件
	実績	2,266件	1,688件	2,560件	調査中	-	-

※H25年度助成件数は見込値

【指標の考え方】

- ・希望者が不妊治療を受けることができる体制整備の度合いを測る指標として「不妊治療費の助成件数」及び「不妊相談件数」を設定。
- ・平成24年度実績は目標値を大幅に越えたため、平成25年度以降の目標値は平成24年度実績を基に、助成件数は年100件、相談件数は年50件増加を目標値とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・助成件数、相談件数は目標値を達成する見込みである。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療費助成事業は、医療保険が適用されず高額な負担が必要な不妊治療をためらっている多くの夫婦に利用されており、有効に機能している。 参考) 治療を受けた夫婦のうち、39.4% (県把握分) が妊娠に至っており、全国治療施設の妊娠率22.3%を上回っている。 ・経済的支援だけでなく、総合的な相談窓口を併せて設置することで、治療機関の選択肢が広げられ、妊娠に至った例等の効果が出ている。 参考) 結婚生活などに踏み込むデリケートな内容を含む相談や1時間を超える相談などが増えている。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談業務では、面接相談の予約制の導入や相談専用電話の設置など、多くの相談に対し効率的に対応できるよう努めている。 ・他自治体でも同様の助成制度が平成16年度から実施されており、国1/2の補助金で運用されていることから、転入者については他自治体での助成履歴を確実に把握して助成要件を厳正に運用する必要がある。そのため、他自治体への助成履歴照会様式や要件を各事務所で統一して実施している。

5	事業費 (千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
	歳出	258,601	315,056	623,280	時間	1,600H	1,600H	1,600H
	(うち一般財源)	120,129	157,528	204,837	人件費 (千円)	6,573	6,573	6,573

6	見直しの内容
	<p>継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)</p> <p>終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)</p>
	<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由や精神的ケアの不足で、不妊治療をあきらめる夫婦は多く、また、少子化の傾向も改善しておらず、本事業の継続が必要な状況は変わっていない。 ・経済的負担軽減のため治療費助成事業を実施するとともに、医学的な専門相談や情報提供など精神的支援を実施し、不妊等に悩む夫婦に対して今後も支援をする必要がある。
	<p>【見直し内容】</p> <p>(費用対効果の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療費助成については、指定医療機関の患者数・妊娠数・出産数等について情報収集し、事業の検証や今後の見通しに役立てる。 ・連絡業務回数及びポスター作製経費の見直し。 <p>(相談体制の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談については、全事務所の不妊治療等支援事業担当者に対する研修の充実や、相談マニュアルの作成を検討するなど、相談対応の質の確保・向上を図る。 <p>(助成事業・相談窓口の啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知については、パンフレットを作成し指定医療機関及び市町村等に配付している。今後、市町村等へ周知依頼を行う場合は県HPアドレスを付すなど、より分かりやすい周知に努める。

(様式1号)

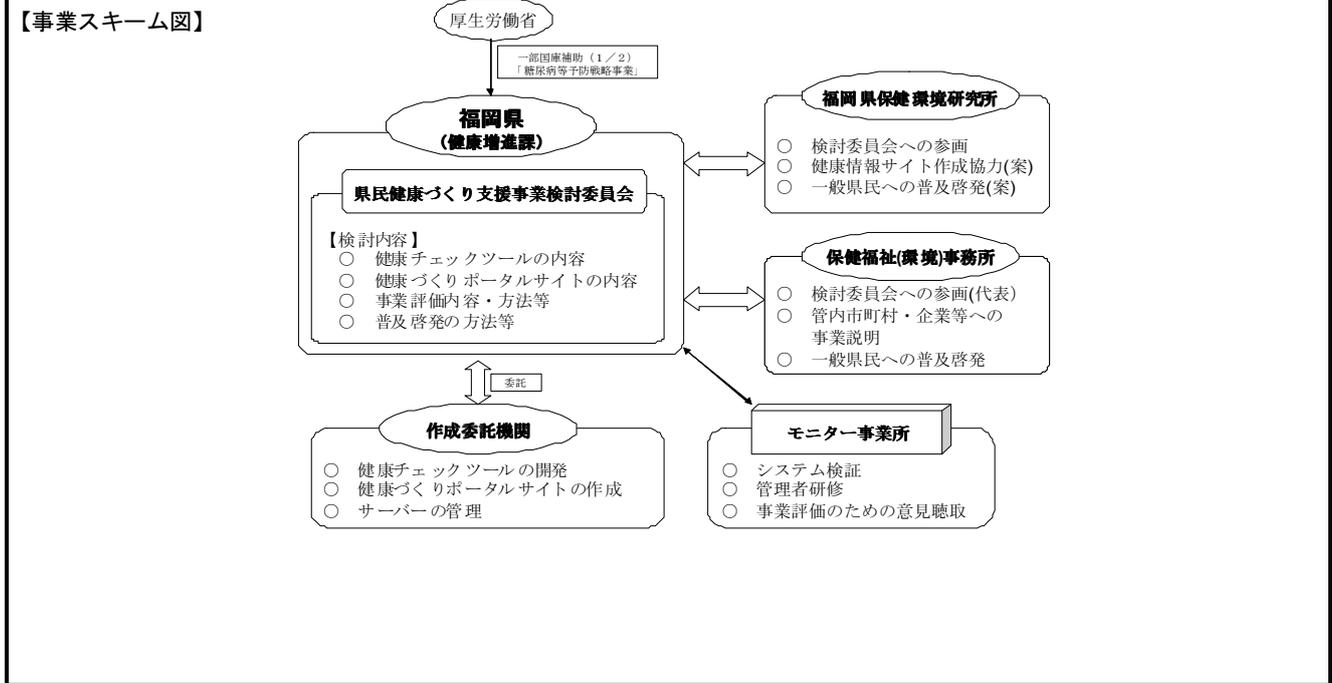
H25年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	県民健康づくり支援事業		部課(室)	保健医療介護部 健康増進課	事業 開始年度	H24
総合計画	10の事項	7	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	1	県民の健康の保持増進	施策	1	健康づくりの推進

1 事業のねらい・目的
 県民がいつでもどこでも健康づくりに取り めるよう、ITを活用する健康チェックツールを開発し、インターネット上に健康づくりのポータルサイトを作成して、各種健康関連情報やイベント情報等を併せて提供できるようにする。
 健康ポータルサイトを利活用して県民の自主的な健康づくりの支援を行い、生活習慣の改善を図る。

2 事業概要

- 県民健康づくり支援事業検討委員会
ポータルサイトや健康チェックツールの内容について、関係機関や専門家等による検討を行う。
- 健康チェックツール・ポータルサイトの作成
・保健指導機関等に委託し、検討委員会と連動して健康チェックツールの作成を行う。
・また、IT関連企業にポータルサイトの作成を委託する。
- 普及啓発事業
ポータルサイトや健康チェックツールについての事業説明会の開催等



3 事業目標等

成果指標	H24	H25	H26	H	H	H
健康づくりポータルサイト 年間アクセス件数	目標	-	-	100,000		
	実績	-	55,785 (12月末)			
	目標					
	実績					

【指標の考え方】
 事前評価では特定健診受診 を指標としていたが、健康づくりに取り みる県民を増やし、1人ひとりに必要な生活習慣改善を図ることが目標であるため、健康づくりポータルサイトにアクセスする件数を指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 サイトの開設はH25であり、H25実績のみから増加あるいは減少の傾向を判断することは困難。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 インターネット上に健康づくりのポータルサイトを開設したことにより、県民がいつでもどこでも健康づくりに取り組める。
	【事業の効率性】 ITを活用することで、効率的に健康づくりの支援、働きかけが行える。

5 事業費 (千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	21,045	5,698	4,802	時間	1,816	2,191.5	2191.5
(うち一般財源)	19,653	3,351	2,917	人件費 (千円)	7,657	9,003	9,003

6 見直しの内容
継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小) 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

① 広く県民に対して、健康ポータルサイト等を活用して健康づくりに取り組むきっかけを提供する。
 ② また、中小事業所における働く世代の健康づくりの取組が推進されるよう支援を行う。
 → これらの取組みを通じて、県民の自主的健康づくりを支援し、生活習慣病の発症を防ぐ。

【見直し内容】

(費用対効果の向上)
 ・事務用品、資料代等の見直し。

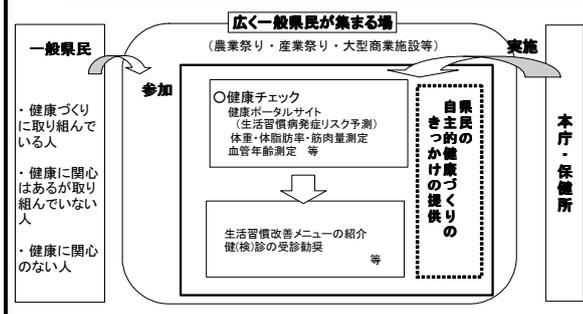
(部局間の調整・連携)

(その他)

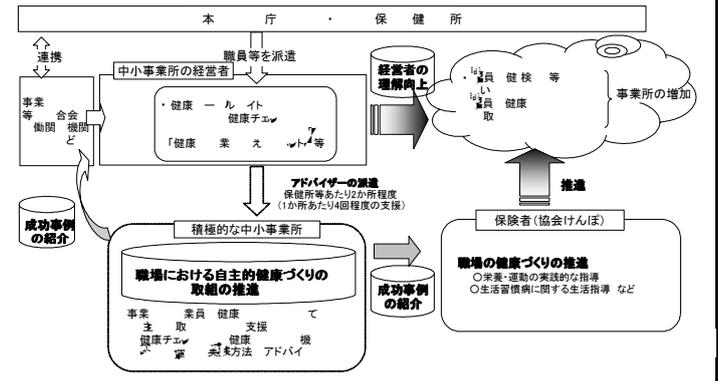
① 健康ポータルサイトを活用した健康づくりに取り組むきっかけづくりの提供
 広く一般県民に対し、健康ポータルサイト等を活用した健康チェックを行い、その結果に応じた生活習慣改善メニューの紹介や健診の受診を勧奨するなど、自主的な健康づくりに取り組むことを促していく。

② 働く世代の健康づくりに対する支援 (健康づくりアドバイザー等の派遣)
 中小事業所の従業員が健康づくりに取り組めるよう、経営者に対する啓発、職場における自主的な健康づくりの促進、成功事例の紹介を実施し、事業所が行う環境づくりを支援する。

健康ポータルサイトを活用した健康づくりに取り組むきっかけづくりの提供



働く世代の健康づくりに対する支援



事業名	生活習慣病対策事業	部課(室)	保健医療介護部 健康増進課	事業開始年度	H19
-----	-----------	-------	------------------	--------	-----

総合計画	10の事項	7	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	1	県民の健康の保持増進	施策	2	生活習慣病対策の推進

1 事業のねらい・目的

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき医療保険者において実施されている特定健康診査・特定保健指導を効果的に実施し、糖尿病等の生活習慣病の有病者及び予備群を減少させ、県民の健康増進を図るもの。

2 事業概要

(1) 特定保健指導等人材確保・育成事業 (平成24年度事業実績)
 特定保健指導に従事する人材の確保及び保健指導技術の向上を図り、特定健診等の円滑な実施を推進する。
 ①福岡県新規保健指導従事者養成フォローアップ研修 (3年目)
 対象者: 福岡県新規保健指導従事者養成研修受講者 (H24年度延参加人数 15名)
 ②実践者リーダー育成研修 (市町村等医療保険者)
 対象者: 市町村等医療保険者における保健師・管理栄養士 (H24年度延参加人数 316名)
 ③実践者リーダー育成研修 (民間事業者)
 対象者: 医療機関等民間事業者における医師・保健師・管理栄養士等 (H24延参加人数 357名)

【事業スキーム図】
 (平成25年度実施体制)

```

    graph LR
      A[福岡県] --- B[特定保健指導人材確保・育成事業]
      B --- C[実践者リーダー育成研修]
      B --- D[市町村等特定保健指導担当者研修]
    
```

3 事業目標等

成果指標		H23	H24	H25	H26	H27	H28	目標 H29
メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率(H20年度比)	目標	—	H20年度比で10%以上減	—	—	—	—	H20年度比で25%以上減 ※1
	実績	— (直近値 H22年度減少率 0.002%)	※2	※2				
特定保健指導従事者数研修会受講者数(実人数)	目標	200	200	400	400	400	400	400
	実績	346	378	451				

※1 医療費適正化計画(第2期)に合わせて目標値を設定
 ※2 算出データは2年遅れで厚生労働省保険局から情報提供がある予定

【指標の考え方】

- 前回平成21年度の評価では、特定健診受診率、保健指導従事者数、保健指導研修全コース受講者延べ数を指標として設定していたが、平成23年以降は、特定健康診査・特定保健指導の内容評価の観点から、制度の目的であるメタボリックシンドローム該当者・予備群減少率、保健指導従事者の量的、質的な確保の観点から、特定保健指導従事者研修会受講者数(実数)に変更した。
- メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率は、県の目標を設定している医療費適正化計画に合わせているが、特定健診結果等の国からのデータ提供が2年遅れとなるため、平成29年度においては平成26年度のデータにて評価を行うことが想定される。
- 平成25年度以降の特定保健指導従事者研修会受講者数の目標値は、過去の実績をもとに変更した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・メタボリックシンドローム該当者・予備群減少率：平成24年度実績は、今後厚生労働省保険局から提供されるデータに基づき算定、評価するため、直近値である平成22年度減少率は微減であり横ばい状態であった。

進捗が遅れている理由

- 特定保健指導の実施率が低い上に、保健指導を最後まで受ける者の割合も少なく、保健指導の効果が十分とは言い難い状況がある。
- 保健指導によりメタボ該当者・予備群の対象者となる者が増加している。これは特定保健指導対象者に対する支援が行き届いていないためと考えられる。
- 保健指導対象者に対して自発的・継続的に健康づくりに取り組むインセンティブが働く制度となっていないことが、進捗しない一つの理由と考えられる。

・特定保健指導研修会受講者数：目標値を達成したため、過去の実績等を参考に平成25年度以降の目標値を変更した。

4 有効性

【事業の有効性】

・平成24年度の福岡県市町村国保の特定保健指導実施率は現時点では公表されていない。平成23年度の実施率は35.6%で、全国市町村国保の21.7%を上回っており、特定保健指導の円滑な実施の推進に寄与している。

効率性

【事業の効率性】

・関係団体（国民健康保険団体連合会等）の研修会内容と重複しないよう調整している。

5 事業費（千円）	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	571	1,361	986	時間	720H	720H	720H
（うち一般財源）	571	1,361	986	人件費（千円）	2,958	2,958	2,958

6 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・第2期特定健診期間（平成25年度～平成29年度）においても、第1期の特定健診制度の枠組みを維持して実施されるが、特定健康診査・特定保健指導の実施率は低迷している。
- ・健診の効果を上げるための保健指導を担う人材の確保は重要であるため、実施率向上のための取組と併せて、保健指導に携わる人材の資質の向上に向けた取組を継続し、生活習慣病予備群、該当者の減少に努める必要がある。
- ・新規保健指導従事者養成フォローアップ研修は、新規保健指導従事者養成研修受講者を対象に受講後2年目、3年目に研修を行うもの。新規保健指導者数が確保出来たことにともない、新規保健指導従事者養成研修を平成22年度で終了したため、フォローアップ研修は平成24年度で終了する。
- ・平成25年度から、国が新たに示した「地域保健対策の推進に関する基本指針」に基づき、地域主体の健康づくりの環境整備を図るため、地域の健康づくりに関連した人や関係団体のネットワークを構築する上で、核となる人材の育成を実施する。

【見直し内容】

（費用対効果の向上）

- ・研修会会場は県施設で全て実施し、経費の削減に努めている。
- ・生活習慣病対策検討委員会経費及び健康サポーター育成研修等事業経費の見直し。

（部局間の調整・連携）

- ・医療保険課所管の医療費適正化計画の推進と連携して実施している。

(様式1号)

H25年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	福岡県がん診療連携拠点病院の機能強化、 福岡県指定がん診療拠点病院の整備事業				部課(室)	保健医療介護部健康増進課	事業 開始年度	H22
-----	-------------------------------------------	--	--	--	-------	--------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	7	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	1	県民の健康の保持増進	施策	3	がん対策の推進

1 事業のねらい・目的	
がん診療連携拠点病院を整備、機能強化することにより、がん医療水準の向上、均てん化を図り、死亡率の逡減をめざす。	
2 事業概要	
<p>1 がん診療連携拠点病院の機能強化</p> <p>(1) がん診療連携拠点病院機能強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん診療専門医療従事者等の育成 ・がん相談支援事業 (相談支援センター) ・院内がん登録促進事業 ・認定看護師派遣研修 ・がん診療医療従事指導者の育成 (指導者研修への派遣) <p>2 福岡県指定がん診療拠点病院の整備</p> <p>(1) 福岡県指定がん診療拠点病院の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度ながん診療提供体制を向上させるため、福岡県知事が指定する病院制度を創設 ・指定要件：国指定の拠点病院と同様 ・院内がん登録の実施、地域がん医療従事者への研修実施 <p>(2) 福岡県がん登録事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点病院及び県指定病院が行う院内がん登録を実施し、登録データを県拠点病院 (九州がんセンター) において分析・評価を行う。 ・がん診療に携わる医師等に対して、がん登録の精度向上のための研修会を実施する。 	
【 事業スキーム図 】	

3 事業目標等	
成果指標	H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27

人口10万対の75歳未満年齢調整死亡率 (総合計画) 目標 100.8 98.8 96.8

【指標の考え方】

- ・平成24年度に見直した「がん対策推進計画」において平成29年度までに「がんの年齢調整死亡率（75歳未満）を平成17年度比での20%以上減少させることとしている。各年度の目標値は前年度比2%減とする（目標：H28時点で80.6%）。
- ・同計画において、がん検診受診率50%以上（胃、肺、大腸は当面40%）を目指すとした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・目標達成はできていないが、目標値に近い数値まで減少している。
- ・がんの年齢調整死亡率は年々減少傾向にあるものの、人口の高齢化の影響で、減少率が鈍化している。

4
有
効
性
・
効
率
性

【事業の有効性】

- ・国指定がん拠点病院だけでは、医療の提供が不足する地区に県指定がん診療拠点病院を設置することにより、福岡県のがん医療の均てん化、高度ながん診療提供体制の整備を図ることができる。
- ・院内がん登録のデータの集約により、診療状況の把握が可能となり、施策への反映や治療の評価ができ、県民及びがん患者への情報提供体制の整備につながる。

【事業の効率性】

- ・各拠点病院当たりの補助額に4,260千円の上限を設定している。

5 事業費（千円）	H24決算	H25当初	H26当初	人件費 時間	H24	H25	H26
歳出	47,486	50,031	50,071		1,776H	1,776H	1,776H
（うち一般財源）	23,745	25,016	25,036	人件費（千円）	7,296	7,296	7,296

6 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・国は平成25年度以降もがん診療連携拠点病院の整備に関する指針に基づき、すべての二次医療圏に一箇所程度の拠点病院を整備し、医療の均てん化を図り、さらに充実させていくことが、がん拠点病院及び都道府県の役割となっているため、事業を継続する。
- ・院内がん登録のデータの集約により、診療状況の把握が可能となり、施策への反映や治療の評価ができ、県民及びがん患者への情報提供体制の整備につながる。
- ・国庫補助の対象事業が拡充されている。

【見直し内容】

- （部局間の調整・連携）
- ・国において指定要件の見直しが検討されており、今年度中にがん拠点病院の指定・更新を行い事業を継続していく。
- （費用対効果の向上）
- ・がん登録事業における実務者研修会経費の見直し。

(様式1号)

H25年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	肝炎ウイルス総合対策事業		部課(室)	保健医療介護部 健康増進課	事業 開始年度	H22
-----	--------------	--	-------	------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	7	誰もが元気で暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	1	県民の健康の保持増進	施策	3	がん対策の推進

1 事業のねらい・目的

肝がんの予防対策として、肝炎ウイルス陽性者の早期発見、早期治療体制を確保する。

2 事業概要

【目的】肝炎ウイルス検診機会の拡大と検診後のフォロー体制を確立し、肝炎ウイルス陽性者の早期発見、早期治療を促進する。

【肝炎ウイルス無料検査の対象者】
 ○福岡県在住の20歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない者（北九州市・福岡市・大牟田市・久留米市の市民は除く）
 ①1992年（平成4年）以前に輸血を受けたことがある
 ②長期に血液透析を受けている
 ③非加熱凝固因子製剤や1994年（平成6年）以前にフィブリゲン製剤（フィブリン糊としての使用を含む）の投与を受けたことがある
 ④臓器移植を受けたことがある
 ⑤過去に肝機能異常を指摘されたことがある
 ⑥医師が肝炎ウイルス検査を必要と判断した

【事業スキーム図】

```

graph LR
  A[福岡県] -- "助成：県 1/2  
国 1/2" --> B[感染症対策促進事業  
特定感染症検査等事業]
  B --> C["福岡県肝炎対策協議会の開催  
肝炎検診受診体制整備  
県民に対する肝炎ウイルスの正しい知識の普及啓発"]
  
```

3 事業目標等

成果指標		H21	H22	H23	H24	H25	H26
肝炎ウイルス検診受診者数	目標	4,400人	4,400人	4,400人	4,400人	4,400人	4,400人
	実績	2,010人	1,914人	2,086人	1,808人	1,292人	-

※H25実績については4月から11月の実績人数である。

【指標の考え方】
 ・肝炎ウイルス検診未受診者（約17,645人（推定））のうち、肝炎ウイルス陽性の恐れのある者全員の受診を目指す

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 ・現状では、目標を大きく下回っている状況である。
 ・医療機関、保健所などを通じて普及・啓発に取り組んでいるが、健康増進法に基づく健診事業（40歳検診等）においても肝炎検査の受検機会が多くある事も要因といえる。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肝炎ウイルスに感染している人は全国で約250万人以上存在し、国内最大の感染症となっている。また、肝炎ウイルスは肝がんの主な発症原因である。肝炎ウイルスを早期に発見することで、将来の肝硬変及び肝がん予防のための治療につなげる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肝炎ウイルスを駆除するためのインターフェロン療法は、1人あたりの治療費が年間約360万円で、肝がんの治療費は約600万円かかることから、肝炎ウイルス感染者を早期に発見し、肝炎の段階で治療を受けさせることは、医療費全体の抑制に大きく寄与する。

5	事業費(千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
	歳出	19,316	22,428	22,504	時間	410H	410H	410H
	(うち一般財源)	6,725	9,979	9,983	人件費(千円)	1,685	1,685	1,685

6	見直しの内容	医療機関、保健所を通じて普及・啓発を継続していく。
	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>	
	【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> ・ まだ肝炎ウイルスの感染者は存在しており、将来の肝硬変及び肝がんの予防のためにも肝炎ウイルス感染者を早期に発見する必要がある。 ・ 肝炎ウイルス検査を身近に受検できる体制を維持する必要がある。
	【見直し内容】	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き市町村や医療機関と協力し県民に対する普及啓発を図り、医療機関や保健所で肝炎ウイルス無料検査を実施していく。 ・ ポスター、ホームページなどの広報媒体を活用し普及啓発を行う。 <p>(費用対効果の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肝炎対策委員会開催経費及び普及啓発経費等の見直し。

事業名	がん検診評価点検事業		部課(室)	保健医療介護部健康増進課	事業開始年度	H23
総合計画	10の事項	7 誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1 生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる		
	小項目	1 県民の健康の保持増進	施策	3 がん対策の推進		

1 事業のねらい・目的

○本県におけるがんの罹患の実態を把握し、がん検診情報と突合することにより、検診の有効性を評価・分析、結果を県民へ情報提供し、検診の有効性を明らかにすることなどにより、検診受診率の向上を図る。
○その結果、がんによる死亡数の減少とがん患者のQOLの維持・向上を目指す。

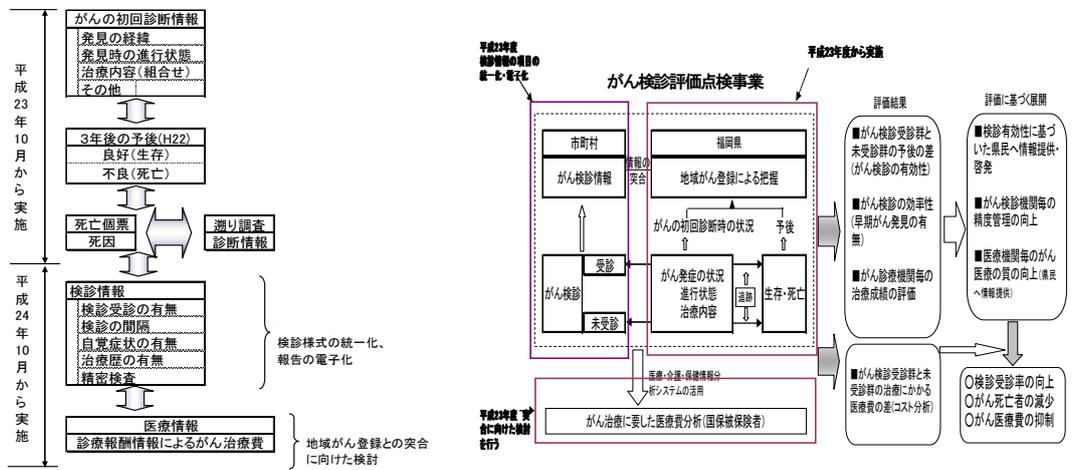
2 事業概要

(1) 推進検討会
福岡県がん検診評価点検事業推進検討会の開催
○目的：事業の効果的・効率的な実施体制や登録データの評価・分析・公表（検診機関毎・医療機関毎）について、有識者を含む関係者により検討を行う。
○構成員 17名 ○開催回数 3回
○検討内容 ・事業の実施状況の評価、改善点等の助言
・登録データの評価・分析、活用の検討
・登録データとがん検診情報の突合結果の評価
・その他事業の推進に必要な事項

(2) 地域がん登録
本県のがん患者の実態を把握するため、それぞれの機関でそれぞれの医師により別々に行われている診療内容と、死亡小票による患者の5年生存状況を、1人の患者（県民）の情報としてデータを登録・蓄積する。
具体的には、①診療情報は、がんの初回診断時の情報と治療内容を県内の医療機関から提出してもらい、その情報を入力する。届出票（登録票）年間40,000件（推定）
②生存確認は、死亡小票を収集・入力し、①の情報と突合することで把握する。
※がん患者推計 年間36,000名 死亡小票年間 45,000件

(3) 評価・分析
地域がん登録による情報及びがん検診情報（受診の有無と発見時のがんの進行状態、受診間隔など）と医療費を1人の情報とし、医療機関毎、検診機関毎の医療や検診の有効性などの評価・分析を行う。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人口10万対の75歳未満年齢調整死亡率（総合計画）	目標	100.8	98.8	96.8	94.8	92.8	90.7	88.7	86.7	84.7	82.8
	実績		97.2	94.3	93.5	89.0	87.6	88.9	86.0	-	-
IM比	目標	-	-	-	-	-	-	-	-	1.5	1.5
	実績	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※IM比は、がん罹患患者数とがん死亡者数の比で、本事業の進展により、罹患患者数が確定しないと算出できない。

(様式1号)

H25年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	がん対策推進事業 (がん検診受診率向上対策事業)		部課(室)	保健医療介護部健康増進課	事業開始年度	H24
-----	-----------------------------	--	-------	--------------	--------	-----

総合計画	10の事項	7	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	1	県民の健康の保持増進	施策	3	がん対策の推進

1 事業のねらい・目的

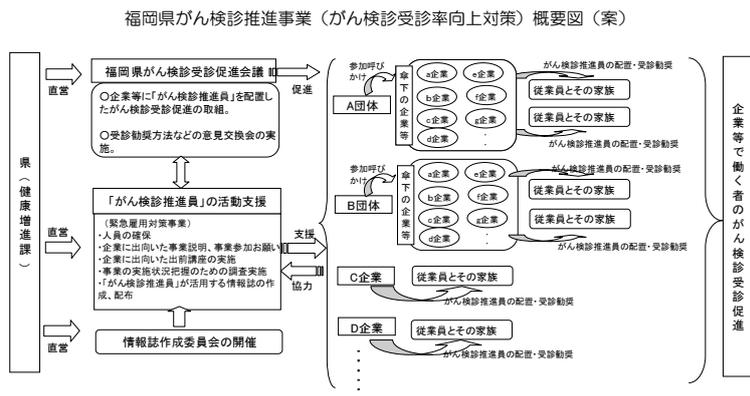
全国に比べ低位である検診受診率を向上させるため、県民、患者会や事業所と連携しながら受診促進の啓発活動を行っていくことが必要。

2 事業概要

○ 「福岡県がん検診受診促進会議」の開催
働く世代（40代、50代の事業所で働く者を中心とした）のがん検診受診率向上を目的として、関係者による受診しやすい環境づくりや、効果的な受診促進の啓発方法などの検討等を行い、事業所における検診受診啓発活動の推進を図る。

- ※受診しやすい環境作り
 - …企業等での検診受診奨励、市町村がん検診受診時間の確保など
- ※効果的な啓発方法
 - …市町村がん検診の実施場所や時間・受診方法の個別案内など

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H16(基準)	H19	H22	H24	H25	H26	H27
各がん検診受診率	胃	目標			50.0%	40.0%	40.0%	40.0%
		実績	20.1%	25.4%	26.6%		調査中	
		(全国順位)	46	40	42			
	子宮	目標			50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
		実績	19.4%	20.0%	29.8%		調査中	
		(全国順位)	46	33	37			
	肺	目標			50.0%	40.0%	40.0%	40.0%
		実績	10.0%	16.2%	17.4%		調査中	
		(全国順位)	47	47	45			
	乳	目標			50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
		実績	18.5%	17.9%	27.6%		調査中	
		(全国順位)	44	38	43			
大腸	目標			50.0%	40.0%	40.0%	40.0%	
	実績	16.3%	20.0%	20.2%		調査中		
	(全国順位)	45	45	43				

【指標の考え方】
・平成24年度に見直した「がん対策推進計画」において平成29年度までに「がん検診の受診率50%以上（胃、肺、大腸は当面40%）」を目標とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・目標達成はできていないが、がん検診受診率は向上している。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・当該事業へ参加登録した事業所に対するがん検診受診の勧奨・啓発を行うことにより、がん検診受診率向上を図る。
- ・これにより、早期発見・早期治療によるがん死亡者数の減少を図る。

【事業の効率性】

- ・各種経済団体等を通じて、当該事業の周知に努めている。

5 事業費（千円）	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	22,057	1,805	761	時間	2,357	2,357	2,357
（うち一般財源）	11,028	900	381	人件費（千円）	9,683	9,683	9,683

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）

終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・平成26年度末までに参加登録事業所を1万事業所とすることを目標に事業を行っており、当該目標達成に向けた事業展開を行うとともに、がん検診受診率の目標を達成するために登録事業所に対する事後フォローを実施する。

【見直し内容】

（費用対効果の向上）

- ・既に、当該事業へ参加登録した事業所に対するがん検診の受診勧奨や啓発を促進する。
このことは、不特定多数の県民に対するがん検診受診勧奨とは異なり、一定程度のがん検診の重要性を認識した参加登録済み事業所に対するがん検診受診勧奨となることから対た発奨業勤当に奨登勤た啓を業奨当所に所す業済当に奨登勤所数勤た啓を業奨当所に的勤

(様式1号)

H25年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	難病患者地域支援ネットワーク事業 (在宅重症難病患者レスパイト入院事業)		部課(室)	保健医療介護部 健康増進課	事業 開始年度	H24
-----	-----------------------------------------	--	-------	------------------	------------	-----

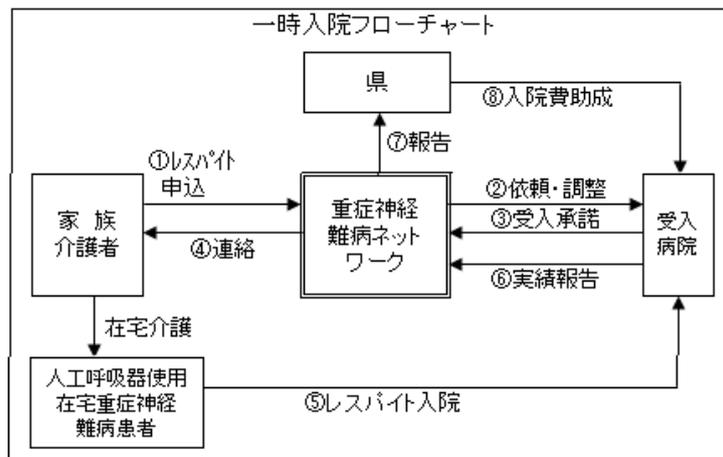
総合計画	10の事項	7	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	3	難病患者等の支援	施策	1	難病患者等への支援の充実

1 事業のねらい・目的
 人工呼吸器を使用する重症神経難病患者を在宅介護する家族が一時休息（レスパイト）することによる、患者の在宅療養の継続を支援する。

2 事業概要
 平成24年9月から事業を実施し、重症難病患者のレスパイト入院受入病院に対する、職員の一時的配置増等に必要な費用を助成する。

- ・ 1人当たり利用限度： 14回×2回/年
- ・ 補助単価： 18,670円/日

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H24	H25	H26	H27	H28	H29
受入医療機関数	目標	12	14	16	16	16	16
	実績	27	30				
レスパイト入院延数	目標	128	128	128	128	128	128
	実績	27	33				

【指標の考え方】
 人工呼吸器を使用する在宅重症神経難病患者のレスパイト入院を受入れ可能な医療機関を県内各医療圏毎に1カ所以上を整備する。また、レスパイト入院延数は対象者（64人）年2回の利用を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 受入医療機関については、福岡県重症神経難病ネットワークの協力により目標を大きく上回って確保できているが、レスパイト入院延べ数については、平成24年9月からの事業実施となったことから目標を下回っている。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・ 医療機関に費用を助成することで、レスパイト入院の受け入れの円滑化が図れる。 ・ 家族介護者が必要なときに休息が取れるようになることで、在宅療養の継続が図れる。
	【事業の効率性】 福岡県重症神経難病ネットワークとの連携で事業を実施していることで、医療機関や患者等とのつながりが多いことから、受け入れ病院の確保や事業の周知等効率的に実施できている。

5 事業費（千円）	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	6,646	18,297	13,522	時間	90	90	90
（うち一般財源）	3,323	9,149	6,761	人件費（千円）	370	370	370

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 平成24年9月から事業を実施し、1年を経過していないが利用者及び医療機関からも評価されており、他の制度が活用できない限りは継続して実施していきたい。
【見直し内容】 （費用対効果の向上） ・ 在宅重症難病患者レスパイト入院事業委託料の見直し。 （部局間の調整・連携） （その他）

(様式1号)

H25年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	アルコール依存症支援事業	部課(室)	保健医療介護部 健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	H24
-----	--------------	-------	-------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	2	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	2	道路交通の安全確保	施策	1	飲酒運転の撲滅

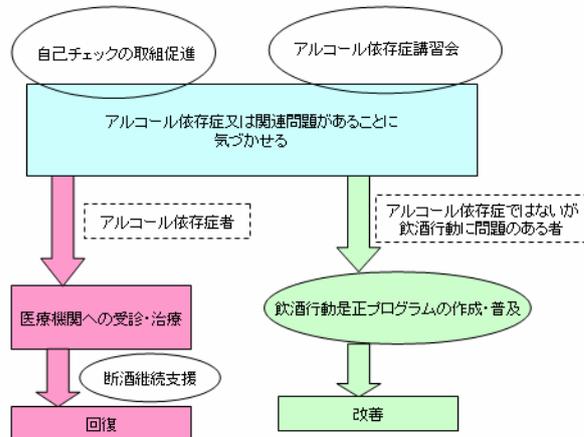
1 事業のねらい・目的

○ アルコール依存症者及びその疑いのある者の減少により、県民の健康増進を図るとともに、もってアルコール依存症者による飲酒運転の減少にもつなげる。

2 事業概要

- (1) アルコール依存症講習会の開催
 - 事業主を対象に、職場におけるアルコール問題について啓発するとともに、アルコール依存症自己チェックによるアルコール依存症従業員の早期発見や、対応方法などを習得する講習会を開催する。
 - アルコール依存症を持つ家族を対象に、アルコール依存症者に対する適切な対応方法を習得する講習会を開催する。
- (2) アルコール依存症自己チェックの取組促進
 - 市町村、企業等の健診時等によるアルコール依存症自己チェックの実施を働きかける。
- (3) 飲酒行動是正促進事業
 - 飲酒行動に問題がある者を対象に、飲酒に関する正しい知識と飲酒のコントロール手法を習得するプログラムを作成し、その普及のための研修の実施。
- (4) 相談支援体制の強化
 - 自助グループの会員（特に相談対応を行う者）を対象にした研修会を開催し、自助グループの相談体制の強化を図る。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H23	H24	H25	H26	H27	H28
飲酒運転事故件数	目標	—			193		130
	実績	257	185	171			

【指標の考え方】

○ アルコール依存症者及びアルコール依存症の疑いのある者の減少により、県民の健康増進を図るとともに、アルコール依存症者による飲酒運転の減少にもつなげることが目標であり、指標として飲酒運転事故件数を設定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

○ 本県の飲酒運転事故件数は、全国で最も大きく減少した。これは県民と一丸となって飲酒運転の撲滅に取り組んできた成果であり、目標を大きく上回る状況で進んでいる。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ○ アルコール依存症の自己チェックの普及を図ることでアルコール問題を早期に発見をさせることができる。 ○ 家族や事業主などの周囲の者におけるアルコール依存症者への対応力を向上させることで、医療機関への受診、治療に繋げることに寄与している。
	【事業の効率性】 ○ 自助グループの活動を活性化させることにより、アルコール依存症治療（断酒）の継続を促進することができる。

5 事業費（千円）	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	2,065	6,952	5,766	時間	2,116	2,116	2,116
（うち一般財源）	2,065	6,952	5,766	人件費（千円）	8,693	8,693	8,693

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転事故件数は減少しているが、未だ撲滅に至らないため、引き続き、飲酒運転の要因の一つであるアルコール依存症対策に取り組む必要がある。 ○ 普及啓発をより効率的に実施できるように工夫する。飲酒行動に問題がある者、依存症の疑いがある者を相談や専門医療につなぐための相談窓口の周知徹底を図る。 ○ 事業所等における飲酒行動改善の取組を促す。 <p>-----</p> <p>【見直し内容】</p> <p>（費用対効果の向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 普及啓発に係るアルコール依存症講習会経費の見直し（企業向け講習会開催回数4→2回、家族向け講習会1事務所当たり3→2回） <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所等において飲酒行動改善の取組を促すために、指導者の派遣を行う。 ○ 普及啓発において、相談窓口の周知を断酒会等の自助グループと共に取り組み、街頭啓発によりアピール度の高いものとする。

H25年度 事務事業評価書

事業名	精神障害者社会復帰促進事業	部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	H20
-----	---------------	-------	------------------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	3 高齢者や障害者が安心してはつらつと生活できること	中項目	4 障害者が自立して生活できる社会をつくる
	小項目	2 障害者の地域生活支援	施策	1 障害者の社会参加の促進

1 事業のねらい・目的

関係機関の連携及び自立支援員による個別支援により、精神障害者の退院促進（地域移行）を図る。

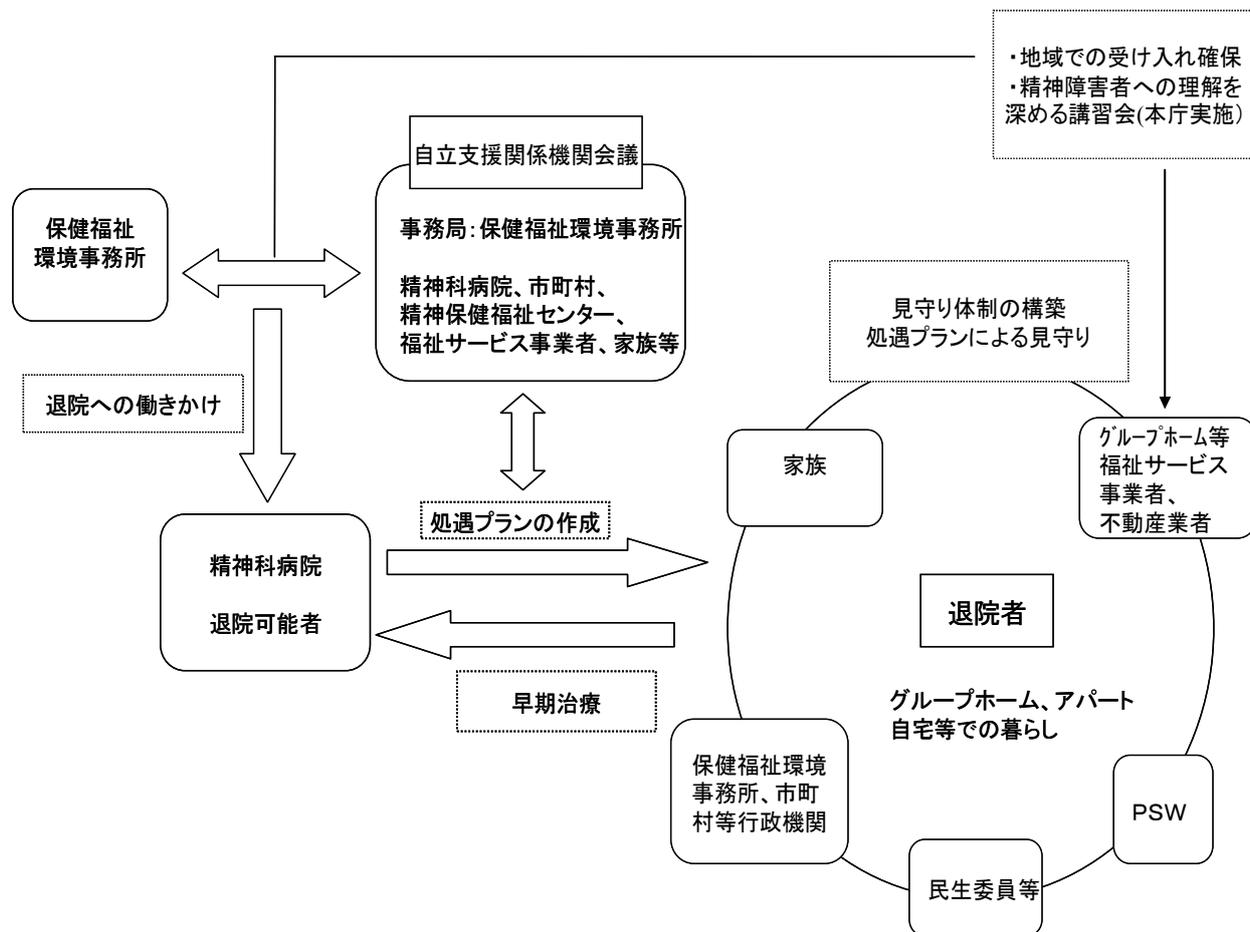
2 事業概要

13保健医療圏に、県保健福祉（環境）事務所が中心となって、市町村、精神科病院、障害者福祉サービス事業所、家族会等で構成する自立支援関係機関会議を設置し、関係機関のネットワークの構築、個別ケースの検討を行う。

退院した精神障害者の受入先となるグループホームなどのサービス事業者等に対し、精神障害への理解を深めるための講習会を開催する。

退院する精神障害者の症状悪化の兆候や悪化時における対応方法を、家族、障害サービス事業者等の関係者間で共有し、様子の変化に気付いた者が対象者を早期に医療機関につなぐ取り組みを実施する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果 標		H22	H23	H24	H25	H26	H27
事業による地域移行者数	目標	130	270	323	—	—	—
	実	6	56	4	—	—	—
1年未満入院者の平均退院率（6月30日）	目標	—	—	—	67.7	6.0	72.0
	実	—	—	—	中		
5年以上65歳以上の退院者数（6月1か月間）	目標	—	—	—	104	111	11
	実	—	—	—	中		

【 標の考え方】

- ・ H1～H2 までに「県障害福祉計画」における退院目標者数1,600人のうち、半数の800人を本事業の実施により地域移行することを目標に設けていたが、国が示した目標に基づき、福岡県精神障害者福祉計画（第2期）で次の目標を設定した。
- ・ H2年6月30日における1年未満入院者の平均退院率を、H21年6月30日（65.5%）で%に増加させる。
- ・ H2年6月30日における5年以上65歳以上の退院者数を、直近の状況（平成23年度、人）よりも20%増加させる。

【目標達成状況、未達成のときはの理】

平成23年度については、目標を回った。

(理)

地域での受け入れ先が不足している状況であるため、今後拡大していくことが要な状況である。

【事業の有】

- ・ 地域の関係機関が連携し、課題解決のためのネットワークを構築し、退院可能な精神障害者の地域移行支援を進めている。
- ・ 地域着のための見取りが構築される。

【事業の率】

- ・ 退院者の病状悪化時の処遇プランを活用し情報を共有化するなど、事業を率的に進めるようめている。

5 事業（千円）	H24決算	H25当初	H26当初	人件	H24	H25	H26
歳出	1,426	3,705	3,735	時間	3,720H	3,720H	3,720H
（うち一般財源）	1,112	3,405	3,433	人件（千円）	15,202	15,202	15,202

6 見直しの内容

継続（拡（実施方法の大きな変更等をうもの）一部（小））
 （構築（の事業に組みえ））

【上の理】

- ・ 精神障害者がみれた地域をとし、本人のにして、実した地域生活をることができるよう、精神科病院からの退院、地域生活移行を促進し、社会的入院の解を更に進めていく要がある。

【見直し内容】

- ・ 自立支援関係機関会議に新たな職種、事業者の参加者を加えるなど、具的な連携の構築を図る。
- ・ 事業に取り組む医療機関の数を拡大し、地域の見取りを、全県に拡大する。

（用対果の上）

- ・ 自立支援関係機関会議資料代の見直し。

(様式1号)

H25年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	自殺対策事業		保健医療 健康づくり推進の事業	H	
総合計	1の事業	7	目	1	生涯を通して健康でいられる生活をつくる
	小目		種	1	市民の健康・自殺対策の推進

1 事業の目的

下の経済情勢をまね、まねた人やすせーいとして地域おけ自殺対策を強ず

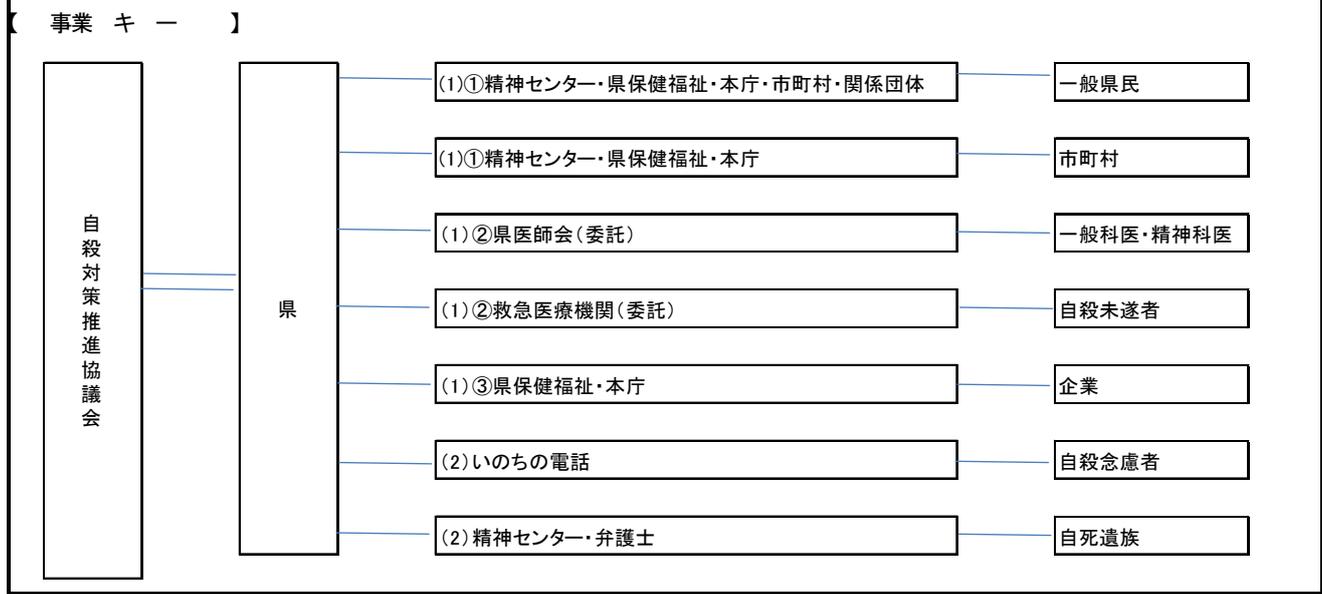
事業

(1) 早期発見・早期療法の強化
 地域おけにり
 ・ゲキパ養研
 ・うくりミンゴの
 医療おけ早期発見早期療
 ・一科医師すうの診断・療技のめい研
 ・医療者への
 ・かかりつけ医科医師の連携強
 ・自殺者事業の施コ、すター一応能力研
 ・自殺者事業の施

() 相談の確保
 ・自殺総合相談窓口の(4間5日
 ・のあ手が施す講研への
 ・自務相談へ保健師を
 ・自す相談窓口の種主種談自者への

() 自殺の防止
 ・自頭発活

4) 推進
 ・自殺対策推進関
 ・地域での
 ・自殺対策を施す市の



事業目等								
成果		H	H	H	H(見)	H	H	
自殺	人口1万人当たりの自殺者) 総合計画	1	1	1	1	1	1	

【 目 感、未 感の の 理】
 平成24年の自殺(見)21.4%平成1の率2.から1.7%であり、目 感で

4 【 事業の 】
 自殺の 因様で、れれが合にわてい から、自殺者の 自殺 した 踏まえ から、総合 施策 をり 果に推していく。に、うつ 自殺未遂者等自殺の 点 をてた施策を点 にせめ。
 ・かかりつけ医 精 科医 の連携強化について 郡 医師 で が連携を ための の 進めてた あり、地域 での連携に、うつ 者が、に精 科医療を け がで うに。
 ・平成24 から、自殺の 険の い自殺未遂者対策に 取 ぐ。自殺未遂者の支援に 取 司 書 護 の 連携が られつ り、また、 が 取 自殺未遂者事業 の連携。

【 事業の 】
 ・ の自殺者が い から、 におけ うつ 等の 理 正い対応について研修す「企業 一 を 衛 局、 衛 業保健推センター で開 す で、事業 の 及 対 者への かけを に施で。
 ・ゲートキーパー養成研修について、社 福、 師、 理 合 の 体 事業を 施す で、 れらの 体 の 体 自殺対策への 取 を 得。

事業 (千)	H	H	H	人	H	H	H
	70	171	1110	時間	117	117	117
(うち一般財源)	1	07	10	人 (千)	17	17	17

見直しの内

継続 (拡充 改善 (施 の大 変更等を伴う の) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に 替え) 廃止)

【 上記の 理】
 ・自殺者 間100人前後存在す ため、引 続 事業の 取 者対策への点 化及 事業の 化を り対策を継続していく必 が

【 見直し内 】
 (用対 領向上)
 ・精 医療 係者への研修について、かかりつけ医 精 科医 の連携強化事業において 施す 研修に で、 化を。
 ・メンタ ヘス 地域講演 開 経 ス リーニング支援経 及 普及啓発経 の見直し。

事業名	認知症医療センター事業		部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業開始年度	H23
総合計画	10の事項	7	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	2	こころの健康の保持増進	施策	1	こころの健康・自殺防止対策の推進

1 事業のねらい・目的	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する専門的な医療を提供する医療機関が少なく、どこにあるかわかりにくいため、拠点となる専門的医療機関を設置する。 早期に診断を行い、鑑別診断に基づき適切な治療やケア方針の決定を行うため、かかりつけ医や地域包括支援センターに対する相談助言や介護へつなぐ。 各認知症医療センターにおいてかかりつけ医等への研修会の開催や一般市民への普及啓発を行い、認知症への地域での理解を深め、早期発見早期治療に努める。
2 事業概要	<p>県域の5ヶ所の医療機関を福岡県認知症医療センターとして指定し、事業を実施。 福岡県認知症医療センター：久留米大学病院、牧病院、宗像病院、見立病院、国立病院機構大牟田病院</p> <p>事業内容 (1) 専門医療相談 ① 初診前医療相談 (患者家族等の電話・面談照会、医療機関等紹介) ② 情報収集・提供 (県保健福祉(環境)事務所、市福祉事務所等との連絡・調整) ③ 地域包括支援センターとの連絡調整 (2) 鑑別診断とそれに基づく初期対応 (初期診断、鑑別診断、治療方針の選定、入院先紹介) (3) 合併症、周辺症状への急性期対応 (4) かかりつけ医等への研修会の開催 (5) 認知症医療連絡協議会の開催 (6) 情報発信</p>
【事業スキーム図】	<p style="text-align: center;">福岡県認知症医療センター</p> <p style="text-align: center;">福岡県</p> <p style="text-align: center;">認知症医療センター 地域包括支援センター</p>

3 事業目標等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">認知症医療センター設置数</td> <td>目標</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鑑別診断件数 (累積数)</td> <td>目標</td> <td>540</td> <td>1,900</td> <td>3,200</td> <td>5,800</td> <td>8,400</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>573</td> <td>3,081</td> <td>5,781</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>【指標の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外来件数や相談件数は病院の規模により変動する可能性が高いため、認知症医療センターの特異的な指標として、認知症鑑別診断件数を設定する。 福岡県の認知症患者の推計値はH27年19.2万人、H37年26.6万人であり、1年当りの増加は7,400人で県域の患者は3,863人増加すると見込み、このうちの2/3の2,575人(約2,600人)を毎年鑑別診断していく。 認知症医療センターの増加に伴い、成果指標及び鑑別診断件数を見直す。 <p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症医療センターは平成23年度に5か所設置した。 鑑別診断数は、H25年度は5,781件(累積数)で、目標を達成できた。 	成果指標		H23	H24	H25	H26	H27	認知症医療センター設置数	目標	4	5	5	11	11	実績	5	5	5	-	-	鑑別診断件数 (累積数)	目標	540	1,900	3,200	5,800	8,400	実績	573	3,081	5,781	-	-
成果指標		H23	H24	H25	H26	H27																												
認知症医療センター設置数	目標	4	5	5	11	11																												
	実績	5	5	5	-	-																												
鑑別診断件数 (累積数)	目標	540	1,900	3,200	5,800	8,400																												
	実績	573	3,081	5,781	-	-																												

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定した認知症医療センターで関係機関との連携の会議や研修会等を開催することにより、本人・家族からだけでなく、診療所の医師や介護関係職員からの相談が増えてきており、地域における認知症の早期対応に寄与している。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者支援課が実施するかかりつけ医研修会やサポート医研修会は、認知症医療センターが行う研修会と対象者が一部重複するため、合同で開催している。

5	事業費(千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
	歳出	22,144	22,539	37,601	時間	510	510	840
	(うち一般財源)	10,878	11,270	18,801	人件費(千円)	2,096	2,096	3,451

6	見直しの内容
	<p> <input type="radio"/> 継続 (<input checked="" type="radio"/> 拡充) 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小) 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
	<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は認知症の早期診断等を行う医療機関を二次医療圏に1か所整備する方針を出しており、福岡県保健医療計画でもその方針を明記している。しかし、現時点で6つの医療圏にセンターが設置されていない。 県域に5か所の認知症医療センターを指定しているが、1センターのカバーする地域が広く、2～3の医療圏を対象としていることからセンターから遠い市町村の相談者が少ない状況であり、身近な所にセンターを整備する必要がある。
	<p>【見直し内容】</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療計画に沿って、認知症医療センターを二次医療圏に1ヶ所整備するため、現在未整備の6医療圏に設置し、県域で計11ヶ所とする(両政令市は各1カ所ずつ整備済み)。

3 事業目標等

成果指標		H23	H24	H25	H26		
休日・夜間における相談件数	目標	-	4,000	5,300	5,300		
	実績	2,582	4,885	3,320			

【指標の考え方】

休日・夜間における相談件数を設定する。目標値は次のとおりとする。

- ・平成23年7月～平成24年6月までの実績（4,305件）と直近期6ヶ月の平均相談件数をもとに設定する。
 $(4,305 \text{ 件} \div 12 \text{ ヵ月} = 359 \text{ 直近期平均 } 525 \text{ (} 359 + 525 \text{)} \div 2 \times 12 = 5,304$
- ・平成26年度の目標は、平成25年度の実績見込みが未達成であるため平成25年度と同様とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・平成25年度は目標が未達成の見込であるが、何度も繰り返し電話をかけていた人が、かけることをやめたこと等により、実績が減ったものと考えられる。

4
有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・年間5,000件近くの相談が寄せられており、効果的な相談者の不安解消等が図られる相談窓口として機能している。
- ・「夜間・休日における相談窓口」の設置後は、急変患者等に対応すべき精神科救急医療情報センターに寄せられていた緊急性の低い不安等の相談は減少し、機能分担が図られた。

【事業の効率性】

- ・精神科病院に委託することにより、当直の精神科医からの助言を得られるので、幅広い相談に効率的に対応できている。

5 事業費(千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	10,458	11,148	11,481	時間	576H	576H	576H
(うち一般財源)	10,458	11,148	11,481	人件費(千円)	2,367	2,367	2,367

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・平成26年度の目標を達成するため、さらなる周知を図る必要がある。

【見直し内容】

(その他)

- ・事業者等に対する各種研修会において、周知を行い相談件数の増加を図る。

H25年度 事務事業評価書

10の項目	7	もが、気健 養らせ	項目	1	て健 過、せ、つ	開始	H22
-------	---	-----------	----	---	----------	----	-----

項目	の健 の	項目	の
----	------	----	---

1 のねらい、目
 もり 援セン、設、 もり、び家族の 援、早

2 概要
 1 もり、援
 もり、びの家族 対 た電話、所、訪問 援 の。
 2、
 もり家族 への開
 もり 対 正、識 普、り、家族の、の、図 も、家族が もり、本 対
 て主、が、援。
 援、研 の開
 健、環 境、所、員 もり 援の 真 上 図、目 研 開。
 例、の開
 もりへの 援、てい 員が、例への対 学、り、援のスキ ッ 図。
 携強化
 もり対、福、の開
 健、環 境、所、の もり 援の 携 強化、援の、図。
 健、環 境、所、の もり 援の 携 強化、援の、図。
 4、家族 援
 プ、ス、ス(機、た、ら)の、り、な、せ、り、の、図。
 家族、対 居 所、の、り、な、せ、り、の、図。
 家族、工の語らい、て、家族の、の、て、化、り、と。
 5
 もり のマニユ、作
 の、更 新
 の、更 新
 の、更 新

<事業実績>

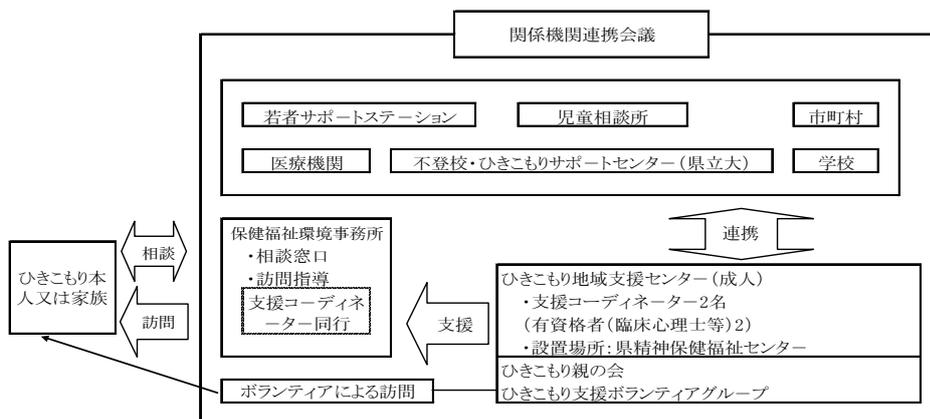
	5	4	5	考
家族教室	5名	4名	5名	年度 ミ 講座を開催 年度、ク、5開催
家族サロン	1名	1名	4名	年度、月、月1開催
フリースペース	1名	4名	4名	年度、月1開催 者、星、年1月、月

×7月、理

	4	5	考
引きこもり対策連 絡調整会議	4名	6名	年度、年2開催 5年度、目を1*月16日 実施
ひきこもり地域支 援センター連絡会 議	1名	1名	11名 5年度、目を開催
保健福祉環境事 務所とのひきこも り対策連絡会	1名	1名	5名 年度、保健所、て開催
研修会	1名	6名	年度、開催 年度、開催

×7月、理

スキ ッ 図



3 事業目標等

成果指標		H23	H24	H25(見込)	H26	H27
ひきこもり者訪問・支援数(実人員)	目標	32	16	16	16	16
	実績	2	12	12	-	-
ひきこもり者電話・来所相談件数(延件数)	目標	-	1,500	1,500	1,500	1,500
	実績	731	1,292	1,281	-	-

【指標の考え方】

○訪問・支援数

コーディネーターが週1回×1回2人×コーディネーター2人×4週=16
月に16人に訪問。月に1回は訪問するので、年16人。

○電話・来所相談件数

- ・コーディネーター2名、週4日勤務、1日7.75時間、月124時間勤務
- ・週1日は訪問・支援が主、週3日は相談が主とする。しかし、家族サロン、フリースペース、研修会等の業務もあるため勤務時間の全てを相談に従事するわけではない。
- ・一回の相談時間は、来所は1時間を原則としている(超えることもあるが)電話は長短有り→1件の相談時間を1時間と設定
- ・月の相談対応時間 7.75時間×週3日×2/3×4週×2人=124時間
- ・対応可能な相談件数月124件 対応可能な相談件数年1,488件÷1,500件

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

訪問・支援、電話・来所相談件数は、目標に達成していない。その理由は以下のとおりである。

①訪問・支援数

就労支援機関等への同行支援は件数が増加しているが、家庭への訪問については、対応方法の助言により当事者への訪問に至る前の段階で状況が改善したケースが多くあまり増加していないため。

②電話・来所件数

開設以降、ホームページやチラシ等普及啓発広報に努めているが、未だ十分に認知されていないと考えられる。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・ホームページの閲覧や市町村等からの紹介により相談件数は伸びてきている。また、訪問・支援数のうち、同行支援の件数については増加している。
- ・相談業務以外に実施している定期的な家族サロンやフリースペースは、毎回コンスタントに利用がある。
- ・支援関係者への研修などで、支援者のスキルアップが図られたとともに支援センターの周知につながっている。
- ・各種会議により関係機関の連携体制が構築できている。

【事業の効率性】

- ・相談マニュアルの作成により、ひきこもり者への対応など各相談対応者のスキルがあがっている。
- ・平成23年度から新たに、家族教室、フリースペースを開設するなどニーズに対応した業務展開を図った。

5 事業費(千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	4,441	4,995	5,020	時間	938H	938H	938H
(うち一般財源)	2,107	2,489	2,502	人件費(千円)	3,854	3,854	3,854

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・訪問・支援数、電話・来所相談件数は目標に達していないが、相談につながっていないひきこもり者はまだ多く存在すること、また、関係機関が多様化する中、更なる連携体制の充実が求められていることから、引き続き事業を継続していく必要がある。

【見直し内容】

(その他)

- ・ホームページの充実や関係機関とのさらなる連携を図ることにより支援センターの普及拡大に取り組む。
- ・家庭への訪問については、本人に会えない場合でも家に行き家族と話す等して、長いスパンで取り組んでいく。また、就労支援機関等への同行支援については、同行支援を求めるケースが増加しているので、本人の希望があればできるだけ同行するよう対応していく。
- ・将来の民間団体への委託を視野に研修会の共催などにより連携を図っていく。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各製造業において監視マニュアルを作成し、監視指導により、事業者の安全性に対する理解、認識を深め、事業者に自主管理体制を促し、食品の安全確保につながっている。 製造段階での広域専門監視班による監視により、アレルギー物質等の表示の不備の発見が可能になり、未然に不適正表示食品の流通並びに健康被害を阻止できている。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査不適合の場合は、改善報告を求め改善確認することにより再発防止を図るとともに、各製造業者においては、製造した食品について自ら自主検査を行うなど、自主管理体制を確立してきている。 広域流通食品の製造から販売まで一貫した監視指導を行うことにより、より安全な食品の流通確保につながっている。

5	事業費 (千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
	歳出	6,520	7,463	7,558	時間	30,720	30,720	30,720
	(うち一般財源)	6,520	7,463	7,558	人件費 (千円)	129,198	126,198	126,198

6	見直しの内容
	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
	<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各製造業に対する広域専門監視班による監視指導により、監視対象施設の違反食品、食中毒事故等発生時は迅速な原因究明が可能となっている。 広域流通食品の製造から販売まで一貫した監視指導により、より安全な食品の流通確保につながるため、継続して実施する必要がある。
	<p>【見直し内容】</p> <p>(費用対効果の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視、収去時の経路を再検討し、有料道路の利用回数を削減する。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道において、浅漬による食中毒が発生し死者も出ていることから、広域専門監視班の監視対象業種である、許可を要しない食品製造業の把握、指導の強化を図る。

(様式1号)

H25年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	食の安全対策推進事業 (放射性物質汚染食品及び生食用食肉の安全対策)	部課(室)	保健医療介護部 保健衛生課	事業 開始年度	H24
-----	---------------------------------------	-------	------------------	------------	-----

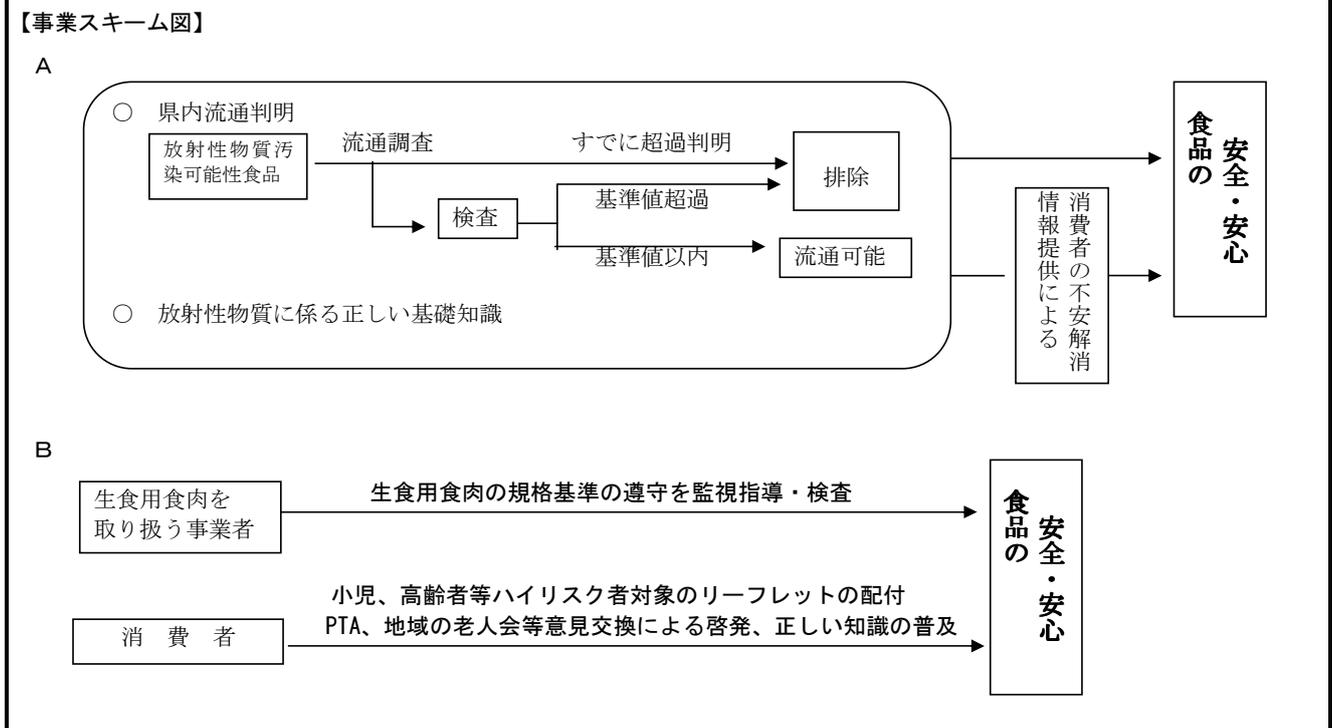
総合計画	10の事項	2 災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	3 暮らしの安全・食の安全を守る
	小項目	2 食の安全・安心の確保	施策	1 食の安全・安心の確保

1 事業のねらい・目的
 食品の安全性を確保し、県民の健康を保護する観点から、放射性物質に汚染された食品並びに規格基準に合致しない生食用食肉を排除し、安全な食品の流通、提供を図るとともに、食品の安全に関する正しい知識や情報を県民に適切に提供し、安全・安心に配慮した食生活を推進する。

2 事業概要

A 放射性物質が含まれる食品の安全対策
 ・ 新たな地域や品目に係る汚染の可能性のある食品が本県に流通した場合は、流通調査及び必要な検査を実施する。

B 生食用食肉の安全対策
 ・ 生食用食肉を取り扱う事業者が規格基準を遵守するよう監視指導及び検査を実施する。
 ・ 消費者に対し、食肉の生食の危険性、特にハイリスク者が食肉を生で食べないよう正しい知識の普及、啓発を行う。



3 事業目標等

成果指標		H24	H25	H26	H	H	H
食の安全に係る意見交換会等開催回数	目標	9	14	18			
	実績	12	14 (見込)				

【指標の考え方】

- 食品の安全性を確保し、県民の健康を保護すること及び安全・安心に配慮した食生活の推進が目標であり、指標として、食の安全に係る意見交換会等の開催回数を設定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 食の安全に係る意見交換会等の開催については、各HH(E)が1回以上開催し、目標達成見込みである。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質に関する正しい知識及び検査結果を提供することにより、消費者の不安を解消している。 肉の生食による食中毒は防止されている。
	【事業の効率性】 <ul style="list-style-type: none"> いろいろな手法によるリスクコミュニケーションを実施し、消費者の理解を深める工夫を行っている。

5 事業費（千円）	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	3,385	1,095	650	時間	1,150	1,035	1,035
（うち一般財源）	3,385	1,095	650	人件費（千円）	4,252	4,252	4,252

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 一部改善
拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）	縮小
【上記の理由】 <ul style="list-style-type: none"> 今後も、放射性物質に汚染された食品が流通する可能性がないとも限らないことから、事業を継続する必要がある。 小児、高齢者等ハイリスク者対象のリーフレットは平成24年度に作成済み。 生食用食肉の規格基準の遵守を監視指導・検査及び消費者に対する啓発等については、平成24年度に牛肝臓の規格基準が設定されたことや、豚レバーの生食が問題になっていることから、事業を継続する必要がある。 	
【見直し内容】 （費用対効果の向上） <ul style="list-style-type: none"> より効果的な意見交換会等の開催（対象者、募集方法等）について検討する。 （部局間の調整・連携） （その他）	

(様式1号)

H25年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	新型コロナウイルス (強毒性)	エン エン	策事業 策事業	課(室)	医療介護部 衛生課	事業 課	課
-----	--------------------	----------	------------	------	--------------	---------	---

1 事項 7 誰もが 毒 らせること 種 1 生 注 し て 過ごせる社会 つ る

訂
正
欄

5 事業費(千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	20,140	373,529	32,203	時間	2,496	2,496	2,496
(うち一般財源)	18,910	370,389	28,863	人件費(千円)	10,524	10,524	10,524

6 見直しの内容
<p> <input type="radio"/> 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止) </p>
<p>【上記の理由】</p> <p> 新型インフルエンザ対策行動計画の改定等を踏まえ、今後も新型インフルエンザの発生に備えるために新型インフルエンザの患者に対する入院医療を適切に提供していく必要があるため。 </p>
<p>【見直し内容】</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年3月の国の通知により抗インフルエンザウイルス薬の新たな備蓄目標が示されたため、現在、県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬(タミフル・リレンザ)に追加して、リレンザを補充・備蓄する。 プレパンデミックワクチン接種対象者が従事する事業者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、厚生労働大臣の登録を受けることとなっているため、事業者リストを作成し、接種体制の整備を推進する。

事業名	感染症予防事業 (感染症対策事業)	部署	保健医療介護部 保健衛生課	事業開始年度	H23
-----	----------------------	----	------------------	--------	-----

総合 評価	10の事項	7	誰もが元気に健康に暮らせること	目標	1	生通して健康 過ごせる社会 つくる
	3の事項	4	健康被害の防止	策	1	感染症対策の推進

1 事業のねらい・目的
 感染症指定医療機関の確保を図ることにより、入院勧告の対象となる感染症の発生を備える。

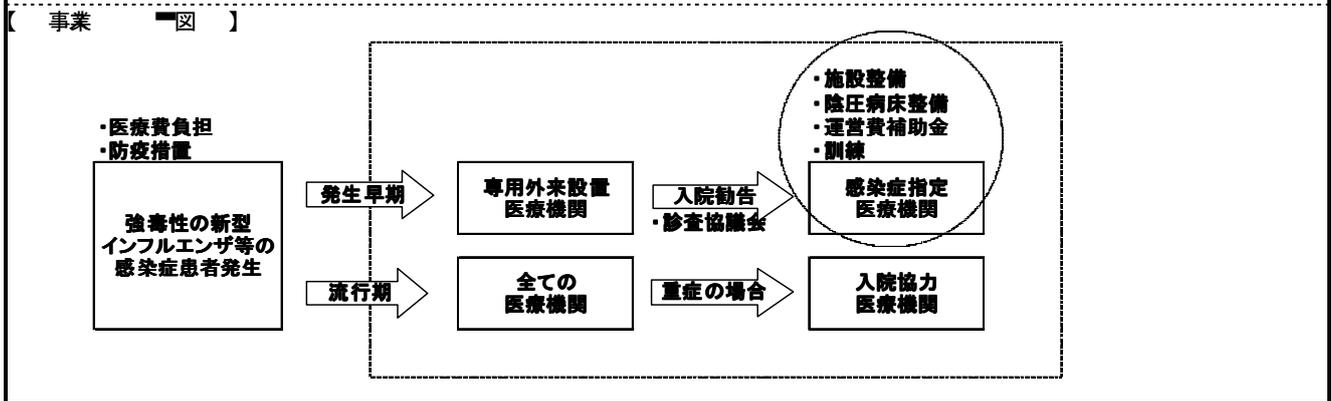
事業概要

- (1)福岡ブロックでは、現在指定している福岡市立こども病院・感染症センターから辞退届がなされているので、新たな感染症指定医療機関を確保する必要がある。また、筑後ブロックでは第2種10床が不足しているため、新たな感染症指定医療機関を確保する必要がある。
- (2)SARS、新型インフルエンザなど空気感染の可能性がある感染症の院内感染防止のためには陰圧病床が必要であるので、新たに指定する感染症指定医療機関に陰圧設備を整備する。
- (3)新たに指定する感染症指定医療機関において、感染症患者の病室への搬入を円滑に行うとともに院内感染対策を確実にするための訓練を行う必要がある。

○感染症指定医療機関の指定状況 (平成25年5月7日現在)

ブロック	種別	基準病床	医療機関名	指定病床数	陰圧病床数	不足病床数
北九州	第2種	16	北九州市立医療センター	16	16	0
	第1種	2	福岡市立こども病院・感染症センター	2	2	0
福岡	第2種	22	九州医療センター	16	16	0
			福岡赤十字病院	2	2	
			福大筑業病院	2	2	
			田川市立病院	2	2	
筑豊	第2種	8	田川市立病院	8	8	0
筑後	第2種	18	聖マリア病院	6	6	10
			筑後市立病院	2	2	
合計		66		56 (38)	56 (38)	10 (28)

※指定病床数合計のかっこ内の数字は、こども病院に指定している病床数を除いた数。
 ※不足病床数合計のかっこ内の数字は、こども病院に指定している病床数を含めた数。



3 事業の進捗等

		H	H	H 4	H 5	H	H 7
感染症指定医療機関指定病床	3						
感染症指定医療機関陰圧病床	3						

【進捗の概要】
 ・感染症指定医療機関の機 構として、指定病床及び陰圧病床を設定する。な 現、福岡市こども病院・感染症指定医療機関が、辞退がなされているため、指定病床及び陰圧病床の確保に努めている。また、福岡保健医療に指定している指定病床は、現在、福岡市こども病院に指定している。

【今後の見込み】
 ・指定病床及び陰圧病床の確保に努めている。

4 【事業の目的】
感染症指定医療 により、入 となる感染症の への医療 体の を図る、が

【事業の目的】
、感染 にな を のち、感染症指定医療 し 指定 する の、医療 の協 議にい に を するよう協議している

事業費(千)	H24決算	H25	H2		H24	H25	H2
	11,18	422,50	12,78	人	2,000	2,000	2,000
(うち一般財源)	1,8	1,12	1,52	(千)	,21	,21	,21

【事業の目的】

○ (改 (美 の 大 な 更 を う の 一 改)
(完 (の 事 に 相 止

【理由】
、保健医療 に 定 る を し 感染症 を する がる
事 の につい、 的に つい、一 改 し

【事業の目的】
(果 の
- に 指定 し 感染症指定医療 にい、 入 体 の 確 保 を 的 し 訓練事 につい、医療 にな、同一 度 に 指定 する 医療 を する

事業名	福岡県災害派遣医療チーム整備事業		部課(室)	保健医療介護部 医療指導課	事業開始年度	H19
総合計画	10の事項	2	災害や犯罪、事故がなく安全に安心して暮らせること	中項目	1	災害に強いまちをつくる
	小項目	1	災害に強いまちの構築	施策	1	防災危機管理体制の強化

1 事業のねらい・目的

- ・大地震又は航空機・列車事故といった大規模災害発生時に現場へ迅速に駆けつけ、その場で救急医療を行う専門チーム(災害派遣医療チーム)を整備する。
- ・被災現場で迅速な処置を開始することにより、救命率の向上や後遺症の軽減を図る。

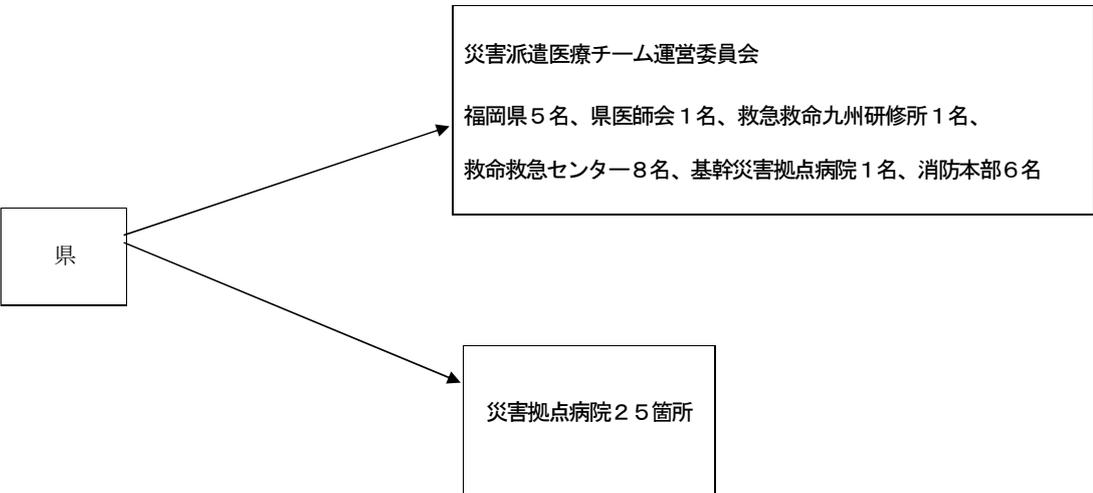
2 事業概要

(1) 福岡県災害派遣医療チームの指定
 ○福岡県災害派遣医療チーム運営委員会の設置
 構成：福岡県(消防防災安全課、医療指導課)、福岡県医師会、消防本部、医療機関、救急救命九州研修所・・・(計22名)
 協議内容：災害派遣医療チームの指定、研修計画、派遣要請基準、消防機関との連携、活動内容等について・・・(9回開催)

(2) 福岡県災害派遣医療チームの運営
 ○隊員の事故等への補償・・・(損害保険、医師賠償保険に加入)
 内容：災害派遣医療チーム出動にかかる隊員の傷害保険、医師賠償責任保険

【事業スキーム図】

- ・災害派遣医療チームの運営・指定



```

    graph LR
      A[県] --> B[災害派遣医療チーム運営委員会  
福岡県5名、県医師会1名、救急救命九州研修所1名、  
救命救急センター8名、基幹災害拠点病院1名、消防本部6名]
      A --> C[災害拠点病院25箇所]
    
```

3 事業目標等

成果指標		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
災害派遣医療チーム保有病院数	目標	—	—	—	—	—	—	25	28
	実績	11	11	11	11	13	18	25	—

【指標の考え方】

- ・前回H21年度の評価では指標を設定していなかったが、今回新たに災害派遣医療チーム保有病院を指標として設定する。
- ・H25年度に既存の災害拠点病院(25病院)全てが災害派遣医療チームを保有したが、県内には災害拠点病院がない二次医療圏が3箇所あり、その二次医療圏における病院の災害拠点病院の指定及び災害派遣医療チームの保有を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・平成25年度に7病院に対し災害派遣医療チーム隊員養成研修を実施し、既存の災害拠点病院(25病院)全てが災害派遣医療チームを保有することとなった(平成25年12月時点。)

(うち一般財源)				人件費(千円)			

○	○

事業名	周産期医療対策事業	(室)	保健医療介護	医療指導	事業開度	H20
-----	-----------	-----	--------	------	------	-----

計画	総計	10の事項	5	安心して子育てできること	中項目	2	安心して子どもをみてることできる社会をつくる
	小項目	1	1	安心して出産・育児できる社会づくりの推進	施策	1	周産期医療体制の確保

1 事業のねらい・目的

安全な周産期医療を提供する^県、周産期母子医療センター^県及 地域周産期母子医療センターについて、休日・夜間等
 体制の強化や、医師の処遇改善等を 自の要件 (努力義務) として運営費の を行ない、周産期医療体制の充実を
 子どもを産み てもらえる環境を整 える

2 事業概要

・総 (地域) 周産期母子医療センター^合運営事業
 採算性の低い総 (地域) 周産期母子医療センターに対し、運営費を することで周

【事業スキーム図】

3 事業目標等

成果指標	H19	
N CU病床数 (福岡地域、筑豊地域)	目標 (福岡)	—
	実績 (福岡)	51
	目標 (筑豊)	—
	実績 (筑豊)	6

N CU: 児中療室 (NICU) の
 要とする 児を対 に、安全な門 医療を24 間体制で

【指標の考】
 周産期医療体制の充実を 指標とし、N CU入 児の受入
 平成23 の医療施 すると、N CU病床数 出 10
 10 000 対25床 ら30床 確保できている、福岡地域で出 10
 なくな ている、福岡地域と筑豊地域のN CU病床を

【目標成、未成のとき の】
 福岡地域平 成19度 に てN CU病床数 に して
 ていく
 筑豊地域のN CU病床数平 成19度 ら いでる、筑豊
 数の を図る

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 運営費補助の県独自要件として医師の処遇改善を課していることから、他の診療部門に比べて厚遇されるなど、医師確保の足がかりとなっており、当該事業は医療体制の充実に寄与している。
	【事業の効率性】 当該事業は国庫補助事業であり、H22年度から県の負担なしでも実施できるようになったため、財源は国庫のみとし、県費の負担を軽減している。

5	事業費(千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
	歳出	178,838	463,815	446,994	時間	245H	245H	245H
	(うち一般財源)	2,273	4,795	2,528	人件費(千円)	1,007	1,007	1,007

6	見直しの内容
	<p>継続 (現状維持 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)</p> <p>終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)</p>

【上記の理由】
周産期医療体制の充実に欠かせない医師の確保は、一朝一夕に改善するものではないが、着実に成果は上がっており、今後も継続して事業を実施する必要がある。

【見直し内容】
(費用対効果の向上)
院内助産所・助産師外来施設整備数の見直し及び産科医等確保支援事業の補助対象件数の見直し
(部局間の調整・連携)

(その他)

事業名	救急医療施設運営費等補助金事業 (小児救急医療体制整備事業)		部課(室)	保健医療介護部 医療指導課		事業 開始年度	H15
総合 計画	10の事項	7	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	2	誰もが必要な医療を受けられる社会をつくる	
	小項目	1	医療提供体制の確保	施策	1	救急医療体制の確保	

1 事業のねらい・目的
 小児救急医療体制に関する保護者の不安解消と、安定した小児救急医療体制の提供を図る。

2 事業概要

○ 地域ごとに小児救急医療体制の整備を図るとともに、小児救急医療体制を補完する事業を実施する。

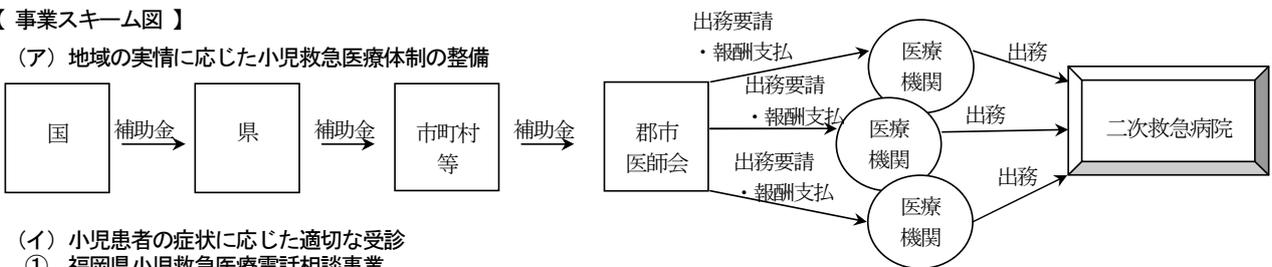
(1) 背景・必要性
 少子化、核家族化の進展等により、保護者の育児経験の不足や経験者からの助言を得る機会が減少し、家族での看護力が低下しているとともに育児不安を増大させ、必ずしも当日受診が必要でない者も含めて、休日・夜間に医療機関を受診する小児患者は年々増加している。また一方では、小児科医及び小児科標榜の医療機関は減少傾向にあり、小児科を設置する救急病院(診療所)や病院群輪番制病院等においても、休日・夜間には必ずしも小児科医が勤務していないケースがみられ、小児科医による救急医療体制(初期・二次)の確保が課題となっている。

(2) 仕組み
 (ア) 地域の実情に応じた小児救急医療体制の整備
 ○ 地元開業小児科医が二次病院に出務して、当該二次医療圏の小児救急医療体制を整備する。
 → H16年度：筑紫地域、八女地域(準夜帯のみ対応)、H18年度：久留米地域で実施
 ○ 地元開業小児科医、休日夜間急患センター及び地域の基幹病院が圏域を越えた連携により、体制を整備する。
 → H21.4.1から宗像地域及び北粕屋地域において圏域を越えた医療機関同士の連携で体制を整備している。

(イ) 小児患者の症状に応じた適切な受診
 ○ 小児の救急医療(病気、ケガ等)に関する保護者からの相談に対応する。
 → H16.10.30から福岡県小児救急医療電話相談事業を実施
 H21.6.1から相談受付時間について、従来19時～23時であったものを19時～翌朝7時へと延長した。
 ○ 小児救急時の対処方法を掲載した小児救急医療ガイドブックを保護者に配布する。
 → H19年度から作成。

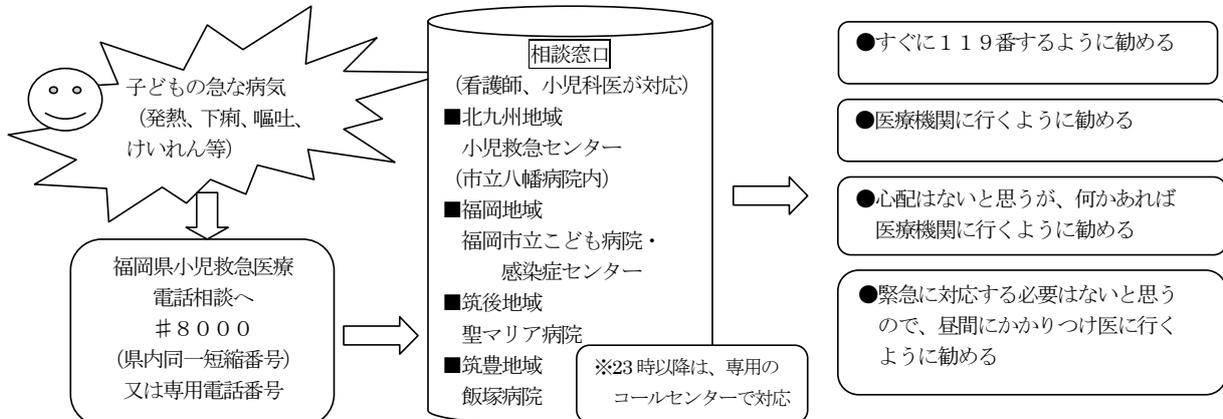
【事業スキーム図】

(ア) 地域の実情に応じた小児救急医療体制の整備



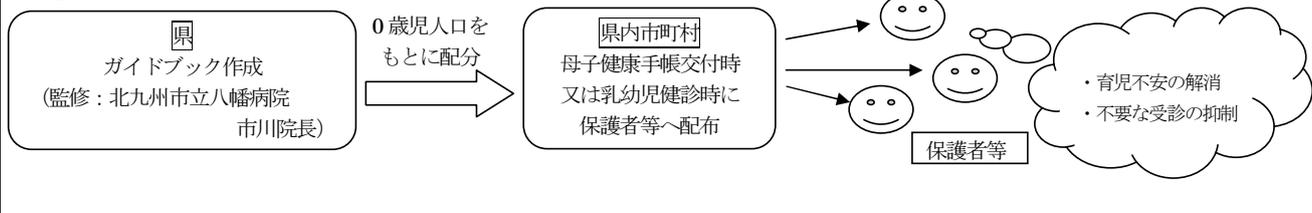
(イ) 小児患者の症状に応じた適切な受診

① 福岡県小児救急医療電話相談事業



★携帯電話からの#8000・・・NIT ドコモ⇒筑後地域、au(KDDI)⇒筑豊地域、ソフトバンク⇒北九州地域

②小児救急医療啓発事業（小児救急医療ガイドブック）



3 事業目標等

成果指標		H21	H22	H23	H24	H25	H26
小児救急医療体制（初期、二次）を整備した 二次医療圏数	目標	13	13	13	13	13	13
	実績	7	7	7	7	7	7

【指標の考え方】

・小児救急医療体制（初期、二次）を、県内すべての医療圏域（13医療圏）で整備することを目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・目標未達成。地元開業小児科医の不足により、小児救急医療体制の整備についての調整が難航しているため。

4
有効性
・
効率性

【事業の有効性】

・開業小児科医が二次病院に出務することで、集中する小児救急患者を長時間待たせることなく診察できるとともに、当該二次病院の小児科医の負担を軽減し、当該地域の小児救急医療体制を維持できる。

・小児救急医療電話相談事業においては、相談件数は年間約3万件超で推移しており、小児救急時の保護者の不安解消に寄与している。

【事業の効率性】

・小児救急医療啓発事業においては、県内市町村への小児救急医療ガイドブック送付を発送便等で対応することにより、経費削減を図っている。

5 事業費（千円）	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	46,997	51,340	51,494	時間	510H	510H	510H
（うち一般財源）	27,838	32,066	32,159	人件費（千円）	2,096	2,096	2,096

6 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）

終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

・小児科医による救急医療体制（初期、二次）の整備が緊急の課題であることから、今後とも、地域の実情に応じた体制整備を図るとともに、それを補完するものとして、小児救急医療電話相談事業、小児救急医療啓発事業（ガイドブックの作成）等の実施により、小児救急医療体制を整備していく必要がある。

【見直し内容】

（費用対効果の向上）

・小児電話相談事業において、夜間電話相談委託先見直しによる委託料の削減

（部局間の調整・連携）

（その他）

事業名	地域連携診療計画促進事業	部課(室)	保健医療介護部 医療指導課	事業開始年度	H19
-----	--------------	-------	------------------	--------	-----

総合計画	10の事項	7	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	2	誰もが必要な医療を受けられる社会をつくる
	小項目	1	医療提供体制の確保	施策	2	在宅医療の推進

1 事業のねらい・目的

地域連携クリティカルパス（※以下「パス」という）の作成や普及を図り、病院・診療所の機能に応じた役割分担を明確にし、切れ目のない医療の提供と治療の標準化を図る。また、医療の質を落とさずに在院日数短縮ができ、医療費適正化に資する。

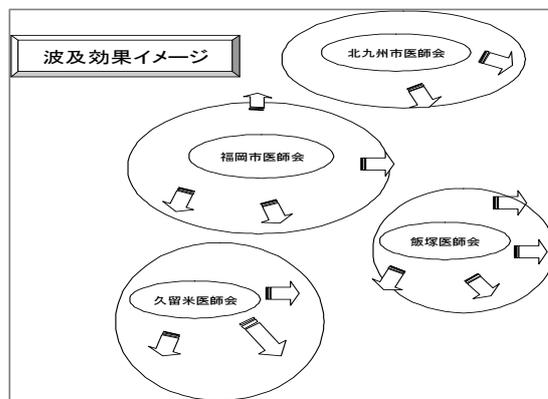
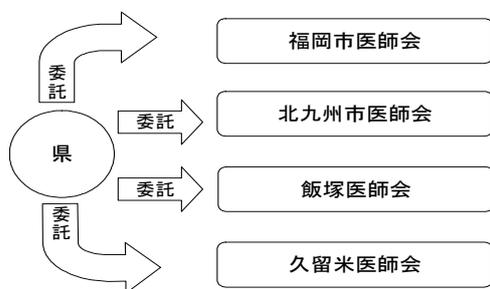
※地域連携クリティカルパス：
脳卒中や骨折などで急性期医療機関から回復期医療機関を経て自宅に戻るまでの間、患者や医療機関が共有して用いる診療計画。効率的で切れ目のない医療提供体制の確保、治療の標準化、患者の安心感、平均在院日数の短縮、といった効果が期待されている。

2 事業概要

地域の医師会を中心に地域統一のパスを作成し、中核的病院と連携する医療機関との間でパスの普及を図ることで、過剰な処置や入院を減少させ、医療機能分担や切れ目のない医療の提供を促進する。

	内容
① 普及促進検討会議	・検討委員による検討 ・検討内容（パスの運用形態、様式、評価項目等）
② 導入相談対応	・パス様式の作成・提供 ・利用医療機関でのパスのやりとり、情報をデータ化 ・導入・運用に係る相談（※診療報酬関係が主）対応
③ 導入説明会	・パス導入までの方法、手続き、導入効果を含めた、普及促進につながる説明会
④ 効果説明会	・パスが連携に果たした役割、入院短縮効果と医療の質の関係等に寄与できるよう分析評価を行う。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H20	H22	H23	H24	H25	H26
県内の平均在院日数（脳血管疾患患者）※(1)	目標						※(2)106.1日
	実績	135.4日		124.9日			-
当該パスを導入した医療機関数	目標	-	-				178カ所
	実績		101カ所	107カ所	算定中	-	-

【指標の考え方】

・これまで「平均在院日数」を指標に設定し、平均在院日数が全国平均を下回ることを目標としていたが、実績値が3年に1度でないため、測れないため、切れ目のない医療の提供と治療の標準化を計るという事業目的を評価できない状況にある。今後は、より実態に即した「当該パスを導入した医療機関数」を新たに指標として追加設定し、平均在院日数を短くする効果がある当該事業のパスの普及を目標に加える。※(1)「患者調査」（3年に1度） ※(2) H18（目標値設定時）の全国平均値

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・県内の平均在院日数がH20年度の135.4日からH23年度の124.9日まで約10.5日の短縮を行うことができたが、当該事業のパスを使用した患者の平成23年度の平均在院日数は急性期病院が29.3日、回復期病院が94.4日となっている。今後もパスを使用する医療機関を増やし、パスの普及を促すことが必要である。
・パス導入に同意した医療機関の中で当該年度にパスを利用した実績がないため、導入した病院数に反映されない場合があり、目標達成のマイナス要因となっている。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・患者が安心して治療を受けることができ、住み慣れた家で療養することをサポートする切れ目のない医療サービスが提供された。 ・パスの分析結果を元により効果的な治療を考え、治療標準化に向けた検討会等が開催された。 ・地域連携や情報交換、病院-診療所連携（病診連携）を促進している。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の委託先である各郡市医師会からの情報を県で集約し、地域比較や医療機関ごとの比較を行っている。 ・各郡市医師会は、地域連携と退院促進を課題と捉えており、医師会単位での勉強会開催等により、より良いパスの開発と普及に努めている。

5	事業費（千円）	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
	歳出	2,603	2,604	2,679	時間	352H	352H	352H
	（うち 財源）	1,302	1,302	1,340	人件費（千円）	1,447	1,447	1,447

6	見直しの内容
	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
	<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パスの普及促進を行い、医療の質を落とさずに在院日数短縮を行うことが医療計画及び医療費適正化計画を実行していくうえで必要である。
	<p>【見直し内容】</p> <p>（費用対効果の向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集約データの分析結果（効果的な治療計画 等）の還元を行うことで、委託した4郡市医師会間の標準化・均てん化を促し、パスの効果向上とより多くの病院への普及に努める。 <p>（部局間の調整・連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進課所管のがんに関するパスなど他課で取り組んでいる業務について情報収集し、当事業におけるよりよい普及活動が出来ないか検討する。

事業名	在宅医療推進事業		部課(室)	保健医療介護部 医療指導課	事業 開始年度	H23
総合計画	10の事項	7	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	2	誰もが必要な医療を受けられる社会をつくる
	小項目	1	医療提供体制の確保	施策	2	在宅医療の推進

1 事業のねらい・目的

少子高齢化社会を迎え、誰もが希望する場所で療養できる環境を整えることが重要である。終末期や療養生活を自宅ですごすためには、在宅療養について相談できる場や24時間サービス提供できる訪問看護事業所の整備が必要となる。また、今後の要医療者数(特にかん等の高度な医療を必要とするもの)の増加を鑑みると、病床のみで対応するのは難しいため、在宅での医療体制整備が必要である。そのため、試行的に多様な在宅療養サービスを提供し、その定着について評価を行うとともに関係機関連携を推進し、在宅療養体制の整備の課題を検討整理し、在宅療養サービスの質の向上を図る。

2 事業概要 **【概要説明】**

① 事務局：「福岡県在宅医療推進協議会」を設置。医療指導課に「事務局」を置き、地域在宅医療ネットワーク構築のための課題抽出、事業の方向性の決定を行う。また、②～⑧の事業の効果や課題を評価し見直しを行う。

② 地域在宅医療支援センター(地域在宅医療推進協議会)
全保健福祉環境事務所に設置(9カ所)。地域特性に合わせた在宅医療支援やネットワーク構築を行う。
(「地域在宅医療推進協議会」を年2回開催。地域の情報収集、提供、患者・家族、医療従事者の支援)

③ 多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成研修事業(地域リーダー研修)
在宅医療を担う多職種がチームとして協働するため、地域の実情やニーズに合った研修プログラムの検討及び地域リーダーに対する研修を行う。

④ 在宅医療の支援環境の整備NPO協働
H19～H21年度に養成した在宅ボランティアのフォローアップやネットワークづくりのための事業及び一般県民への啓発事業を実施。
22年度はNPO事業で実施

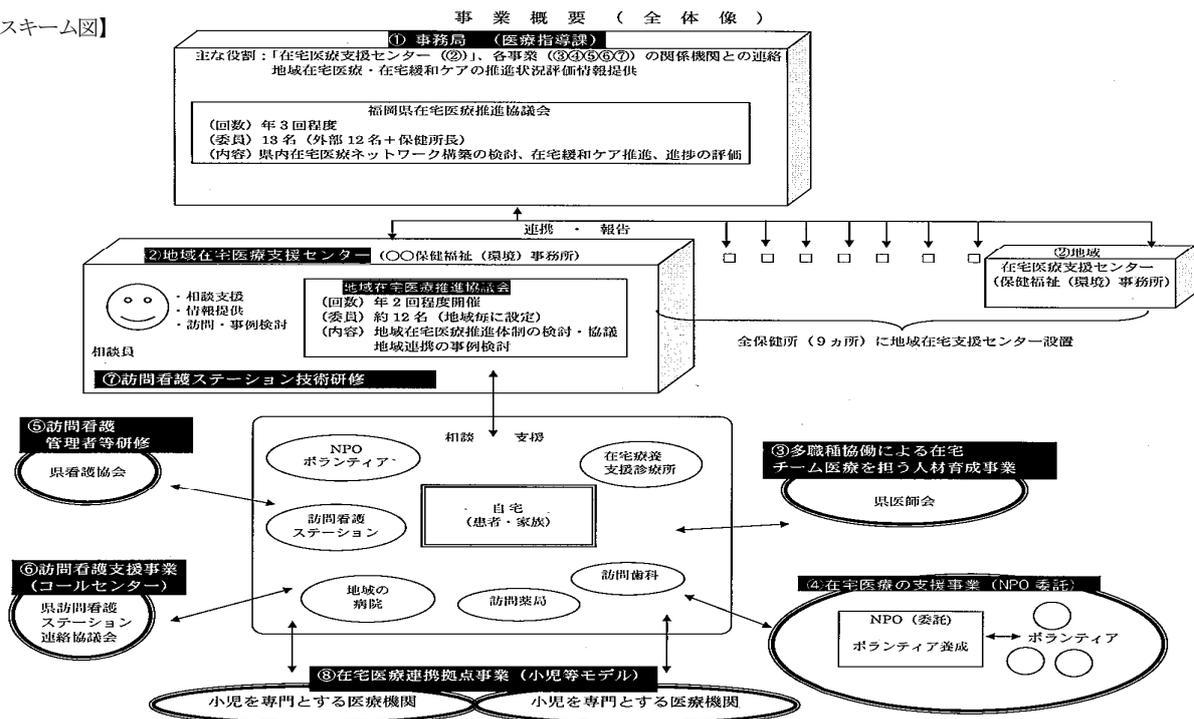
⑤ 訪問看護管理者等研修
訪問看護提供を総括する管理者等に対する研修を行い、訪問看護の質の向上、人材育成、安全管理等につなげる。

⑥ 訪問看護支援事業
訪問看護ステーションの連携課題克服、ステーションの負担となっている訪問以外の作業(法令解釈、報酬制度等)に係る相談・支援

⑦ 24時間安心の在宅医療連携整備事業
訪問看護ステーションの活動支援・在宅看護技術の確保を図るための事業

⑧ 在宅医療連携拠点事業(小児等モデル)
小児等が安心して在宅で生活ができるような医療・福祉のネットワークの構築及び関係者の支援を行う

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
在宅医療支援センター設置件数	目標	13件	9件	9件	9件	9件	9件	9件
	実績	4件	4件	9件	9件	9件	9件	-
基幹訪問看護ステーション設置件数	目標	13件	9件	9件	9件	9件	9件	9件
	実績	2件	6件	9件	9件	9件	9件	-
訪問診療を受けた患者数 (人口10万人あたりの人数)	目標							20,218.7人/月
	実績					18,721.0人/月 (基準)		

【指標の考え方】

- ・在宅療養について相談できる場である在宅医療支援センターの整備が必要なため、平成20年度時点での全保健所数である13件を目標に設定した。(H21：組織改編により保健所数が9カ所に減少。)
- ・地域の拠点となり、24時間サービス提供可能な基幹訪問看護ステーションの整備が必要であり、保健所の管内に1件設置されることを目標とした。
- ・平成24年度に策定された医療計画において在宅医療に係る数値目標とした訪問診療を受けた患者数を新たに当該評価に活用している。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・在宅医療支援センターについては、保健所数の減少後に全保健所(9ヶ所)に設置することができ、県民の相談受付窓口として、地域の特性(医療資源状況等)を活かした在宅医療体制づくりを展開してきており、目標を達成している。
- ・基幹訪問看護ステーションについても、全保健所管内に1カ所設置することができ、(9件)目標を達成している。当該ステーションは地域の訪問看護ステーションの代表としてセンター運営の協議会に委員として参加するなど地域の在宅医療の推進に尽力している。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・“在宅医療に関する相談や困難事例は保健所に”との認識が浸透しつつある。 ・それぞれで活動をしていた地域の資源が、保健所を核にそれぞれの役割を整理し始めているところであり、事業の目的である在宅での医療体制の整備に効果をあげている。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情を基盤にし、各在宅医療資源がお互いの役割と機能を理解したうえで分担し、取り組むことで、効率的に実施されている。 ・在宅療養支援診療所と訪問看護ステーションは在宅医療を支える両輪であるため、互いが育成されてきた。

5 事業費(千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	18,998	29,911	35,675	時間	13,901H	13,901H	13,901H
(うち一般財源)	15,892	20,049	14,952	人件費(千円)	57,106	57,106	57,106

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・少子高齢化社会を迎え、誰もが希望する場所で療養できる環境を整えることが重要であり、終末期や療養生活を自宅で過ごすためには、在宅療養について相談できる場の整備に加えて在宅医療を担う多職種がチームとなって協働することが必要である。
- ・今後の要医療者数(特にがん等の高度な医療を必要とするもの)の増加を鑑みると、病床のみで対応するのは難しいため、在宅での医療体制整備が必要である。

【見直し内容】

(費用対効果の向上)

(部局間の調整・連携)

(その他)

- ・多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成研修事業の研修部門を基金事業に組替えて実施する。
- ・小児在宅医療連携拠点整備事業を拡充する。

(様式1号)

H25年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	産科医療確保対策事業 (女性医師就労支援事業)	部課(室)	保健医療介護部 医療指導課	事業 開始年度	H19
-----	----------------------------	-------	------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	7	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	2	誰もが必要な医療を受けられる社会をつくる
	小項目	1	医療提供体制の確保	施策	6	医療・看護を担う人材確保

1 事業のねらい・目的

県内の女性医師数は、年々増加傾向にある。医師数に減少がみられる産婦人科においては、特に女性医師の割合が高くなっている。女性医師が出産・育児のために離職し、その後復帰しない場合、医師不足に陥る危険性があることから、女性医師が復帰しやすい職場環境づくりを行い、産科医師の確保を図る。

2 事業概要

病院(産婦人科設置病院)における医療従事者(女性医師)の確保を図るために医療従事者(女性医師)の児童を保育することを目的として、12か月運営し、保育料として児童1人当たり平均月額10,000円以上を徴収している施設に対して運営費を補助している。

種別	保育児童数	保育士等数	保育時間	補助基準額
A型特例	4人未満	2人以上	8時間以上	1人×180,800円×運営月数-保育料収入相当額
A型	4人以上	2人以上	8時間以上	2人×180,800円×運営月数-保育料収入相当額
B型	10人以上	4人以上	10時間以上	4人×180,800円×運営月数-保育料収入相当額
B型特例	30人以上	10人以上	10時間以上	6人×180,800円×運営月数-保育料収入相当額

【事業スキーム図】

(国庫補助事業) 経費負担 国1/3 県1/3

1 産科院内保育所に対する運営費補助



3 事業目標等

成果指標		H21	H22	H23	H24	H25	H26
女性医師の就労環境の整備のための産科院内保育所への運営費補助	目標	4	4	4	4	4	4
	実績	4	4	4	4	4	-
	目標						
	実績						

【指標の考え方】

・女性医師の割合の高い産婦人科において、女性医師が継続して働くことのできる就労環境の整備・維持を示す指標として、産科院内保育所を設置している4病院に対する運営費補助の継続を指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・4施設に継続して補助しており、目標は達成している。

事業名	アジア健康拠点形成事業	部課(室)	保健医療介護部 医療指導課	事業開始年度	H23
-----	-------------	-------	------------------	--------	-----

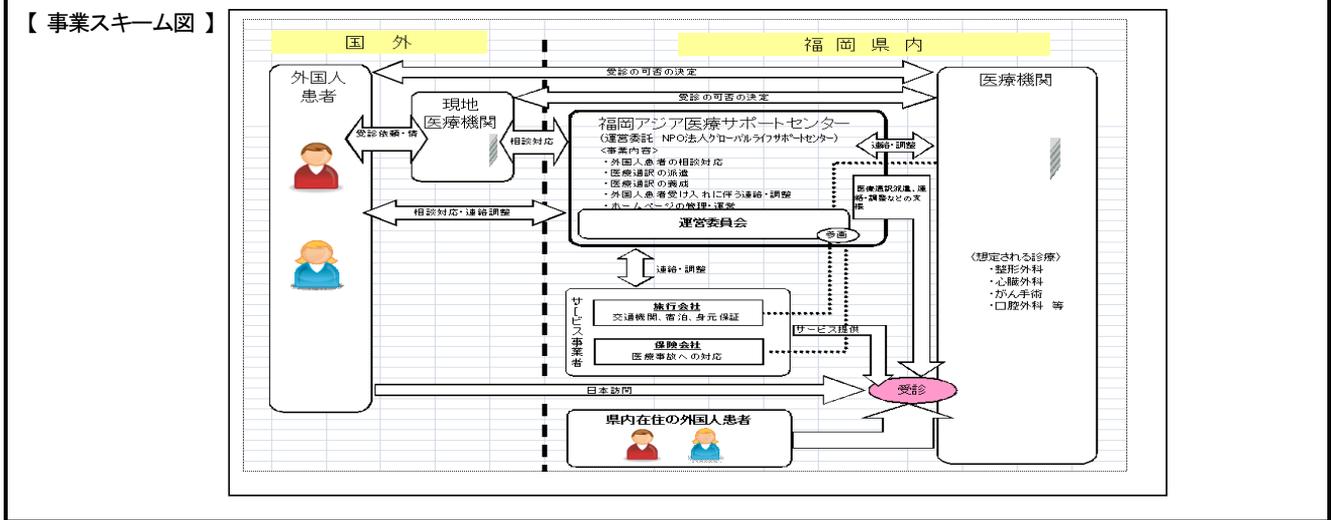
総合計画	10の事項	10	豊かな文化を楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	2	国際交流・連携を深める
	小項目	2	アジアとともに発展する交流拠点の形成	施策	4	外国からの患者を受け入れるための体制の充実

1 事業のねらい・目的

本県の医療機関を多言語医療機関として整備し、広くアジアの人々の治療目的での来福を促進し、医療の国際化、本県医療の向上を図り、アジアの高度医療拠点の形成を目指す。

2 事業概要

- 福岡アジア医療サポートセンターにおいて、福岡県内の医療機関受診に関する外国人患者からの相談対応、医療機関と患者との連絡・調整、受診に伴う宿泊・移動等の支援や通訳の派遣を行う。(委託事業)
- 医療通訳人材の養成研修を行う(委託事業)
- 受け入れを進める過程においても、アジア医療サポートセンター運営委員会で問題点等について、協議・検討を行う。



3 事業目標等

成果指標	目標	H23	H24	H25	H	H	H
	年間受入患者(外国人)数	実績 (通訳派遣回数) (相談件数)	0 (1) (39)	0 (19) (157)	40 (3) (454)		

* H25は11月末現在

【指標の考え方】
 目的は本県がアジアの高度医療の拠点となるため、医療機関を多言語医療機関として整備し、広く外国の人々の治療目的での来福を促進することである。
 このことから本県医療機関における外国人の年間受入れ患者数を指標とし、H25には40名を受入れることを目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 福岡アジア医療サポートセンターの開設が、平成24年1月となったこと、平成24年度においては、中国、韓国との外交関係において、国政レベルでの諸課題が生じたことにより実績値は当初の見込みを下回っている。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】
 ・医療通訳の派遣など多言語の外国人患者受入のための様々なサポートを行うことにより、本県での外国人患者の受入体制を整備することができる。
 ・福岡アジアサポート医療センターを平成24年1月に開設し、通訳養成についても進めている。患者の受入れまでに至らないまでも多くの問い合わせが寄せられている。

【事業の効率性】
 ・ボランティアによる外国語通訳にノウハウを有するNPO法人グローバルライフサポートセンターへの委託により、経費削減を図っている。

5 事業費（千円）	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	18,136	10,438	-	時間	1,91△H	1,91△H	-
（うち一般財源）	18,136	10,438	-	人件費（千円）	▲8△5	▲8△5	-

6 見直しの内容	
	継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小） <input type="checkbox"/> 終了（完了 <input type="checkbox"/> 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）
	【上記の理由】 ・中国、韓国との外交関係において、国政レベルでの諸課題が生じたこと等により、訪日外国人患者の受け入れには至っていないが、医療通訳人材の養成、外国人患者に関する相談対応や、通訳の派遣等一定の成果得られた。 ・医療機関に対するアンケートにより、在住外国人患者の受診に伴う通訳派遣等の要望が多いことから、在住外国人患者に対する支援等に対象を拡充し事業の再構築を行う。
	【見直し内容】 ・事業の再構築を行う。

事業名	薬物乱用対策推進事業 (大学生大麻等薬物乱用防止啓発事業)	部課(室)	保健医療介護部 薬務課	事業開始年度	H22
-----	----------------------------------	-------	----------------	--------	-----

総合計画	10の事項	2	災害や犯罪、事故がなく、安全に安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	4	薬物乱用防止対策の推進

1 事業のねらい・目的

平成20年10月策定の「福岡県第三次薬物乱用防止五カ年戦略」に基づき、薬物乱用の撲滅のために官民一体となって取組を強化し、覚醒剤・シンナーなどの薬物乱用問題の早期解決を図る。

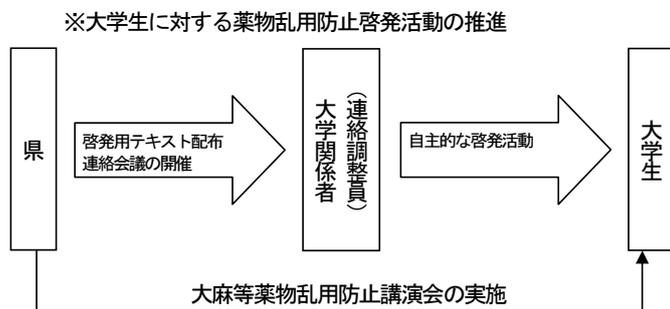
2 事業概要

① 大麻等乱用防止啓発のための啓発用テキストの作成、県内全大学への配布
各大学の入学時オリエンテーション等において、県で作成した啓発用テキストを新入学生に配付する。
また、学園祭での啓発キャンペーン等、大学独自の取組にもテキストを提供する。

② 大学関係者を集めて、大麻等薬物乱用防止連絡会議の開催
各大学に「大学における薬物乱用防止連絡調整員」を設置していただき、情報提供・情報交換を行う。

③ 大学において、大学生等青少年を対象とした大麻問題をメインとした講演会の開催
県内の大学に在学する学生を主な対象として、大麻をはじめとした薬物乱用問題に関する正しい知識を普及啓発することを目的とした講演会を開催する。開催については、会場の大学だけでなく、県内他大学にも学生への参加呼びかけを依頼する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H22	H23	H24	H25	H26	H27
シンナー(少年)、覚醒剤、大麻を使用し、検挙・補導される人員	目標	1,004人	1,052人	975人	977人	969人	961人
	実績	1,071人	994人	985人		-	-
	目標						
	実績						

※H25実績は県警による集計が終了していないため不明

【指標の考え方】

- ・シンナー(少年)、覚醒剤、大麻を使用し、検挙・補導される人員(年当たりの数)を削減する。(対前年比0.8%減)
過去5年間の前年比減少率の平均0.8%を維持することを目標とした。
- ・福岡県第三次薬物乱用防止五カ年戦略に基づく取組の結果、シンナー(少年)の検挙補導者人員は減少傾向にあるものの他の薬物による事犯は横ばい傾向である。薬物犯罪は暴力団の資金源となっており、警察において取締の強化を図っているところであることから、当初の目標値を変更している。(政策事前評価の際のH24の目標値は653人(困難度:困難))

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・平成24年は変更後の目標値を達成できなかった。シンナー(少年)及び大麻の検挙補導者人員は減少したが、薬物事犯の8割を占める覚醒剤事犯が前年比増であった。覚醒剤は再犯者も多く削減が困難な状況にある。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学生を対象とした啓発用テキストの配布は、学生の自主的な学習に寄与している。 ・大麻等薬物乱用防止連絡会議では、全体での今後の取組に関する協議及び各大学の取組に関する情報交換を行っている。また、メールにより必要な情報を適宜提供することにより各大学での薬物乱用防止の取組を推進している。 ・講演会は、H22から毎年1回開催している。H24の開催後アンケートの結果、講演が「とても参考になった」「参考になった」の合計が93.6%となっており、啓発効果は高い。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発用テキストは、年度初めに新入生を対象に配布するよう大学に依頼の上、提供するほか、大学独自のキャンペーン等の取組に随時提供するなどテキストが効率的に活用されるよう努めている。 ・H22年度は県及び開催大学の職員により講演会の運営を行ったが、H23年度以降は学生も運営に参加させることで、学生自らの薬物乱用防止に関する認識の向上を図った。

5	事業費(千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
	歳出	1,007	1,007	813	時間	168	168	168
	(うち一般財源)	1,007	1,007	813	人件費(千円)	691	691	691

6	見直しの内容
	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
	<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の薬物事犯による検挙補導者数は高位で推移していること、また大麻乱用による検挙補導者は20代の若年層に多いことから、引き続き大学生に対する啓発の強化を行うことが必要である。 ・また、新たな乱用薬物である違法ドラッグ(いわゆる脱法ハーブ、合法ドラッグ)に対する啓発も必要である。
	<p>【見直し内容】</p> <p>(費用対効果の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内へのポスターの掲示、学生へのメールによる周知等を徹底することにより多くの学生を講演に参加させる。 ・今後も学生を講演会の運営に参加させることで、職員の負担軽減及び参加学生の薬物乱用防止に関する認識の向上を図る。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演内容に大麻の他違法ドラッグなど、最近問題となっている薬物に関する内容についても盛り込んでもらうよう講師に依頼する。 ・講演時に福岡県内の最近の薬物乱用状況についても情報提供することで、薬物問題が身近な問題であることを学生が強く認識できるようにする。

事業名	健康食品安全対策事業		部課(室)	保健医療介護部 薬務課		事業開始年度	H14	
総合計画	10の事項	7	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	2	誰もが必要な医療を受けられる社会をつくる		
	小項目	1	医療提供体制の確保	施策	5	医薬品等の安全確保		

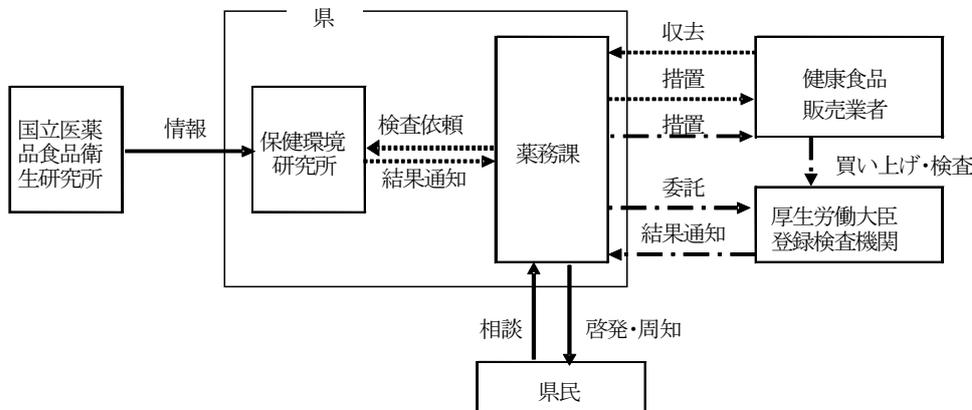
1 事業のねらい・目的
 健康食品による健康被害を防止するため、①流通後の抜き打ち検査、②健康被害発生後の収去検査を柱とした安全チェック体制の整備を早急に進める。

2 事業概要

1. 安全チェック体制の整備
 (1) 買上げ検査の実施
 ① インターネット、口コミ、店舗販売等により県内に流通している健康食品等を買上げ、抜き打ち検査(成分検査)を実施する(検査機関(厚生労働大臣登録)への委託)。
 ② 検査の結果、不正な成分の含有を確認した場合、県民に摂取中止を呼びかけ、当該製品を市場から撤廃させる。
 (2) 収去等検査の実施
 ① 医薬品成分の含有が疑われる不正な健康食品等を発見した場合、収去等し、成分検査を行う(保健環境研究所で検査)。
 ② 検査の結果、不正な成分の含有を確認した場合、県民に摂取中止を呼びかけ、当該製品を市場から撤廃させる。
 (3) 検査技術の修得
 新たな(検査経験のない)医薬品成分を含有した違反にも対応できるよう、保健環境研究所において検査技術を修得する(国立衛生研究所での技術研修)。

2. 県民啓発
 医薬品と健康食品の区別・相互作用など健康食品等に関する正しい知識の普及啓発を図る。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
買上検査での不正な健康食品の占める割合	目標	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%
	実績	60.7%	25.0%	16.0%	4.0%	14.8%	45.0%	調査中	-

【指標の考え方】

・本事業は、県民の不正な健康食品(未承認医薬品)による健康被害を防止することを目的としている。その成果は健康被害者数を指標とするべきものであるが、これについては①健康被害の報告が徹底されていない現状にあること、②不正な健康食品には直ちに健康被害として顕在化しないものもあること等から実態に即した指標とはならないため、買上検査での不正な健康食品の占める割合を指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・買上検査での不正な健康食品の占める割合は、H24に30%という目標に対し、実績では45%で達成した。
 ・H25は、2回実施したが1回目は0%、2回目は調査中である。1回目の未達成の理由としては、違法業者の販売方法が個人輸入代行、海外サイトからの販売等巧妙化し発見を難しくさせていることが考えられる。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品成分が検出された健康食品を発見した場合は、直ちに報道発表を行い、県民に対して注意喚起を行っており、県民の健康被害の防止に寄与している。 ・健康食品を買い上げ医薬品成分の検査を行うが、買上方法について関係者と入念に打合せしている。特に健康食品の買上品目の選定については、日頃からインターネット検索等の熟練度（検索条件や流通品目の確認）が必要なため、各担当者において情報交換を行っており事業の有効性を高めている。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康食品から検出される医薬品成分は、新たな成分が検出されることから、検査方法の熟練や標準物質の選定に努め、事業を効率的に実施している。 ・日々インターネット等を監視し、年々巧妙化する新たな販売先、販売方法等に効率的に対応できるよう努めている。

5	事業費(千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
	歳出	4,651	3,631	3,732	時間	88	88	88
	(うち一般財源)	4,651	3,631	3,732	人件費(千円)	362	362	362

6	見直しの内容
---	--------

継続 (

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ジェネリック医薬品の使用促進については、国も様々な施策を実施しており、全国のジェネリック医薬品の普及率も増加（H19：18.7% → H23：22.8%）しているが、県の普及率はこれを上回っており、（H19：19.0% → H24：32.6%）本事業の効果がそれに寄与している。 モデル保険者（後期高齢者医療広域連合）が行った差額通知事業（H24年1月～平成25年3月：約12万件通知）により、医療費が約4億5,913万円削減している。今後の事業継続により、削減額は増加する見込み。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県全体のジェネリック医薬品の普及率は伸びているものの、調剤薬局における普及率が県全体と比較するとまだ低い（H23県全体：31.6%、H23調剤薬局：24.3%）ことから、H23年度から地域の特性に応じたジェネリック医薬品の推進のための事業を実施するなど、より使用促進を図る必要がある地域の調剤薬局を対象とした事業や市町村国保が行う差額通知事業の推進を重点的に実施している。

5 事業費（千円）	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	22,431	22,563	35,863	時間	3,200	3,200	3,200
（うち一般財源）	0	4,964	4,183	人件費（千円）	13,146	13,146	13,146

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の老人医療費は平成14年度から全国1位となっており、医療費の伸びの適正化は継続した課題となっている。一方、ジェネリック医薬品の普及率の目標は達成したものの、調剤薬局における普及率や他県の普及状況等を考慮すると、まだ普及率を上げる余地は残っていると考えられる。よって、医療費の伸びを更に適正化するために、事業の継続が必要である。
<p>【見直し内容】</p> <p>（費用対効果の向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地域の調剤薬局の普及率の向上や地域の連携を高めるため、福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会のメンバーの変更を行い、地域協議会の開催地区を拡大する。 医療機関や調剤薬局における普及状況等の結果や保険者の電子レセプトの分析により、事業効果が高いと考えられるところを優先した取組や事業効果の分析を行う。 <p>（部局間の調整・連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療保険課及び保険関係機関との更なる連携を図り、電子レセプトの分析等による事業効果の分析や保険者による差額通知事業の拡充等を検討する。 <p>（その他）</p>

(様式1号)

H25年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	高齢者在宅生活移行支援事業	部課(室)	保健医療介護部 高齢者支援課	事業 開始年度	H22
-----	---------------	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	高齢者や障害者が安心してはつらつと生活できること	中項目	2	高齢者が安心して生活する社会をつくる
	小項目	1	高齢者が安心して暮らせる地域づくりの推進	施策	3	地域包括ケアの推進

1 事業のねらい・目的

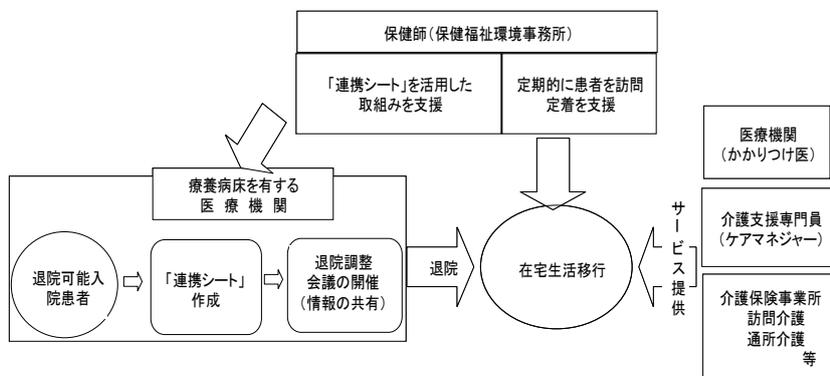
- 社会的入院の解消や医療費の適正化等を図るとともに、退院した高齢者が自宅で安心して生活できるようにするため、在宅生活への移行やその定着を支援する。

2 事業概要

- 連携シートの再検証及び在宅生活への移行を円滑にするための方法の検討
 - ※ 連携シートとは、退院を予定している患者やその家族が安心して退院後の生活を送ることができるよう、医療サービスと介護・福祉サービスをつなぎ、関係者が情報を共有できるようにするためのものである。退院時に主治医から担当ケアマネジャーに対し、患者の医療情報等を提供するための様式や、退院に至るまでの過程で関係機関が作成する様式がある。
- 在宅生活の定着の支援
- 在宅復帰後の状態悪化の防止

区分	実施体制	対象	事業内容
在宅生活への移行及びその定着の支援	各保健福祉（環境）事務所 政令市・中核市・保健所設置市	療養病床を有する医療機関及び退院した患者	<ul style="list-style-type: none"> ・連携シートを活用した社会的入院患者の退院促進 ・全県（政令市・中核市・保健所設置市を含む。）での実施 ・保健師等による入院から在宅生活への円滑な移行や退院後の定期訪問による定着の支援
在宅生活移行・定着支援研究会の開催	本庁直接実施	医療・看護・介護関係有識者等	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告や意見交換会での意見、事例研修会での検討結果等を踏まえ、在宅生活定着のための方策の検討や支援ノウハウの取りまとめ、事業効果の検証等の実施（2回開催） ・在宅復帰後の状態悪化を予防するための情報提供
医療機関・介護事業者向け研修会の開催	本庁直接実施 保健福祉（環境）事務所4か所	医療機関 在宅医療・介護事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者の講演や事例報告等による、在宅生活移行支援に関するノウハウの普及及び事業への理解促進（225人×4か所開催） ・保健福祉環境事務所において、具体的な事例についての研修及び意見交換を行う（30人×4か所開催）。

【事業スキーム図】>



(様式1号)

H25年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	宅老所支援事業		部課(室)	保健医療介護部 高齢者支援課	事業 開始年度	H24
総合計画	10の事項	3	高齢者や障害者が安心してはつらつと生活できること	中項目	2	高齢者が安心して生活する社会をつくる
	小項目	1	高齢者が安心して暮らせる地域づくりの推進	施策	3	地域包括ケアの推進

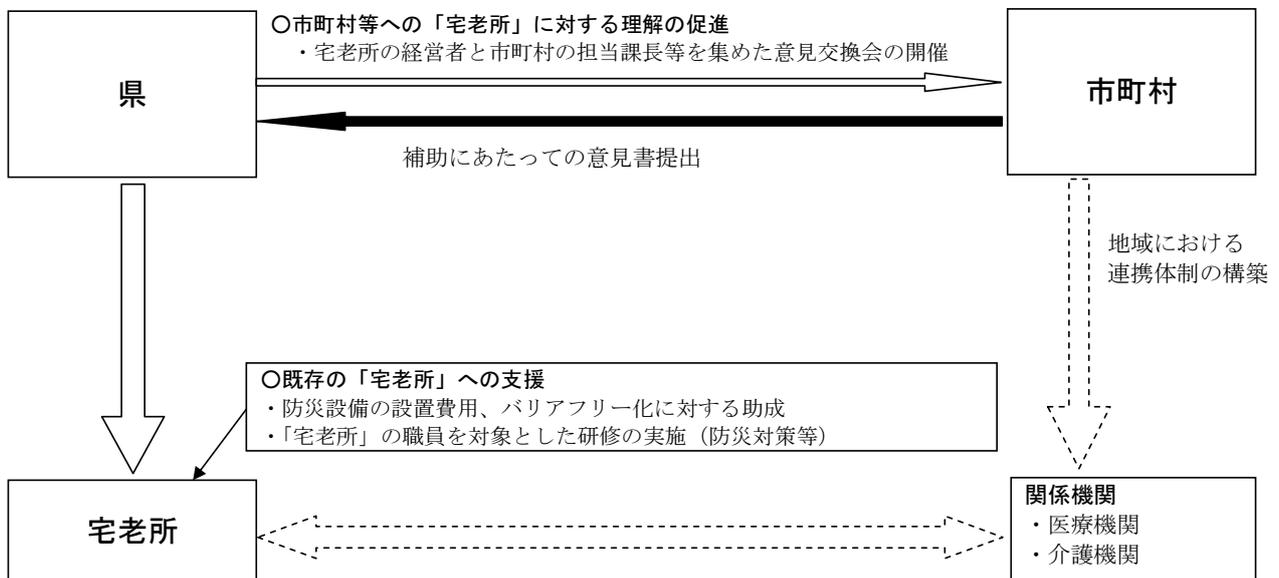
1 事業のねらい・目的

- 既存の「宅老所」について、防災対策等を進め、サービスの質の向上を図る。
- 市町村等の「宅老所」に対する理解を深め、「宅老所」と地域との連携促進を図る。

2 事業概要

事業名	事業概要	実施主体	負担割合
既存の「宅老所」への支援	・ 防災設備の設置費用、バリアフリー化のための改修費用に対する助成	県	県10/10
	・ 「宅老所」の職員を対象とした研修の実施（内容：防災対策等）	県	県10/10
	合計		
市町村等への「宅老所」に対する理解の促進	・ 宅老所の経営者と市町村の担当職員との意見交換会の実施	県	県10/10
	合計		
計			

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H24	H25	H26	H	H	H
宅老所等職員研修の受講者 (内容：防災対策等)	目標	60	60	60			
	実績	86	調査中				

【指標の考え方】

宅老所等の職員の資質向上を目的として実施する、防災対策等に関する研修への受講者数を指標として設定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

平成24年度は、受講者が86人と目標数を達成した。

4 【事業の有効性】

有効性・効率性

自動火災報知設備及び消防機関に通報するための火災報知設備の整備並びに施設のバリアフリー化のための改修工事に要する経費の一部について補助金を交付することによって、高齢者やその家族が安心して安全に宅老所を利用することができるようになった。また、今年度からスプリンクラー設備の整備についても、補助の対象にしたことにより、さらに安全確保を図ることができる。
宅老所等職員研修会は非常に好評であり、防災対策のみならず、サービスの質の向上にもつながった。

【事業の効率性】

宅老所等職員研修会を、ノウハウに長けた団体に委託することにより、経費の縮減を図った。

5 事業費(千円)	H24決算	H25当初	H26要求(予定)	人件費	H24	H25	H26
歳出	4,357	14,357	13,310	時間	1,462	1,462	1,462
(うち一般財源)	0	4,500	3,453	人件費(千円)	6,006	6,006	6,006

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

高齢者やその家族が安心して安全に宅老所を利用することができるよう、宅老所の防災対策等を進める必要がある。

【見直し内容】

(費用対効果の向上)

宅老所職員研修費の見直し及び宅老所と市町村担当職員との意見交換会の廃止 (平成26年度)

(部局間の調整・連携)

(その他)

3 事業目標等

【県計画・成果指標等】

成果指標		H22	H23	H24	H25	H26
認知症対応力向上研修参加者数	目標	117	117	136	149	149
	実績	77	64	196	(1月頃開催)	-

【指標の考え方】

- ・認知症高齢者等地域支援体制づくりの指標として認知症対応力向上研修参加者数を設定する。
- ・研修参加者数の目標値は、県内の地域包括支援センター数（H25.4.1現在 149か所）とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・H24年度は、県内の地域包括支援センター数を上回る196名の参加となった。
- ・H25年度も引き続き、実施日程の調整等を行い、県内すべての地域包括支援センターから参加が得られるようにして実施する予定である。

4
有
効
性
・
効
率
性

【事業の有効性】

- ・認知症に関する県民の理解や相談体制の充実に加え、認知症施策推進会議による認知症施策の検討、福岡県認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク推進連絡会議の開催や市町村のネットワーク構築への支援、訪問介護員等認知症対応力向上研修等の実施により、地域における認知症の人やその家族に対する支援体制づくりが進んでいる。
- ・訪問介護員等認知症対応力向上研修については、H24年度 定員400人に対し、受講申込みが約800人であり、ニーズが高い。

【事業の効率性】

- ・各事業の実施に当たっては、適切な時期に会議や研修会を開催することに努めるとともに、事業を適切に実施することができる団体に委託し実施するなど、効果的かつ効率的な事業の実施に取り組んでいる。

5 事業費（千円）	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	6,640	11,471	11,893	時間	740	740	740
（うち一般財源）	56	1,538	1,130	人件費（千円）	3,040	3,040	3,040

6 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・国の推計では、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者数も著しく増加するとされており、早期に認知症高齢者等への支援体制の充実が必要になることから、H25年度において「訪問介護員等認知症対応力向上研修」の参加者数を増加したところであり、引き続き支援体制づくりに向けた取組を進めていく必要がある。

【見直し内容】

（費用対効果の向上）

- ・地域包括支援センター認知症対応力向上研修の開催回数の見直し

（その他）

- ・認知症介護相談事業の実施

事業名	介護サービス公表事業	部課(室)	保健医療介護部介護保険課	事業開始年度	H16
-----	------------	-------	--------------	--------	-----

総合計画	10の事項	3	高齢者や障害者が安心してはつらつと生活できること	中項目	3	適切な介護サービスを受けられる社会をつくる
	小項目	1	適切な介護サービスの確保	施策	1	供給量の確保及びサービスの質の向上

1 事業のねらい・目的

介護保険の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保障するため、利用者が介護サービス事業者を選択するに当たっての判断に資する介護サービス情報を、円滑かつ容易に取得できる環境整備を図る。

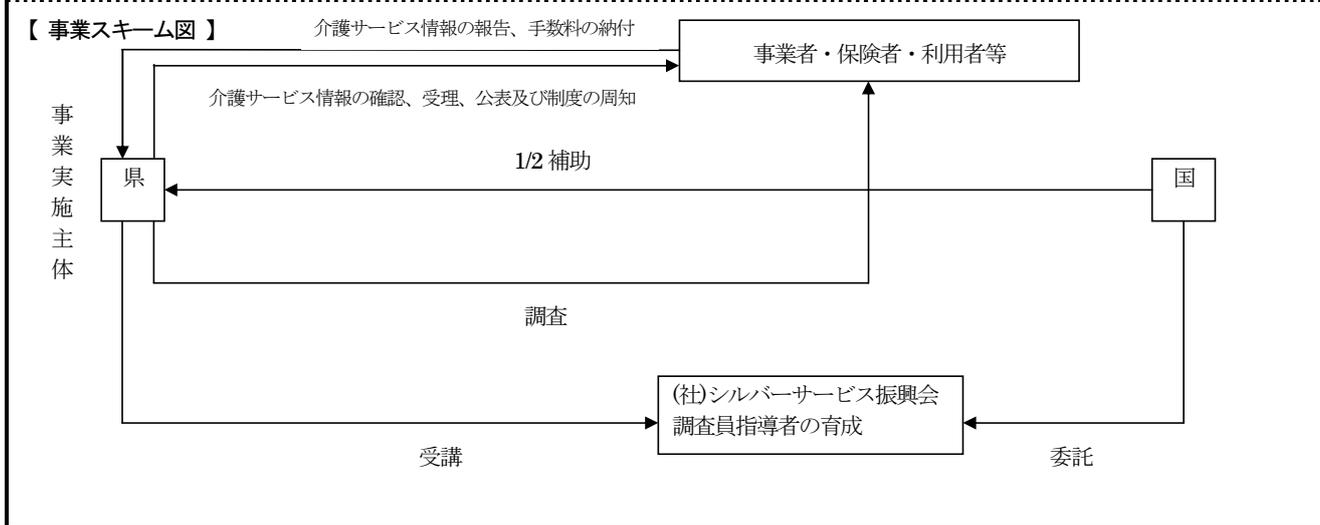
2 事業概要

○事業者から県への介護サービス情報の報告
 介護サービス事業者は、サービスの内容や運営状況など、利用者の選択に資する情報を県へ報告しなければならない。
 (介護保険法第115条の35第1項)

○介護サービス情報の公表
 県は、事業者から報告された情報を公表しなければならない。(介護保険法第115条の35第2項)

○事業所訪問調査の実施
 県は、必要な場合、事業者から報告された情報について訪問調査できる。(介護保険法第115条の35第3項)

介護サービス情報の報告及び公表は、厚生労働省が一元管理する「介護サービス情報公表システム」によって行われ、利用者等は同システムのウェブサイトアクセスして、情報を検索・閲覧できる。



3 事業目標等

成果指標		H22	H23	H24	H25	H26	H
利用者の選択に資する事業所情報の整備	目標			13,617	14,523	15,303	
	実績	12,177	12,977	13,949	*14,778	—	
	目標						
	実績						

*H25の数値は見込み

【指標の考え方】

- ・前回H21年度の評価では利用者のアクセス件数を指標として設定していたが、H24年度（制度見直し）以降、利用者の事業者選択に資する環境整備を図る観点から、指標を変更した。
- ・利用者の事業者選択に資する環境整備の度合いを測るため、公表する県内事業所数を指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・新規に開設する事業所もあり、公表件数は順調に増加している。(H25実績見込：14,778件)

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・介護サービス情報の公表制度は、公表情報の記入、調査等のプロセスを通じて、事業所がサービス改善への道筋を見出し、事業所の質の向上や、サービスに対する主体的な取り組みの促進に寄与している。
	【事業の効率性】 ・本県では平成24年度に制度を見直し、従来まで実施していた指定機関（指定情報公表センター、指定調査機関）の業務を、県が直接実施することで、手数料によらない運用が可能となり、事業者負担の軽減が図られている。

5	事業費(千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
	歳出	3,288	6,721	8,672	時間	2,825	2,825	2,825
	(うち一般財源)	75	0	0	人件費(千円)	11,606	11,606	11,606

6	見直しの内容
	<input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)
	【上記の理由】 ・介護保険法第115条の35により、介護保険事業者は県に介護サービスの情報を報告しなければならないが、県はこれを公表しなければならないものとされている。 ・厚生労働省が一元管理する「介護サービス情報公表システム」の操作誤りで介護サービス情報の報告が完了できていない事例が多発している。
	【見直し内容】 (その他) ・事業者の負担を軽減するという観点から、「介護サービス情報公表システム」の情報報告操作に関する簡易なマニュアルを作成し、事業者に配布することとしている。

(様式1号)

H25年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	介護職員確保定着促進事業	部課(室)	保健医療介護部 介護保険課	事業開始年度	H23
-----	--------------	-------	------------------	--------	-----

総合計画	10の事項	3	高齢者や障害者が安心してはつらつと生活できること	中項目	3	適切な介護サービスを受けられる社会をつくる
	小項目	1	適切な介護サービスの確保	施策	2	介護を担う人材確保と資質の向上

1 事業のねらい・目的

- 介護現場で中核となる介護職員の確保
- 介護従事者が意欲と誇りを持って働くことができる介護現場の実現
- 将来増大する介護ニーズに対応した介護人材の確保策の検討

2 事業概要

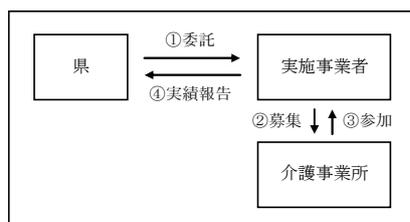
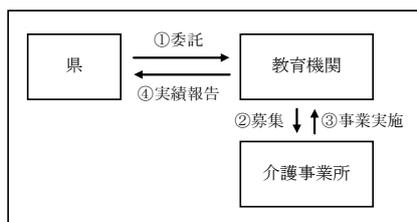
- 介護職員確保・定着セミナー開催事業 【事業期間：平成24年～平成26年】
 - ・内 容：離職防止のための介護職員の確保・定着に資する中堅職員・管理者向けのそれぞれのセミナーを県内4ブロックで開催
管理者やリーダーは頻繁に交代するものではないことから、25年度以降は、リーダー研修会（中堅職員向け）と管理者セミナー（管理者向け）を交互に隔年開催とした。
 - ・事業実施：委託先はプロポーザルで選定（25年度）
 - ・対 象 者：介護現場における中堅職員並びに管理者（24年度：各1,500人、25年度：中堅職員1,000人、26年度：管理者900人）
- 介護職員技術向上研修開催事業 【事業期間：平成25年～平成26年】
 - ・内 容：介護職員としての資質向上を図るため、業務に必要な研修を県内4ブロックで開催
介護現場に従事する介護職員向けのセミナーは、キャリア段階に応じた研修に拡充して実施することとした。
 - ・事業実施：委託先はプロポーザルで選定（25年度）
 - ・対 象 者：介護現場で就労している介護職員で、事業所からの推薦を受けた者
（25年度：1,600人 [技術向上研修Ⅰ：200人、Ⅱ：600人、Ⅲ：800人]、26年度：1,600人）
- 介護業務普及・啓発大会開催事業【事業期間：平成24年～平成26年】
 - ・内 容：介護業務の普及・啓発に資する大会を開催
 - ・開 催：11月24日
 - ・事業実施：委託先はプロポーザルで選定
 - ・対 象 者：出場者（介護現場で就労している介護職員）、介護職員、一般県民

【事業スキーム図】

1 介護職員確保・定着セミナー開催事業

2 介護職員初任者・技術向上研修開催事業

3 介護業務普及・啓発大会開催事業



3 事業目標等 (累計)

成果指標		H22	H23	H24	H25	H26
リーダー養成研修会受講者数	目標	1,250人	2,500人	4,000人	5,000人	
	実績	1,109人	2,246人	3,628人	(4,478人)	
管理者セミナー受講者数	目標	1,250人	2,500人	4,000人	4,000人	
	実績	1,154人	2,171人	3,178人	3,178人	
介護職員初任者・技術向上研修受講者数	目標	-	-	-	1,600人	3,200人
	実績	-	-	-	(1,360人)	
介護業務普及・啓発大会出場者数	目標	-	-	80人	160人	240人
	実績	-	-	127人	203人	

※()内は見込み数

【指標の考え方】

- ・ 介護職員の早期離職を改善し、職員の定着を図るため、離職防止に資するセミナー等への参加者数及び介護業務普及・啓発大会出場者数を指標として設定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 介護職員確保・定着セミナーや介護職員技術向上研修では、申込者数は概ね目標を達成しているが、介護事業所や受講予定者の都合により受講者が減少し、目標を下回る見込み。
- ・ 介護業務普及・啓発大会エントリー出場者数は、概ね目標を達成した。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】 ・介護保険事業所には小規模な事業所が多く、研修に参加できる機会が少ないことから、当事業が介護職員の育成に寄与している。 ・研修参加者に対するアンケート調査結果からは、参加者の9割近くが、研修内容について「非常に満足」「満足」と回答 ・介護業務普及・啓発大会参加者へのアンケート調査結果では、約8割が「介護への関心が高まった」と回答。
	【事業の効率性】 ・セミナーは、プロポーザルを行い、外部教育機関を活用することにより、研修内容の向上に努めている。 ・介護業務普及・啓発大会は、外部へプロポーザルを行うことにより、イベント内容の充実を図ることができる。

5	事業費(千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
	歳出	30,202	30,030	22,310	時間	6,300	4,500	4,500
	(うち一般財源)	23,839	8,223	0	人件費(千円)	25,881	18,486	18,486

6	見直しの内容
	<input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)
	【上記の理由】 ・高齢者の増加に伴い介護サービスが増大していることから、介護を支える人材を確保するためには、介護職員の離職を防止し、定着を図るための取組みが引き続き必要となっている。 ・研修内容については、好評を得ており、介護職員の離職防止に向けて十分な成果があった。
	【見直し内容】 (費用対効果の向上) ・新たに介護分野で働き始めた者や、ある程度の仕事ができる段階にある者等、介護のキャリア段階に応じた研修を開催する。

(様式1号)

H25年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	介護サービス適正化事業	部課(室)	保健医療介護部 介護保険課	事業 開始年度	H22
-----	-------------	-------	------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	3	高齢者や障害者が安心してはつらつと生活できること	中項目	3	適切な介護サービスを受けられる社会をつくる
	小項目	2	介護保険制度の安定的な運営	施策	1	介護給付の適正化

1 事業のねらい・目的

2 事業概要

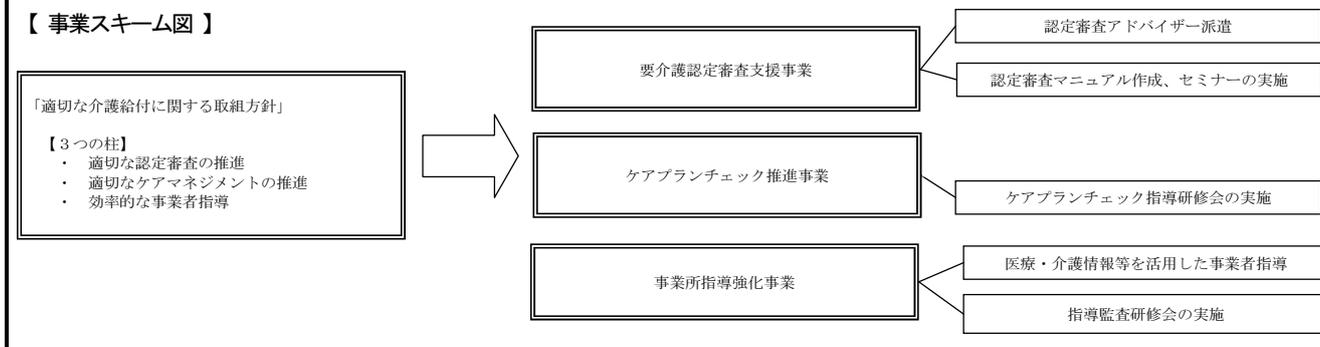
・

・

・

・

・



3 事業目標等

成果指標	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26

※ H23 の介護給付費は H25 年度に確定

【指標の考え方】

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
目標を概ね達成している

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内保険者の認定審査会の現場にアドバイザーを派遣することにより、認定の適正化に向けた直接的な指導、助言を行い、保険者職員・審査会委員の審査技術の向上が図られた。 ・ケアプランチェックは、平成22年度の全国の保険者による実施率は64.7%にとどまっているが、本県では100%の保険者が実施している。 ・医療、介護の請求データに基づき事業所指導を行うことにより、誤った請求の返還に結び付き、効果があると考えられる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県においては、全国と比較して軽度者の認定率が高くなっているため、軽度者の認定率が高い保険者に対して、重点的に認定審査アドバイザーを派遣することにより、事業の効率化を図った。 ・本県においては、全国と比較して要介護1、2の利用者の居宅サービス利用率の格差が大きくなっているため、要介護1、2のケアプランチェックに重点をおいて実施することにより、事業の効率化を図った。 ・事業所指導にあたって給付実績を活用することによって、指導対象事業所の効率的な選定が可能になった。

5	事業費(千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
	歳出	5,055	3,256	2,466	時間	7,200	7,200	7,200
	(うち一般財源)	3,550	2,815	2,110	人件費(千円)	29,578	29,578	29,578

6	見直しの内容
	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
	<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の被保険者一人当たりの介護給付費は全国平均と比較し高い状態にあるため、その格差を縮小していく必要がある。 ・高齢者の増加に伴い、介護給付費も増大していくことが見込まれ、それに伴って介護保険料も上昇している。今後の高齢社会を支える基盤として介護保険制度を持続可能なものとしていくためには、適切な介護サービスの確保・提供が重要な課題となっている。
	<p>【見直し内容】</p> <p>(費用対効果の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費が高い保険者において、県と保険者が連携して介護給付適正化に取り組む。 ・研修実施体制の見直しを行うこととしている。

3 事業目標等

成果指標		H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標(H28)
見守り活動チームを編成している市町村数 (総合計画)	目標	(基準)	33市町村	46市町村	50市町村	54市町村	58市町村	60市町村
	実績	28市町村	45市町村	48市町村	52市町村			
「見守りネットふくおか」の実施市町村数	目標	—	(基準)	20市町村	30市町村	40市町村	50市町村	60市町村
	実績	—	0市町村	37市町村	42市町村			
「見守りネットふくおか」の協力事業者数	目標	—	(基準)	5事業者	8事業者	15事業者		15事業者
	実績	—	0事業者	5事業者	11事業者			

【指標の考え方】

- ・小地域で見守り活動チームを編成している市町村数を指標とする。
- ・継続が必要な事業であるため、H25年度以降の目標値を変更。
- ・「見守りネットふくおか」の実施市町村数及び協力事業者数を指標に追加。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・小地域で見守り活動チームを編成している市町村は着実に増加している。
- ・「見守りネットふくおか」を実施している市町村数及び協力事業者数は着実に増加しており、目標を大きく上回っている。

4
有効性
・
効率性

【事業の有効性】

- ・市町村における小地域ごとの見守り活動チームづくりが促進された。(H22:28市町村→H25:52市町村)
- ・研修会の開催により、市町村において見守り活動推進の課題とされている人材不足を解消する効果があった。
- ・県と事業者が「見守りネットふくおか協定」を締結することにより、事業者や市町村の役割等を明確化して双方が取り組みやすい環境を整えることができ、取組が促進された。

【事業の効率性】

- ・協定締結式やポスター等の作成を一括して実施することにより、事務の効率化及び経費の削減に努めた。

5 事業費(千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	3,172	4,016	4,066	時間	977H	977H	977H
(うち一般財源)	0	0	4,066	人件費(千円)	4,014	4,014	4,014

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・ひとり暮らしの高齢者が孤立せず地域で安心して生活するためには、見守り活動が重要である。
- ・すべての市町村において見守り活動チームが編成されるよう、人材の育成等による市町村への支援を継続する必要がある。
- ・「見守りネットふくおか」を県内全市町村へ普及させるとともに、協力事業者の拡大を図る必要がある。

【見直し内容】

- (費用対効果の向上)
- ・チーム未編成の自治体が8市町まで減少していることから、26年度の成果を踏まえ、その後の市町村指導のあり方を検討する。
 - ・見守り活動をより効果的なものとするため、「見守りネットふくおか」の参加企業の拡大を図る。

(部局間の調整・連携)

- ・関係課(高齢者支援課、消防防災指導課など)との連携を図りながら、市町村への指導・助言を行う。

(様式1号)

H25年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	高齢者子育て支援推進事業	部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H24
-----	--------------	-------	-----------------	------------	-----

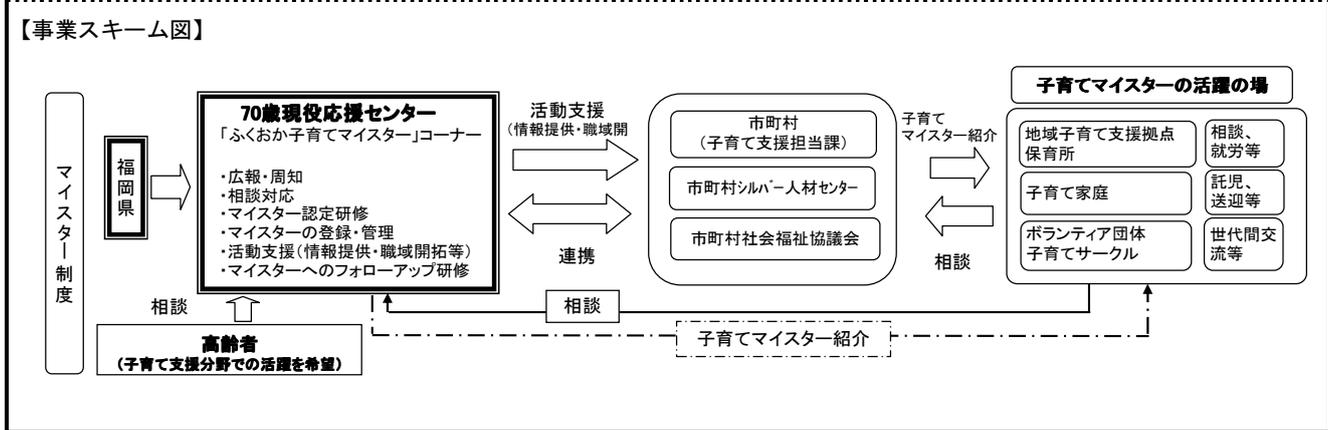
総合計画	10の事項	5	安心して子育てができること	中項目	2	安心して子どもを生み育てることができる社会をつくる
	小項目	2	子育てを応援する社会づくりの推進	施策	2	地域における子育て支援

1 事業のねらい・目的

- 子育て支援に元気な高齢者が活躍できる社会の実現
→ 人材養成と多様な活躍の場の提供 (ふくおか子育てマスターの養成、活躍の場の確保と人材のマッチング)

2 事業概要

- ふくおか子育てマスターの認定
事故防止や病氣・ケガの対応、コミュニケーション方法、相談対応など、子育て支援に関する最新の知識等の習得のための研修を実施し、研修修了者にマスター認定証を交付 (ふくおか子育てマスターとして県に登録・管理)
- ふくおか子育てマスターの活動支援
福岡県70歳現役応援センターに「ふくおか子育てマスター」コーナーを開設、活動支援員を配置
市町村・シルバー人材センター・社会福祉協議会と協力、マスターの活動の場を開拓、制度の周知等を実施
- フォローアップ研修の実施
マスターの資質を維持・向上し、マスターへの信頼感・安心感を確かなものとするため、平成24年度認定のマスターを対象として研修を実施
- 「ふくおか子育てマスター通信」の発行
マスターの活動状況をPRし、マスターの活用を促進
- 「ふくおか子育てマスターワッペン」の作成・交付
ふくおか子育てマスターをシンボル化したワッペンをマスターへ交付し、マスターの志気向上、制度PRを図る



3 事業目標等

成果指標		H24	H25	H26	H	H	H
ふくおか子育てマスターの認定・登録人数	目標	400人	400人	400人			
	実績	277人	232人				
	目標						
	実績						

【指標の考え方】 ※平成25年12月31日時点

- 保育所や子育て支援拠点施設、シルバー人材センター等の需要の見込が1,200人程度であり、事業期間(3年間)で養成

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 平成24年度の達成率は69.3%
- 平成25年度の達成率は77.3% (平成25年12月31日、認定研修8回のうち6回:定員300人終了時点)
- 研修の全課程(終日、6~7日間)を受講する必要があるため、問い合わせ・申込段階で敬遠される場合があること(特に地方で実施する場合)、受講者の都合や通学の負担感によりすべて受講できなかったこと、地域により関心の度合いが異なること等が原因と考えられる。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 多くのふくおか子育てマスターが認定研修後に様々な活動（認定したマスターの約70%が、常時託児等の子育て支援活動を展開）しており、70歳現役社会づくりの一環として、子育て支援分野でも高齢者が活躍するためのきっかけづくりとして本事業は極めて有効
	【事業の効率性】 活動支援員3人体制で、マスターコーナーの運営、認定研修等の運営、マスターの登録・管理、活動支援、活動先の開拓、制度周知を実施 地域の特性や状況を調査・分析した上で研修会場の選定・活動先の開拓、周知活動を実施

5 事業費（千円）	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	13,271	16,254	17,441	時間	400	400	400
（うち一般財源）	13,271	13,071	17,441	人件費（千円）	1,644	1,644	1,644

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 核家族化や家族形態の変容により地域のつながりが希薄化し育児に不安や孤立感を抱える子育て世帯が増加している中、地域の子育て支援を行うふくおか子育てマスターの活動展開は益々重要性を増してくる。今後、女性の社会進出促進等により保育の需要は増大していくので、地域の子育て支援の実施主体である市町村との連携をさらに強化し、マスターがより機動的・効果的に活動でき、子育て環境の充実を図っていく必要がある。
<p>【見直し内容】</p> <p>（費用対効果の向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> 直接マスターと市町村担当者間に顔が見える関係を構築することで、さらにマスターの活用の機会を増大 マスター間の組織化を促進することで、個々のマスターが連携して継続的・機動的に活動できる体制を構築 <p>（部局間の調整・連携）</p> <p>（その他）</p>

(様式1号)

H25年度 事務事業評価書 (既存事業分)

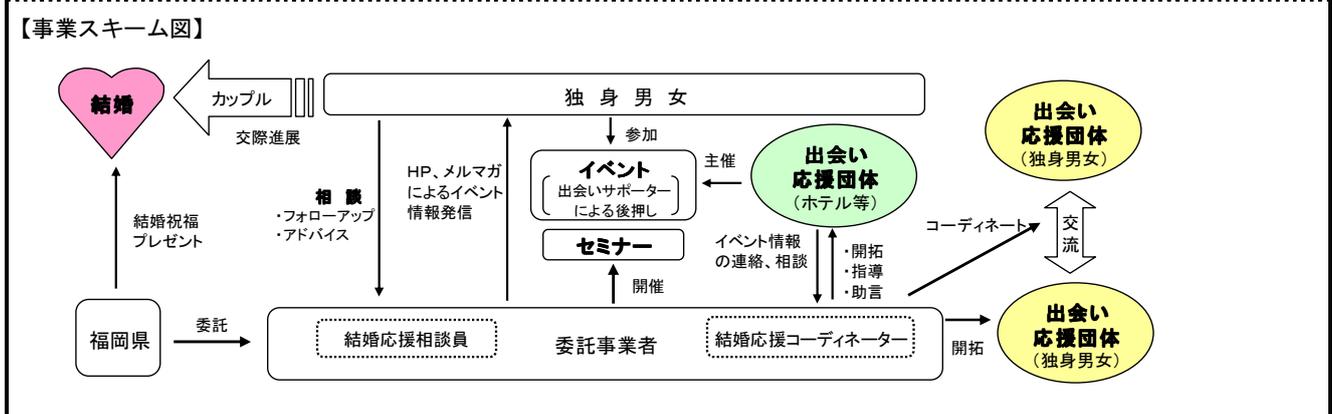
事業名	子育て応援社会づくり推進事業 (出会い・結婚応援事業)		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H24
総合計画	10の事項	5 安心して子育てができること	中項目	1 若者が結婚・子育てに希望を持てる社会をつくる		
	小項目	1 若者が結婚・子育てに希望を持つ社会づくり	施策	2 結婚応援の推進		

1 事業のねらい・目的

- ・ 独身男女に出会いの機会を提供する応援団体の活動への支援強化等により、カップル成立率を向上させ、成婚組数の増加を図る
- ・ 社会全体で結婚を応援する気運のさらなる醸成

2 事業概要

- (1) 出会い応援団体の登録
 - ・ 出会い応援団体の登録
 - ・ 出会い応援団体が実施するイベント情報を、ホームページや「あかい糸めーる」で発信
 - ・ 出会いサポーターによるイベント参加の勧誘や交流促進
- (2) 出会い応援団体間の交流促進
 カップル成立率の向上を図るため、出会い応援団体(職場・職域)間の交流を促進
 - ・ 結婚応援コーディネーターを配置(個別相談のための相談員と兼任)
 - ・ 独身者を抱える事業所等の勧誘、団体間交流のコーディネート・アドバイス、会場等を提供する出会い応援団体への働きかけ、交流会司会等
- (3) 結婚サポートセミナーの開催
 異性との交流が苦手な独身者やイベント参加に戸惑う独身者をサポートし、カップル成立率の向上を図る
 - ・ 内容 マナーアップ、自己分析、コミュニケーションスキルアップなどの専門家による講座
 - ・ 年6回以上開催(会場:福岡地区、北九州地区) 参加者数 1回あたり50名程度
- (4) イベント参加者等に対する個別相談の実施
 イベントに参加するもののカップル成立に結びつかない参加者の支援や、カップル成立後、なかなか交際に進展しない参加者をフォローすることで、交際を後押し
 - ・ 結婚相談に経験豊かな相談員(1名)を配置し、出会いイベント後の相談、結婚サポートセミナー会場での相談に対応する
- (5) 市町村事業との連携について
 市町村との結婚応援事業との連携により県内の婚姻件数の増加を図る
 - ・ 県事業HPを活用して、市町村が実施する結婚応援事業を積極的に紹介



3 事業目標等

成果指標		H21	H22	H23	H24	H25	H26
出会い応援団体登録数	目標	—	—	300団体	300団体	300団体	300団体
	実績	236団体	283団体	306団体	298団体	302団体	—
出会いイベントにおけるカップル成立率	目標	—	—	30.00%	30.00%	30.00%	30.00%
	実績	16.60%	18.80%	22.50%	30.90%	33.64	—
成婚組数	目標	—	—	200組	300組	300組	300組
	実績	79組	127組	184組	237組	259組	—

※平成25年12月31日時点

【指標の考え方】
 目標は、イベントにおけるカップル成立率を向上させ、成婚組数の増加を図ることなので、「出会いイベントにおけるカップル成立率」、「成婚組数」を指標とする。
 「出会い応援団体登録数」を指標に追加する。目標値は、福岡県次世代育成支援行動計画(後期計画)の目標数値とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

「出会い応援団体登録数」は、目標である300団体を概ね達成している。
 「出会いイベントにおけるカップル成立率」は、昨年度、目標である30%を超えた。
 「成婚組数」は、任意に報告があったものの集計であるため、より報告数を向上させるための取組が必要。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 平成20年度以降、年間200を超える出会いイベントが開催され、平成17年度の事業開始以後延べ参加者数は40,000人を超えており、結婚を望む独身男女に出会いの機会を提供するとともに、県内の結婚を応援する気運を醸成するうえで、本事業は有効。</p>
	<p>【事業の効率性】 委託先である（財）福岡県地域福祉財団において、出会いコーディネーター（兼相談員）1名、事務補助員1名の2名体制により出会い応援団体の登録、出会い応援団体間の交流促進、イベント参加者等への個別相談等を実施している。</p>

5 事業費（千円）	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	11,534	9,689	8,772	時間	768	768	768
（うち一般財源）	11,534	9,689	8,772	人件費（千円）	3,155	3,155	3,155

6 見直しの内容
継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】
 従来、特命随契によって（財）福岡県地域福祉財団を委託先に選定し本事業を実施してきた。
 平成26年度より、企画提案公募により委託先を決定することで、より効果的な事業の運営を行う。
 独身者へのさらなる出会いの機会を提供し、結婚のきっかけづくりを図るとともに、結婚応援の気運を高め、未婚化・晩婚化の流れを変えるために事業を継続していく必要がある。

【見直し内容】
 （費用対効果の向上）
 企画提案公募により委託先を決定することで、より低コストで高クオリティ事業の運営を行う。

事業名	保育対策等促進事業	部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業開始年度	H14
-----	-----------	-------	--------------	--------	-----

総合計画	10の事項	5	安心して子育てができること	中項目	2	安心して子どもを産み育てることができる社会をつくる
	小項目	2	子育てを応援する社会づくりの推進	施策	1	保育サービスの充実

1 事業のねらい・目的

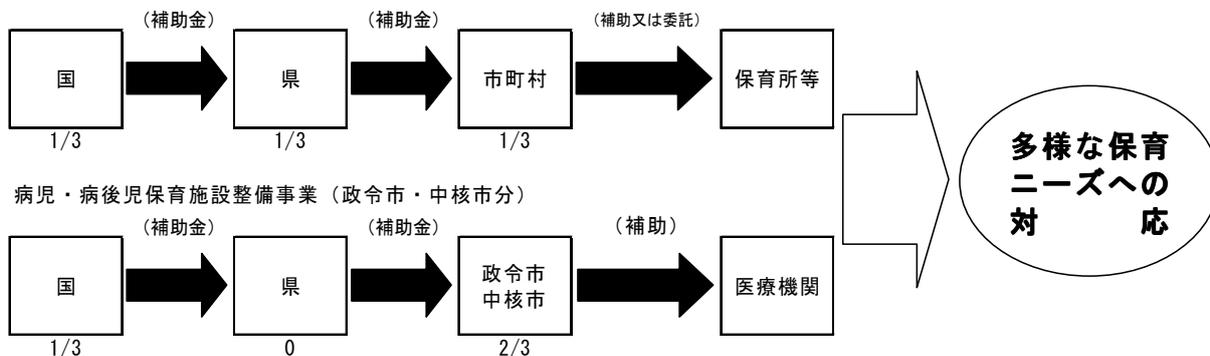
多様化する保育需要や在宅乳幼児に対する子育て支援を行うことで、安心して子どもを育てることができる環境を整える。

2 事業概要

事業名	事業概要	予算額 25年度 (千円)	負担割合			備考
			国	県	市町村	
保育対策等促進事業費補助金 (国庫補助事業分)		995,162				
1 特定保育事業	1ヶ月概ね64時間以上児童を保育する場合の事業費補助	6,480				
2 休日保育事業	日曜祝祭日に保育所を開所する場合の事業費補助	18,078				
3 病児・病後児保育事業		80,358				
(1) 病児対応型	病児を専用スペースにおいて一時的に預かる事業 (病後児も可)	41,258	1/3	1/3	1/3	
(2) 病後児対応型	病後児を専用スペースにおいて一時的に預かる事業	39,100				
4 待機児童解消促進等事業		6,088				
(1) 保育所分園推進事業	分園の施設の運営に係る経費を補助	3,200				
(2) 届出保育施設等の衛生・安全対策事業	届出保育施設等の職員に対する健康診断費用の助成	2,888				
5 延長保育促進事業	民間保育所において、11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進するための事業費補助	881,560				
6 病児・病後児保育施設整備事業	医療機関に病児・病後児保育施設を整備するための事業費補助	2,598	1/3 1/3	1/3 -	1/3 2/3	政令市

【事業スキーム図】

保育の実施主体である市町村と連携を図りながら推進する。



3 事業目標等

成果指標		H19	H21	H23	H24	H25	H26
保育所分園等による定員増（累積数）	目標	—	—	413人	413人	413人	413人
	実績	283人	313人	362人	362人	調査中	
延長保育実施施設数	目標	—	—	368カ所	368カ所	368カ所	368カ所
	実績	327カ所	343カ所	355カ所	358カ所	調査中	
病児・病後児保育実施施設数	目標	—	—	60カ所	60カ所	60カ所	60カ所
	実績	17カ所	35カ所	44カ所	45カ所	調査中	
特定保育実施施設数の増数（累積数）	目標	—	—	19カ所	19カ所	19カ所	19カ所
	実績	5カ所	15カ所	17カ所	19カ所	調査中	
休日保育実施施設数	目標	—	—	30カ所	30カ所	30カ所	30カ所
	実績	15カ所	14カ所	18カ所	17カ所	調査中	

【指標の考え方】

福岡県次世代育成支援行動計画後期計画（計画期間：H22～26年度）の目標値を指標とする（政令市及び中核市を除く数値）。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・延長保育実施施設数、特定保育事業実施施設数については、概ね順調に推移している。
- ・保育所分園等による定員増、病児・病後児保育、休日保育事業については、実施施設数が伸び悩んでいる状況である。
- ・保育所分園等による定員増については、待機児童解消のため、市町村が新たな保育所の創設、既存保育所の増築・増改築を進めていることが要因と考えられる。
- ・病児・病後児保育については、利用実績にかかわらず看護師等の配置が必要となるが、国の補助制度は平成21年度に定額方式から利用実績を重視した方法に変更され、実施市町村の負担が増したことが要因と考えられる。
- ・休日保育については、市町村における当初の見込みほどニーズが発生していない状況である。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・保育時間の延長、日曜日・祝祭日の勤務、週2、3日程度のパート勤務による保育施設の利用など、保育ニーズが多様化する中で、本補助事業を活用することにより、延長保育、休日保育、特定保育などの多様な保育サービスを提供する体制を整備している。

【事業の効率性】

- ・本事業を実施することにより、国の1/3の補助を受けて、延長保育、休日保育、特定保育などの多様な保育サービスの充実を図ることができる。

5 事業費(千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	962,045	995,162	964,357	時間	900	900	900
(うち一般財源)	495,460	497,581	481,946	人件費(千円)	3,698	3,698	3,698

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）

【上記の理由】

- ・女性の社会進出の進展や近年の経済情勢から児童の保護者が就労（パート含む）している割合は大きく、また、就労（パート含む）を望んでいる保護者も増えていることを背景に保育需要は依然増加傾向にあり、多様な保育ニーズへ対応していく必要がある。

【見直し内容】

（費用対効果の向上）

- ・本事業は、国の要綱において事業内容が定められており現時点で見直す内容はないが、多様化する保育ニーズへ対応するため、県内全市町村での病児・病後児保育の実施など、市町村が事業を円滑に実施するための情報提供などを行う。

事業名	認定こども園運営事業	部課(室)	福祉労働部子育て支援課	事業開始年度	H21
-----	------------	-------	-------------	--------	-----

総合計画	10の事項	5	安心して子育てができること	中項目	2	安心して子どもを産み育てることができる社会をつくる
	小項目	2	子育てを応援する社会づくりの推進	施策	1	保育サービスの充実

1 事業のねらい・目的

- ・ 「幼稚園型認定こども園」及び「保育所型認定こども園」を対象とした事業費補助を行い、私学助成と保育所運営費の両方の補助対象となる「幼保連携型認定こども園」への移行を促し、保護者の就労の有無等に関わらず、子どもを安心して育てることが出来る体制を整える。
- ・ 「地方裁量型認定こども園」に補助を行い、地域における子育て支援の総合的な推進を図る。

2 事業概要

(認定こども園運営事業)

- ・ 幼保連携型認定こども園への移行促進を目的として、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分と保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を対象とした事業費補助を実施

- (1) 事業内容 「幼稚園型」及び「保育所型」の付加機能部分に対する補助
子育て応援基金の「認定こども園事業費」を活用
- (2) 対象児童 幼稚園型・・・保育所機能部分に入所する児童のうち、市町村が認めた「保育に欠ける子」
保育所型・・・幼稚園機能部分に入所する児童全員
- (3) 補助割合 子育て応援基金3/4 (国1/2、県1/4) 市町村1/4

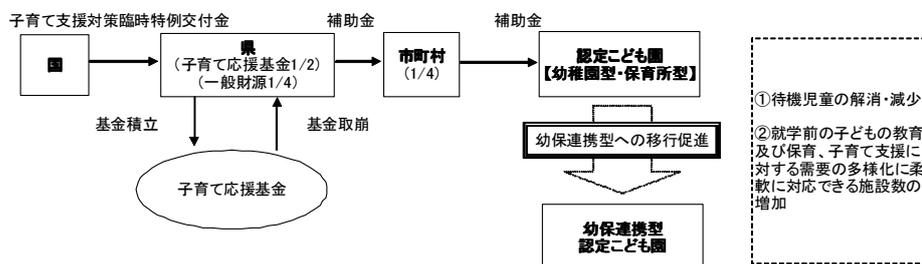
(地方裁量型認定こども園運営事業)

- ・ 地方裁量型認定こども園の幼稚園機能部分を対象とした事業費補助を実施

類型	機能		補助制度	
幼保連携型	認可幼稚園	+ 認可保育所	認可幼稚園 (私学助成)	認可保育所 (保育所運営費)
幼稚園型	認可幼稚園	+ 保育所機能	認可幼稚園 (私学助成)	保育所機能 (子育て応援基金)
保育所型	認可保育所	+ 幼稚園機能	認可保育所 (保育所運営費)	幼稚園機能 (子育て応援基金)
地方裁量型	幼稚園機能	+ 保育所機能	幼稚園機能 (県単補助※1)	保育所機能 (待機児童解消先取りプロジェクト事業)

【事業スキーム図】

(認定こども園運営事業)



(地方裁量型認定こども園運営事業)



3 事業目標等

成果指標		H21	H22	H23	H24	H25	H26
幼保連携型認定こども園の認定数（累積数）	目標		10	16	16	17	18
	実績	4	4	11	12	17	
地方裁量型認定こども園運営事業費補助事業による補助対象児童数	目標			74	6	6	3
	実績			0	0	0	

【指標の考え方】

- 待機児童の解消と就学前の子どもの教育、保育及び子育て支援に対する需要の多様化への柔軟な対応の促進を示す指標として、幼保連携型認定こども園の認定数及び地方裁量型認定こども園の幼稚園機能部分における補助対象児童数（各年度4月1日時点）を新たな指標として加える。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 「幼保連携型認定こども園の認定数」については目標数に達したが、「地方裁量型認定こども園運営事業費補助事業による補助対象児童数」については、目標数に達していない。
- 目標達成に至っていない理由として、「地方裁量型認定こども園」に対する補助は、市町村が実施主体となっており、対象市町村が実施を計画していたものの補助を実施にいたらなかったため。

4
有効性
・
効率性

【事業の有効性】

- 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分及び保育所型認定こども園の幼稚園機能部分には補助制度がなく、基金事業における当該補助制度のみであり、認定こども園の設置促進及び運営の安定に寄与している。
- 地方裁量型認定こども園に対する補助実施により、認定こども園の安定した運営に資することになり、地域における子育て支援の総合的な推進を図ることができている。

【事業の効率性】

- 補助基準額による算定と、補助対象経費及び総事業費における経費を比較して、最も低い額を補助額とする適切な補助方法としている。

5 事業費（千円）	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	37,828	64,397	69,132	時間	80	80	80
（うち一般財源）	0	15,067	69,132	人件費（千円）	329	329	329

6 見直し内容

継続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小
 終了 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止

【上記の理由】

- 待機児童は年々増加しており、「待機児童の解消」及び「子どもを安心して育てることができる環境づくり」は喫緊の課題である。
- 平成27年4月1日までに認定こども園の認定を受けた施設については、その後の運営費について、無条件に「施設型給付」の支給対象施設となることから、今後認定こども園の増加が見込まれるため、県としても「認定こども園」に対する補助制度を拡充する必要がある。

【見直し内容】

- （費用対効果の向上）
- 消費税引上げによる財源が「認定こども園運営事業」に充てられることにより、認定こども園の設置促進及び運営の安定がより推進される。

（部局間の調整・連携）

- 特になし

（その他）

- 特になし

事業名	潜在保育士研修事業	部課(室)	福祉労働部子育て支援課	事業開始年度	H23
-----	-----------	-------	-------------	--------	-----

総合計画	10の事項	5	安心して子育てができること	中項目	2	安心して子どもを生み育てることができる社会をつくる
	小項目	2	子育てを応援する社会づくりの推進	施策	1	保育サービスの充実

1 事業のねらい・目的

離職中の「保育士有資格者」の現場復帰促進のため、児童処遇に対する不安感の解消や再就職への意欲向上につながる保育所体験研修を実施し、研修後は「保育士就職支援センター」、「福祉人材センター」等に求人登録し、円滑な保育士確保を図る。

2 事業概要

(1) 事業内容

・離職中の保育士有資格者向けに保育所体験実習を実施し、再就職への不安感を払拭することで現場復帰を促進する事業について県保育協会に委託して行う。

◇実地研修(1日)・・・認可保育所内の実習、グループ研修等

※H24年度まで2日間(1日目:座学、2日目:実地研修)実施していた研修を現場復帰促進の効果が高い実地研修に重点化して1日間で実施。

・研修終了後は無料職業紹介を行う「保育士就職支援センター」、「福祉人材センター」及び「福祉人材バンク」(県内4か所)に求職登録し、増加する保育士需要に対応。

(2) 補助対象経費

委託料(講師報償費、講師旅費、その他需要費、事務局人件費等)

(3) 対象人数

・平成23年度 800名(各50名×県内各地区4か所×4回)

・平成24年度 450名(各50名×9回)

・平成25年度 240名(各5名×48回)

◇保育士就職支援センター等の登録目標数と必要な保育士数

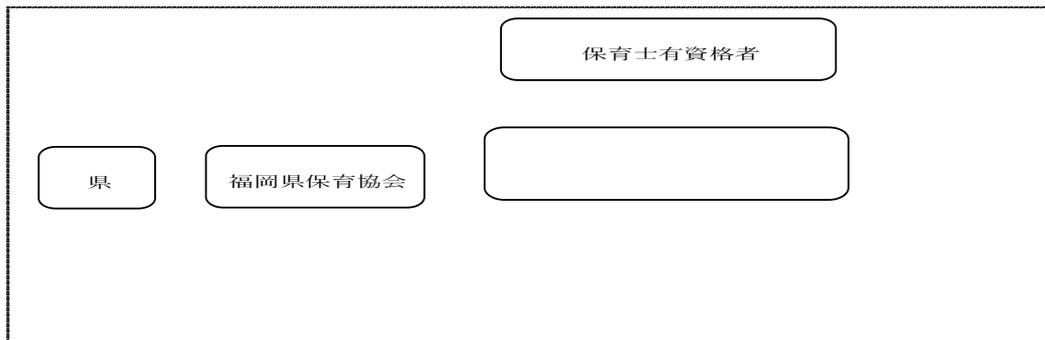
(単位:人)

	登録者目標数	保育士需要
H23年度末	800	259
H24年度末	450	151
H25年度末	240	414
合計	1,490	824

※登録者数は、平成24年度まで、受講修了者の33%が就職すると見込みで算出していたが、25年度以降は、保育士確保の各種施策(保育士処遇改善、就職支援センタ)を開始し、全体で保育士需要を満たすこととしたことから、登録目標数が保育士需要を下回っている。

※保育士必要数は、施設整備に伴う定員増に対応した「最低基準」を満たすために必要な人員。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標	年度				
	H23	H24	H25	H26	
福祉人材バンク等登録者数	目標	800	450	240	240
	実績	52	43	調査中	

【指標の考え方】

・保育所整備に伴う定員増に見合う「児童福祉施設最低基準」を満たす保育士必要数を目標値とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・平成24年度は受講者数が見込みより大幅に少ない91人であったこと、そのうち約5割の者しか福祉人材バンク等に登録しなかった。
・当初見込んだ受講者数を確保することができず、目標の達成が困難となっている。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	・新規資格 ^員 得者だけでは保育所定員増に伴う保育所需要に対応できないため、資格を有しながら保育士として就業していない有資格者を掘り起こして再教育・再就職を支援することは、保育士不足の解消に寄与している。
	【事業の効率性】
	・H24年度まで2日間(1日目：座学、2日目：実地研修)実施していた研修をH25年度から現場復帰促進の効果が高い実地研修に重点化して1日間で実施することとした。

5	事業費(千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
	歳出	1,043	1,000	1,028	時間	300	300	300
	(うち一般財源)	522	500	514	人件費(千円)	1,233	1,233	1,233

6	見直しの内容
	<input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
	【上記の理由】 ・保育所等緊急整備により待機児童の解消を図っているが、待機児童数は平成25年4月1日現在で1,055人。 ・経済状況による女性就業希望者の増加等により、今後も保育需要は増加する見込み。施設整備による定員増と保育士の確保が必要。 ・国は、待機児童が50人以上いる市町村を管轄するハローワークにおいて、新たに保育士の確保に向けた ^員 組を実施することとしている。
	【見直し内容】 (費用対効果の向上) ・待機児童が多く発生する地域を管轄するハローワークにおいても保育士確保の ^員 組が行われることから、ハローワークと連携し、地域や役割を分担すること等により、効率的に潜在保育士の就職支援を強化する。 (部局間の調整・連携) ・ハローワークに相談に来た潜在保育士に対して、保育士就職支援センターが保育協会のネットワークを活用して保育園実習を実施し、再就職への不安解消、意欲向上を促進する。 (その他) ・特になし

(様式1号)

H25年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	保育対策等促進事業 (待機児童解消先取りプロジェクト事業)		部課(室)	福祉労働部子育て支援課	事業 開始年度	H24
総合 計画	10の事項	5	安心して子育てができること	中項目	2	安心して子どもを生き育てることができる社会をつくる
	小項目	2	子育てを応援する社会づくりの推進	施策	1	保育サービスの充実

1 事業のねらい・目的

- ・ 平成23年度から、新たに待機児童解消策として、設備運営基準を満たした届出保育施設等に対する運営支援事業が制度化され、市町村の待機児童解消策の選択肢として当該制度の活用を図り、市町村の待機児童解消を支援する。
- ・ 施設が補助金の一部を保育料の軽減に活用することで、保護者の経済的な負担軽減を図る。

3 事業目標等

成果指標		H24	H25	H26	H27	H28	H29
待機児童解消数	目標	282	289	444			
	実績	56	調査中				

【指標の考え方】

- ・ 目標数値は、対象施設の「保育に欠ける児童」にかかる入所可能児童数を待機児童解消可能数とする。
- ・ 実績数値は、本事業の対象となった利用児童数のうち、待機児童であった児童数とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 「待機児童解消数」の実績は、目標数値に達していない。
- ・ 対象施設の最大利用児童数を目標数値としたのに対し、対象施設利用児童数のうち、市町村が保育に欠ける認定を行った待機児童であった児童数を実績数値としており、対象施設の利用児童数が少なく、さらに、利用児童数のうち待機児童数の割合が低かったため。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・ 設備運営基準を満たす質の確保された届出保育施設等に対する運営支援事業が制度化され、市町村の待機児童解消の選択肢として当該制度の活用を図り、市町村の待機児童解消を支援できる。
- ・ 補助金の一部を保育料の軽減に活用することで、保護者の経済的な負担軽減を図ることができる。

【事業の効率性】

- ・ 補助基準額による算定と、補助対象経費及び総事業費における経費を比較して、最も低い額を補助額とする適切な補助方法としている。

5 事業費(千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	16,861	29,701	9,796	時間	80	80	80
(うち一般財源)	5,621	9,900	9,796	人件費(千円)	329	329	329

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・ 待機児童は年々増加しており、「待機児童の解消」及び「子どもを安心して育てることができる環境づくり」は喫緊の課題である。
- ・ 本事業は平成25年度まで「安心子ども基金」を財源として実施していたが、平成26年度からは、消費増税財源による「保育緊急確保事業」に移行する。新制度の先取りとして行なう事業として位置づけられ、県としても保育の受け皿を確保するため、設備運営基準を満たす、質の確保された届出保育施設等に対する補助制度を継続する必要がある。
- ・ また、平成25年4月に国が策定した「待機児童解消加速化プラン」により事業の拡充が行われ、従来の設備運営基準を満たす届出保育施設等に加え、事業開始後5年以内に認可保育所又は認定こども園への移行を希望している(事業開始後5年以内に設備運営基準第32条を満たす見込みがあり、同基準第33条を満たしている)届出保育施設等が本事業の補助対象となったため、県としても補助を実施する必要がある。

【見直し内容】

(費用対効果の向上)

- ・ 平成25年4月に国が策定した「待機児童解消加速化プラン」により事業の拡充が行われ、従来の設備運営基準を満たす届出保育施設等に加え、事業開始後5年以内に認可保育所又は認定こども園への移行を希望している(事業開始後5年以内に設備運営基準第32条を満たす見込みがあり、同基準第33条を満たしている)届出保育施設等が本事業の補助対象となったため、県としても補助を実施することにより、待機児童の解消及び保護者の利用料負担の軽減を図ることが可能となる。

(部局間の調整・連携)

- ・ 特になし

(その他)

- ・ 特になし

(様式1号)

H25年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ひろげよう！にこにこ子育ての輪事業		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H24
総合計画	10の事項	5 安心して子育てができること	中項目	2 安心して子どもを生み育てることができる社会をつくる		
	小項目	2 子育てを応援する社会づくりの推進	施策	2 地域における子育て支援		

1 事業のねらい・目的

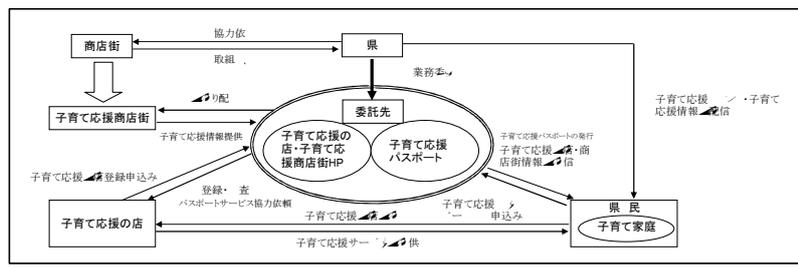
市町村や企業等による子育てや子育て中の家族を応援する取組を促進し、官民一体となって、社会全体で子育てを応援する機会を高める。(「子育て応援の店」推進事業、「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーンの拡充)

2 事業概要

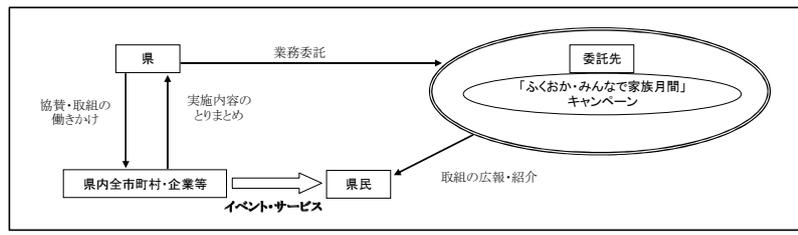
- 「子育て応援の店」推進事業
 - 「子育て応援の店」の登録促進
 - 既登録店舗の登録更新、「子育て応援の店」ホームページの運営
 - 「子育て応援商店街」の拡充
 - 「子育て応援パスポート」によるサービスの拡充(H24～)
 - 「子育て応援パスポート」登録者を対象に、メールによる「子育てに関するイベント」や「子育て支援情報」等の配信(H24～)
- 「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーン
 - 11月の期間中、協賛団体の協力を得て、子育てや家族に関するイベントを県内各地で集中的に実施
 - 協賛団体の取組を掲載した冊子等を作成し、総合的な広報の実施

【事業スキーム図】

○「子育て応援の店」推進事業



○「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーン



3 事業目標等

成果指標		H23	H24	H25	H26	H	H
		「子育て応援の店」登録店舗数	目標	15,000	16,500	18,000	20,000
	実績	16,352	16,676	17,683			

【指標の考え方】 ※平成25年10月末時点
 ・次世代育成支援行動計画(後期計画:計画期間H22～26)において目標値(20,000店舗)を設定

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 ・平成25年10月末現在で登録店舗数は、17,683店舗であり、目標を達成する見込みである。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「子育て応援パスポート」の導入により、子育て家庭へのサービスの充実、目視でのサービス提供に抵抗がある店舗の登録促進が図られた。 「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーンの協賛イベントは着実に増加している。(H23:208事業→H24:222事業)
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「子育て応援の店」推進事業については、H25から企画提案公募により委託先を決定し、提案内容に基づき、計画的に事業を実施している。 「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーンについては、協賛事業を掲載した冊子の作成部数を2割削減(H24:50,000部→H25:40,000部)し、配布先を厳選して事業効果の維持を図っている。

5 事業費(千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	16,819	9,426	6,077	時間	4,563	4,563	4,563
(うち一般財源)	9,747	9,426	6,077	人件費(千円)	18,745	18,745	18,745

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援行動計画に定めた目標値に向けて事業の推進が必要。 「子育て応援の店」推進事業と「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーンの連携を深めることにより、効果的に事業を実施。
【見直し内容】	<p>(費用対効果の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ふくおか・みんなで家族月間」期間中における「子育て応援の店」の特別サービスの提供や「子育て応援パスポート」登録者に「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーンの協賛イベント情報のメール配信を行うことなどにより、相乗効果を高める。 <p>(部局間の調整・連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーンについて、同時期に他部局が実施している強化月間との連携を密に行い、協賛団体の増加、協賛イベントの充実につなげていく。 <p>(その他)</p>

事業名	母子家庭等就業・自立支援センター事業	部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H20
-----	--------------------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	4	女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	2	社会的・経済的に厳しい状況を強いられている女性を支える
	小項目	1	社会的・経済的に厳しい状況を強いられている女性の支援	施策	1	母子家庭の自立支援

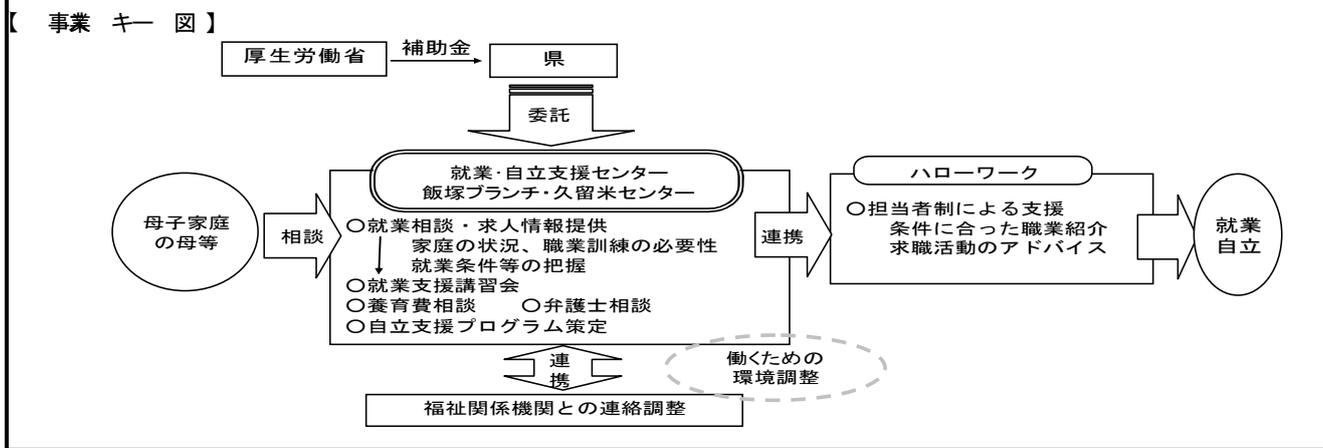
1 事業のねらい・目的

・母子家庭対策については、平成14年度の母子及び寡婦福祉法の改正により、従来の経済的支援から就業・自立に主眼を置いた、①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策 の4本柱による総合的な自立支援へと政策転換された。このため、平成15年8月、春日市のクローバープラザに母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、平成19年度までに590人が就職するなど、一定の成果を上げてきたところである

・母子家庭の母等の自立をさらに促進するため、就業・自立支援センターについて、個々の状況に応じた就業支援や養育費確保のための相談体制の整備・強化を行う。

2 事業概要

- 就業・自立支援センター
 - <春日センター>
 - ・設置場所：春日市（クローバープラザ）
 - <飯塚ランチ>
 - ・設置場所：飯塚市（嘉穂・鞍手保健福祉）
 - <久留米センター>
 - ・設置場所：久留米市 ※久留米市と共同設置
- 委託先
 - ・県母子寡婦福祉連合会（春日・飯塚）、久留米市母子寡婦福祉連合会（久留米）
- 概要
 - ① 就業等相談事業
 - ・家庭の状況や職業能力の性をし、な支援、言を行う。
 - ・巡回相談の実施
 - ・養育費相談や法律相談の実施
 - ② プログラム策定事業
 - ③ 就業支援 講座



事業目等

成果指		H18	H22	H23	H24	H25	H26
相談者	目	7	1,075	1,128	1,184	1,243	1,305
	実績		73	1,23	1,27	81(12月末)	
就職者	目	0	11	11	178	185	15
	実績		21	24	220	132(12月末)	
就職率	目	13.3	15.0	15.0	15.0	15	15
	実績		22.5	15.3	17.0	14.8(12月末)	

【 指 の 導 】

・目的は、就業・自立支援センターの就業支援により、母子家庭の母が就業し自立することであり、指として、就業・自立支援センターにおける相談者等を設定する。（相談者：前年度実績から5%増 就職者、就職率：相談者の15%）

【 目 達成状況、未達成のときはその理由 】

・相談者については、市の児童養育手担部局に対する協力依頼等により、H23から目を上回っている。

・就職者及び就職率は目を上回っているものの、雇用情勢の悪化によりH23は減少、H24には若干回復した。

・H25は、目ベタの実績見込であるが、就職者が前年より減少となる見込で雇用情勢は引き続き厳しい状況である。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターを増設し、母子家庭の母の居住地の近くで支援を受けられるようになった。 また、就業支援講習会については、母子家庭の母がより利用しやすいように、土日・夜間コースを設置して充実を図った。 ・センターにおいては、まず、就業相談による個々の状況把握を行い、講習会による能力開発や福祉関係機関との連絡調整など、就業に向けての環境整備を行っている。多くの母子家庭の母は、就業だけではなく、生活上の様々な問題を抱えているので、こうした支援策が有効に機能している。 <p>相談件数：H20 1,045件→H24 1,297件、養育費相談：H20 489件→H24 466件</p>
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久留米センターについては、久留米市と共同設置としたことで、県単独で設置するより経費の節減につながっている。 <p>(節減効果額 3,814千円(H25))</p>

5	事業費(千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
	歳出	26,687	30,408	29,908	時間	788	788	788
	(うち 財源)	13,709	14,345	14,385	人件費(千円)	3,238	3,238	3,238

6	見直しの内容
	<p>継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)</p> <p>終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)</p>
	<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母等の就業による自立を支援するため、センター事業を継続する必要がある。
	<p>【見直し内容】</p> <p>(費用対効果の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業支援講習会において、受講者アンケート等でニーズを把握し、講座内容や実施時期等を検討、受講者数の増加を図る。 <p>(部局間の調整・連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークの求人情報のオンライン提供が平成26年度から暫定運用開始となるため、求職情報を活用し、就業支援の強化を図る。

事業名	乳幼児医療対策事業	部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業開始年度	H20
-----	-----------	-------	----------------	--------	-----

総合計画	10の事項	5	安心して子育てができること	中項目	2	安心して子どもを産み育てることができる社会をつくる
	小項目	1	安心して出産・育児ができる社会づくりの推進	施策	2	小児医療の充実

1 事業のねらい・目的

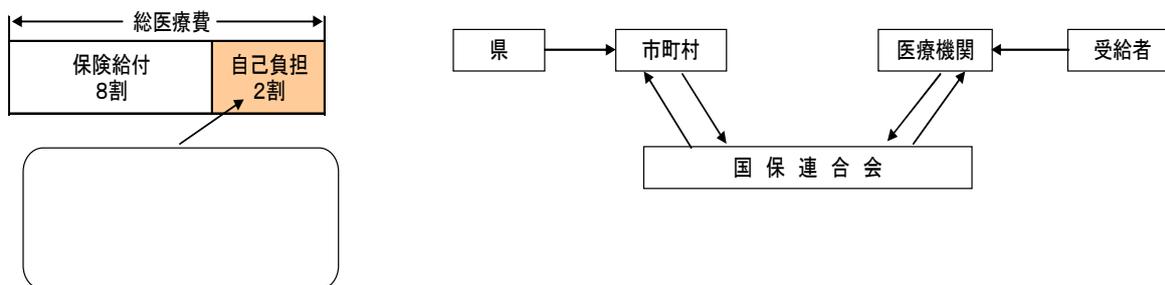
・乳幼児の健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を容易に受けることができるように、医療保険の自己負担分を公費で負担するもの。

2 事業概要

○ 制度の概要 (H20.10～)

区分	内容
助成対象	通院: 小学校就学前 入院: 小学校就学前
所得制限	3歳未満: なし 3歳以上: 児童手当準拠
自己負担	3歳未満: なし 3歳以上: 通院: 600円/月(上限) 入院: 500円/日(月7日限度)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H21	H22	H23	H24	H	H
対象者数	目標						
	実績	296,560	299,908	303,219	308,120		
	目標						
	実績						

【指標の考え方】

- ・乳幼児の健康保持及び福祉の増進を図るため、乳幼児が必要とする医療を容易に受けることができるようにすることが目標であるが、具体的な指標を設定することは困難であるため、対象者数を活動指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・H20.10に制度改正を行って、通院の対象者を3歳未満から就学前にしたこと。
- ・対象者数が毎年、3,000人以上増加したこと。
- ・改正後の一人当たりの受診件数(レセプト件数)が増加したこと。 H21: 18.1件 → H24: 19.3件 ※政令市除く一般市町村分

このことから、目的である「乳幼児が必要とする医療を容易に受けることができる」状態に改善されてきている。

(様式1号)

H25年度 事務事業評価書 (既存事業分)

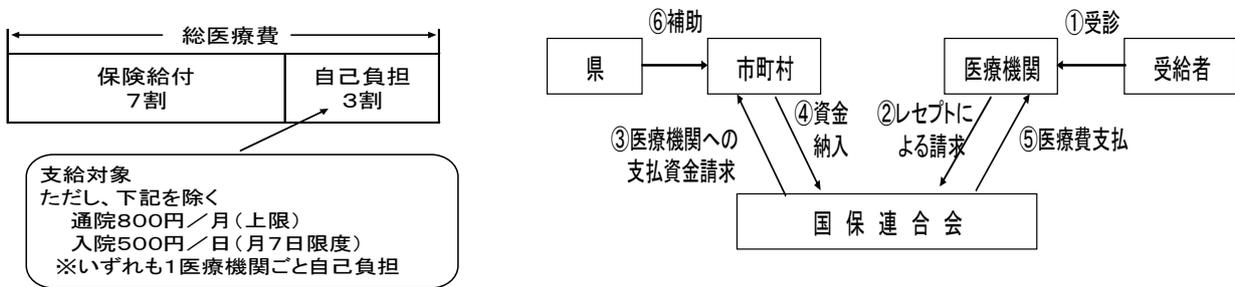
事業名	ひとり親* 対策事業	部課(室)	福 部 児童* 課	事業 開始年度	H20
総合 計画	10の事	5	て子育てができること	2	て子 を生み育てることが出来る社会を
	3	1	て出 ・育児ができる社会づ りの推進	3	母子 の

1 事業のねらい・目的
 ・母子* の母、父子* の父、児童 の 康 福の 進を図るため、必要とする を容 易、 ることができるよう、
 険の自己負担分を で負担する の

2 事業 要
 ○制度 要：平成20年10月1日

助成対象	母子家庭 父子家庭 養育者家庭	} 児童は小学校就学後から18歳の年度末まで
所得制限	児童扶養手当準拠	
自己負担	通院：800円／月(上限) 入院：500円／日(月7日限度)	

【 事業 ーム図 】



3 事業 標

成 果 標	標	H21	H22	H23	H24	H	H
対象者数	標	134 4	120 20	121 52	122 415		
	標						

【 標の考え方】
 ・ひとり親* の 康 福の 進を図るため、必要とする を容 易、 ることができるよう することが 標であるが、
 具体的な 標を すこと 難あるため、対象者数を活動 標とする

標達成状況、未達成のとき その 中
 ・H20 10 制度 正を行って、父子* を対象と、一人暮らしの寡 を対象 (2年間の 間H22末、)と たこと
 ・対象者数、寡 を対象 と たことでH22 たが、H23 ら あり

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者数が増加している。経済的負担を軽減し、医療機関への受診をしやすいすることで、ひとり親家庭等の健康保持及び福祉の向上に寄与している。 <p>H20年10月末現在（寡婦を除く）：112,335人 → H24年10月末現在：120,191人 → H25年8月末現在：120,560人</p>
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 助成対象は拡大しながらも、定額自己負担制の導入や一人暮らしの寡婦への助成廃止などにより、受益と負担の適正化を図り、持続可能な制度としている。

5	事業費（千円）	H24決算	H25当初	H26当初	人件費 時間	H24	H25	H26
	歳出	1,691,134	1,762,916	1,751,724		957	957	957
	（うち一般財源）	1,691,134	1,762,916	1,751,724	人件費（千円）	3,932	3,932	3,932

6	見直しの内容
	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="radio"/> 部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
	<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の世帯収入は、依然として低い水準にある者が多く、また、父子家庭の中には低所得者も見られる。現下の雇用情勢の悪化もあり、ひとり親家庭の支援へのニーズは非常に高くなっており、今後も事業の継続が必要である。
	<p>【見直し内容】</p> <p>（費用対効果の向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし <p>（部局間の調整・連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> 県のホームページ及びひとり親家庭等の方に向けた冊子「福祉のしおり」にて、制度についての広報・周知を行っていく。 持続可能な医療費助成制度のあり方を検討するため、福岡市・北九州市と実務連絡会議WGを設置。乳幼児医療、重度障害者医療とともに医療費の現状等の分析、研究を行う。

事業名	児童虐待防止対策事業 (児童虐待再発防止カウンセリング等強化事業)	部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H13
-----	--------------------------------------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	5	安心して子育てができること	中項目	3	きめ細かな対応が必要な子どもを支える
	小項目	1	きめ細かな対応が必要な子どもへの支援	施策	1	児童虐待の防止

1 事業のねらい・目的

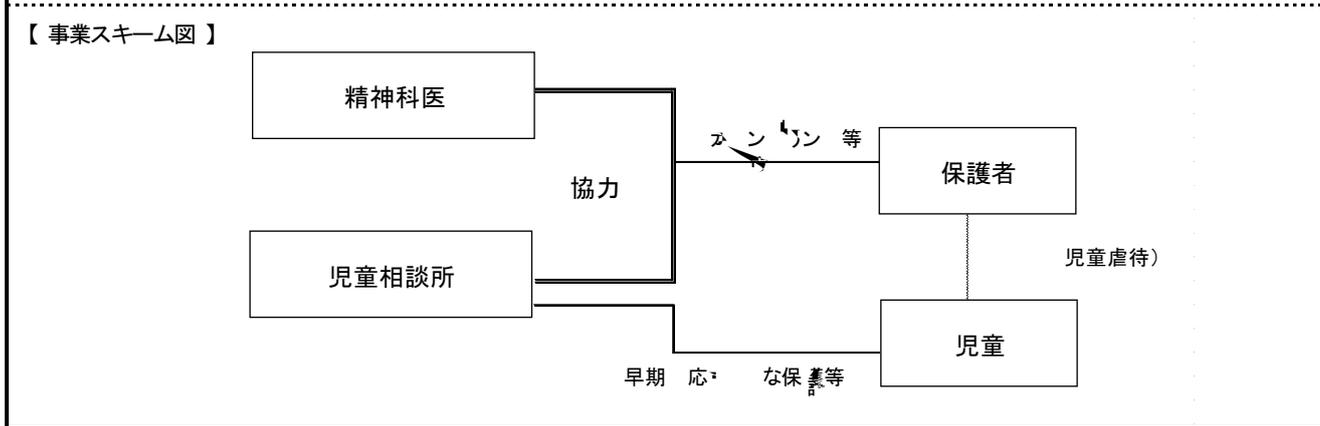
- 児童虐待を行った又は行うおそれのある保護者等は、保護者自身が家族間や経済的ストレス及び精神的な不安定等を抱えていることが多い。
- そのストレスが家庭内弱者である児童に向けられ、また、保護者自身が過去の幼児・児童期に虐待を受けた経験を有している事例（虐待の世代間連鎖）も少なくないといわれている。
- 地域の精神科医の協力を得て、保護者等に対し精神的不安感の軽減のためのカウンセリング等を実施し、児童虐待の未然防止及び再発防止を図る。

2 事業概要

児童虐待を行った又は行うおそれのある保護者に対する児童相談所の指導及び援助の方法として、各児童相談所に児童虐待を行った又は行うおそれのある保護者に対する児童相談所の指導及び援助の方法として、各児童相談所にカウンセリング等を実施する。
 ※児童虐待防止法の規定により、虐待を行った保護者は児童相談所が行う指導を受ける義務がある。（第11条）

平成25年度実施計画

- 5児童相談所にて実施（京築児相は田川児相と共同開催）
- 実施回数 5児童相談所計 75回（年15回/1児相）（実施日程調整による）



3 事業目標等

成果指標		H21	H22	H23	H24	H25	H26
本事業により再統合につながった割合	目標	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%
	実績	8.0%	8.5%	8.8%	6.8%	調査中	
カウンセリング実施数	目標	/	/	/	60	60	48
	実績	64	72	60	47	調査中	

【指標の考え方】

- カウンセリングによる個別ケースの改善状況は、心理に係わる問題であり定量的に評価する事は難しいが、カウンセリングにより家族再統合につながったケースは事業効果を一定反映していると考えられることから「本事業により再統合につながった割合」を成果指標としている。
- しかしながら、上記指標は全体の状況を的確に示すものではないため、これに代わる指標として「カウンセリング実施数」を設定する。これはカウンセリング自体に保護者の精神不安を直接的に軽減させる効果があることから採用するもの。なお、目標値については、予算措置上限回数（75回）（※）に対し80%の実施数とした。
- ※ H26予算措置上限：60回

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 目標達成状況：未達成
- 未達成理由：平成20年度から家族再統合支援事業（施設入所児童の家庭復帰を支援する事業）を開始した関係で、平成21年度以降、施設入所児童の保護者を対象としたカウンセリングが減り、在宅児童（一時保護又は通所を行っている児童）の保護者への援助が増えているため。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の面接指導が保護者の心理的・精神的な問題の解決に結びついていないと、面接指導により保護者の虐待行為が止まったとしても、長続きせず一時的なもので終わってしまう。児童相談所が精神科医の協力を得て、より専門的なカウンセリング等を行うことにより、保護者の不安やストレスを和らげ、児童養育に対する健全な理解を深めてもらうことで、児童虐待の再発防止に役立っている。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神科医の協力を得ることで、保護者の精神的な状態が適宜に診断・評価され、援助方針決定のための判定作業が効率化される。 カウンセリング実施後は、保護者への指示・指導が入りやすくなり、効率的な援助が図られる。

5	事業費(千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
	歳出	1,404	1,404	1,124	時間	814	814	814
	(うち一般財源)	702	702	562	人件費(千円)	3,344	3,344	3,344

6	見直しの内容
	<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小)</p> <p>終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)</p>
	<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所に寄せられる児童虐待相談件数は、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定された平成12年度以降急増し、現在も高い水準で推移。 児童虐待を防止するためには、未然防止、早期発見・早期対応、再発防止の各段階での総合的な施策を行う必要がある。
	<p>【見直し内容】</p> <p>(費用対効果の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族再統合事業の開始に合わせて、一時保護児童や通所児童の指導に重点を置くとともに、これに合わせて平成21年度、平成23年度と段階的に予算規模を縮小し、事業の効率性を向上させている。 なお、平成26年度においても、予算規模の見直しを行う予定。 <p>(部局間の調整・連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし

事業名	児童虐待防止対策事業 (親子のきずな再生事業)	部課(室)	福祉労働部児童家庭課	事業開始年度	H23
-----	----------------------------	-------	------------	--------	-----

総合計画	10の事項	5	安心して子育てができること	中項目	3	きめ細かな対応が必要な子どもを支える
	小項目	1	きめ細かな対応が必要な子どもへの支援	施策	1	児童虐待の防止

1 事業のねらい・目的

虐待等を理由に分離中の子どもとその家族を対象に、親への治療的教育、親子合同活動等適切な援助プログラムを提供し、良好な家族関係を構築、保護者の養育力を強化することにより、親子のきずなの再生を図る。

2 事業概要

対象
虐待等を理由に分離中の子どもとその家族等

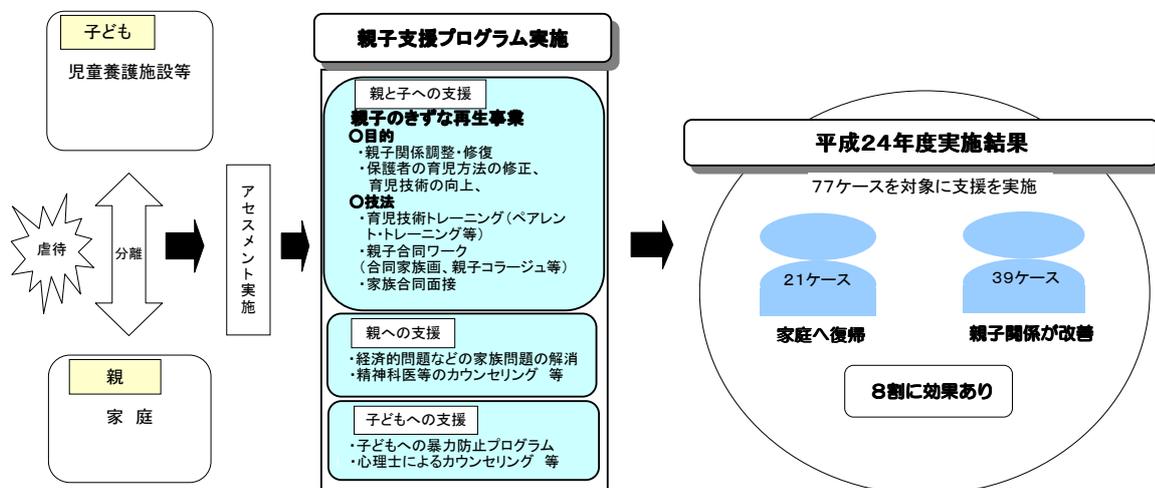
事業概要
親子支援プログラムを作成。(年間20家族程度)
その他、内容は、下記事業スキーム図参照

スタッフ
専任スタッフ2名(児童福祉司、児童心理司) + S V (助言者)を配置、嘱託医等の協力のもと家族支援チームを組み実施

事業実施(児童相談所)

- 福岡・久留米・田川の3児童相談所での実施開始(H23年度～)
- ※H20～福岡児相がモデル事業として実施

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H23	H24	H25	H26	H	H
①親子関係の改善	目標	80%	80%	80%	80%		
	実績	79%	78%	調査中			
②虐待の再発状況	目標	0件	0件	0件	0件		
	実績	0件	1件	調査中			

【指標の考え方】

- 年間20家族(ケース)を対象に、家族再生支援を実施し、16家族(80%)を再統合達成目標値とする。(家族再生支援の具体的達成とは、家庭復帰できたケース及び親子関係の改善が図れたケースをいう。)
- 上記の達成後の状況を把握する趣旨から、虐待の再発状況(結果)を指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 家族再生支援の数値はほぼ目標値に達している。

4	【事業の有効性】
	・虐待等を理由に離れて暮らす親子の関係改善や、家庭復帰後の虐待の再発を防ぐためには、より専門的できめ細やかな支援が必要となる。本事業では、児童福祉司・児童心理司の専任チームで支援を行う事が出来るため、これまで支援の及ばなかったケースに継続的に関わる事ができ、親子の関係改善、虐待の再発防止に効果的である。
有効性・効率性	【事業の効率性】
	・スーパーバイザーの設置形態について、職員のノウハウの蓄積等によるスーパーバイザーの業務見直しを行い、勤務日数に応じて支給される報酬から、役務（高い専門性に基づいた的確な助言・指導）の提供に対する謝礼としての報償費へと変更したことで、予算を縮減することが出来た。

5	事業費(千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H23	H24	H25
	歳出	2,425	2,304	2,312	時間	12,348	12,348	12,348
	(うち一般財源)	1,212	1,152	1,156	人件費(千円)	52,726	50,726	50,726

6	見直しの内容
	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)
	【上記の理由】 ・平成24年度の全国の児童相談所における児童虐待対応件数は過去最多となり、児童を家庭から分離せざるを得ないケースについて引き続き親子関係改善に向けたきめ細やかな支援を行い虐待の再発を防ぐ必要があるため、事業の継続が必要である。
	【見直し内容】 (費用対効果の向上) ・事業実施児童相談所により蓄積されたノウハウをまとめた「親子のきずな再生事業ガイドライン」を作成し、事業の効率化を図っている。 (部局間の調整・連携) ・特になし。 (その他) ・特になし。

(様式1号)

H25年度 事務事業評価書 (既存事業分)

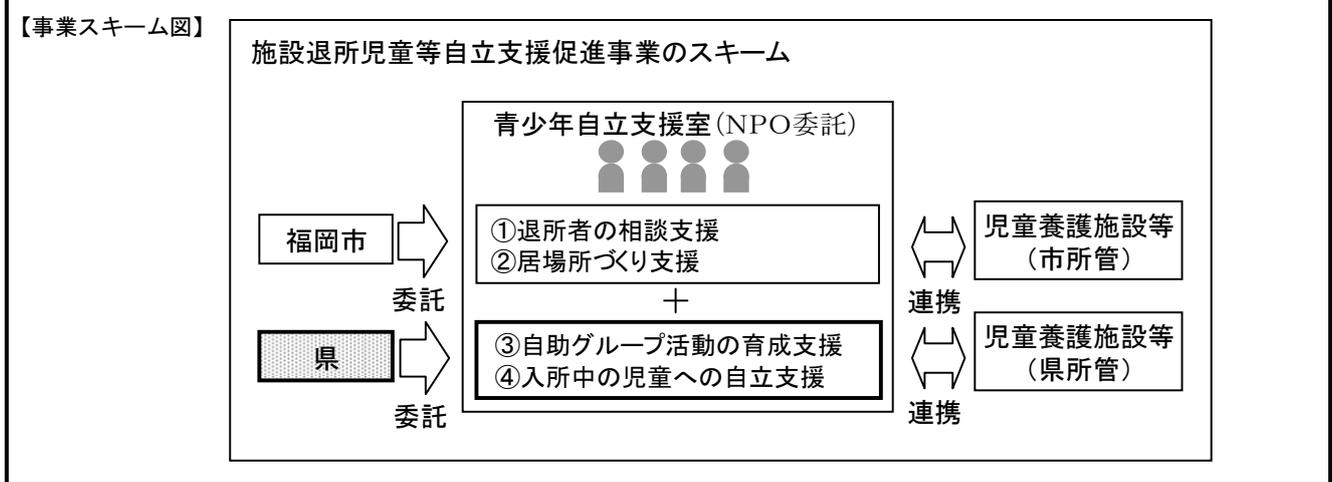
事業名	児童虐待防止対策強化事業 (施設退所児童等自立支援促進事業)	部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H24
-----	-----------------------------------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	5	安心して子育てができること	中項目	3	きめ細かな対応が必要な子どもを支える
	小項目	1	きめ細かな対応が必要な子どもへの支援	施策	2	社会的養護の充実

1 事業のねらい・目的
 施設を退所した子どもは、家族の援助が期待できないため、自ら稼いだお金で、衣食住を整え、生活しなければならない。また、家庭の事情や養育環境から、社会性の欠如や、コミュニケーションが不得手、勤労意欲が低い人が見られる。そうした施設退所者の自立支援を図るため、福岡市と連携し、NPOを活用し、相談対応、居場所づくりや自助グループ活動を支援する。

2 事業概要

- 実施主体
NPO法人「青少年の自立を支える福岡の会」(H23年7月から福岡市の委託を受けて事業実施中)
- 事業概要
 - (ア) 退所者の相談支援
施設を退所した子どもは、雇用形態の不安定な、などで、的なの、たときに親や家族にすることができない、相談できる人がいないという相談相手の。このため、生活の(住居、)や業の(職、休職など)の相談に応、必要な支援をう。
 - (イ) 退所者の居場所づくり支援
退所者がにまて、意見や情等をう場を供。
 - (ウ) 退所者の自助グループ活動の育成支援
居場所及居場所にまた所者として、退所者をけ、ネットワークを(自助グループ)。また、自助グループがうの、支援をうことにより、その活動を育、支援する。
 - (エ) 所児童への自立支援
社会生活を始めるでの必要な、社会をばるための会の開催等。
退所を控えた子どもが抱える生活への不安や等の相談に応、必要な支援をう。



3 事業目標等

果指標		H24	H25	H26			
利用者数(延べ)	目標	900	1,300	1,800			
	実績	974	調査中				
	目標						
	実績						

【指標の考え方】
 ・ 本事業は、相談及支援が主な内容であるため、支援拠点(自立支援室)を活用した者の数を指標とした

【目標達成、未達の際はその理由】

- ・ 目標達成 : 達成 (相談支援 : 696人、訪問参加者 : 278人 計 : 974人)

事業名	里親委託等推進事業	部課(室)	福祉労働部児童家庭課	事業開始年度	H24
-----	-----------	-------	------------	--------	-----

総合計画	10の事項	5	安心して子育てができること	中項目	3	きめ細かな対応が必要な子どもを支える
	小項目	1	きめ細かな対応が必要な子どもへの支援	施策	2	社会的養護の充実

1 事業のねらい・目的

家庭において、特定の大人との愛着関係の下で養育する家庭的養護は、子どもの健全な養育を図る上で効果的である。国においては、現在、社会的養護の1割である里親委託を、15年間で1/3へ引き上げることを目標としている。

県においても、里親委託推進体制の整備を図り、里親の資質向上の取組や、養育中の里親に対する支援を充実させることで里親委託率の更なる向上を図る。

2 事業概要

対象
登録里親、市町村住民

事業概要

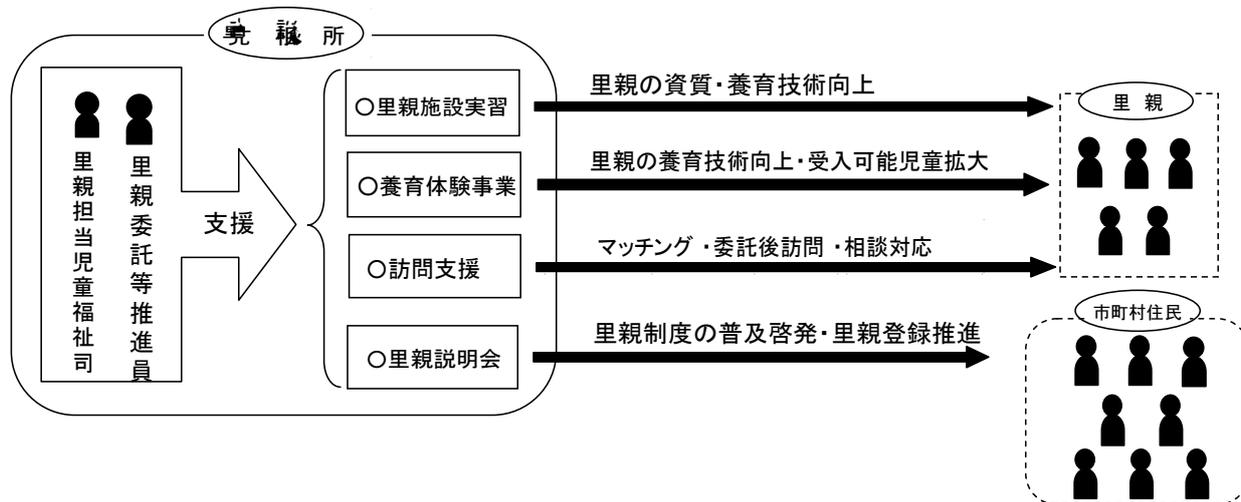
- 里親制度の普及啓発と里親登録の推進を図るため、小規模の里親説明会を実施。
- 里親が施設や子どもへの理解を深め、相互の信頼関係構築や里親の養育技術向上を図るため、里親施設実習を実施。
- 養育経験のない里親が施設入所中の子どもを短期間預かり、養育経験を重ねることで、養育技術の向上を図るとともに、受け入れ児童は家庭生活を経験する中で家庭のあり様を学ぶため、養育体験事業を実施。
- 里親家庭への定期的な訪問や、里親からの相談対応等、児相による里親支援を充実させるため、3児相（福岡・久留米・川）に里親担当児童福祉司、他3児相（大牟田・宗像・京築）に里親委託等推進員（非常勤）を配置する。

※下記事業スキーム図参照

スタッフ
里親担当児童福祉司及び里親委託等推進員

事業実施（児童相談所）
県6児童相談所（福岡・久留米・田川・大牟田・宗像・京築）において実施

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標	目標	H24	H25	H26	H27	H28
		里親等委託率	16%	18%	19%	20%
	実績	15.4%	調査中			

【指標の考え方】

- ・ 「里親委託率」を指標として設定する。
 ※里親委託率とは、社会的養護が必要な児童に占める里親等委託児童（里親委託児童とファミリーホーム委託児童）の割合。
- ・ 国の方針（里親委託等をH41年までに3分の1まで引き上げ）と県における過去の伸び率を勘案。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 目標達成状況：未達成
- ・ 里親委託率向上のためには登録里親数を増やす必要があるが、現在は里親制度の周知活動を行い徐々に登録里親数を増加させている段階であり、委託率向上には直結しなかったため。

4
有効性
・
効率性

【事業の有効性】

- ・ 家庭において、特定の大人との愛着関係の下で養育する家庭養護は、子どもの健全な養育を図る上で効果的である。家庭養護が適当な子どもを積極的に里親等へ委託するためには、里親制度の周知により登録里親数を増やす他、登録里親へのきめ細やかな支援が必要となる。本事業では、里親担当児童福祉司及び里親委託等推進員の専任職員が家庭訪問等により適格な支援を行うとともに、各事業の実施により里親の資質向上及び養育支援を行うことから、里親委託推進に効果的である。

【事業の効率性】

- ・ 各児相ごとに事業を実施するため、定期的に合同会議を開催し、事業の実施状況を把握し、また課題の抽出を行うことで、事業の効率化を図った。

5 事業費（千円）	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	3,841	4,623	4,790	時間	488	488	488
（うち一般財源）	1,048	1,398	1,443	人件費（千円）	2,005	2,005	2,005

6 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・ 里親委託等を3分の1まで引き上げるといふ国の方針に基づき、県においても里親支援を充実させ、里親委託を推進する必要があるため事業を継続するもの。

【見直し内容】

（費用対効果の向上）

- ・ 各事業において要綱及び様式等の整理を行い、事業の効率性を向上。

（部局間の調整・連携）

- ・ 特になし。
- （その他）
- ・ 特になし。

(様式1号)

H25年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	発達障害者支援センター運営事業		部課(室)	福祉労働部 障害者福祉課	事業 開始年度	H15
総合計画	10の事項	3 高齢者や障害者が安心してはつらつと生活できること	中項目	4 障害者が自立して生活できる社会をつくる		
	小項目	2 障害者の地域生活支援	施策	1 障害者の社会参加の促進		

1 事業のねらい・目的

自閉症をはじめとする発達障害を有する障害児(者) (「発達障害児(者)」) に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害児(者) 及びその家族からの相談に応じ、適切な指導を行うとともに、関係施設との連携を図り、発達障害児(者) 及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

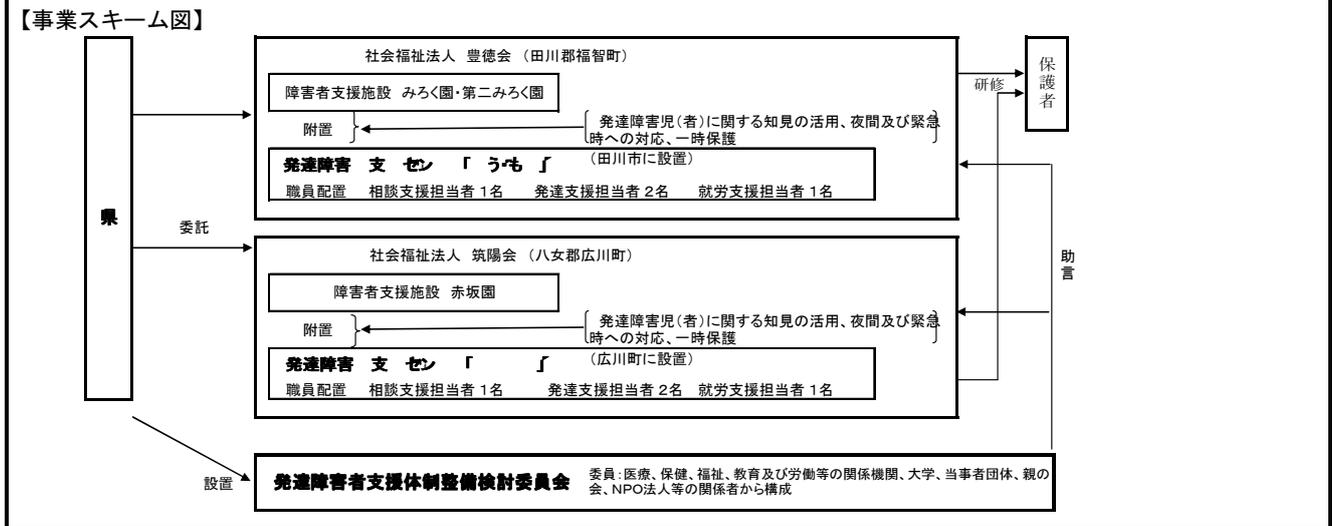
2 事業概要

○発達障害者支援体制整備検討委員会の設置運営
 発達障害児(者) に対する総合的なサービスのあり方を検討するため、発達障害支援に関わる福祉、医療、教育、就労等の各分野の関係者から構成される発達障害者支援体制整備検討委員会を定期的に開催する。(県主催。構成委員：22名)

○発達障害者支援センターの設置運営
 自閉症をはじめとする発達障害を有する障害児(者) (「発達障害児(者)」) に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害児(者) 及びその家族からの相談に応じ、適切な指導を行うとともに、関係施設との連携を図り、発達障害児(者) 及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

①発達障害児(者) 及びその家族等に対する相談支援
 ②発達障害児(者) 及びその家族等に対する発達支援
 ③発達障害児(者) に対する就労支援
 ④関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修

○発達障害児の保護者向け研修会・交流会
 発達障害の子どもを持つ保護者に対し、発達障害の特性や子どもとの関わり方等についての講座を開催するとともに、保護者同士が、互いの悩み等を語り合い、支援しあう交流会を開催し、当事者同士のつながりを支援する。
 ・年4回程度(4地域で開催)、1回2時間



3 事業目標等

成果指標	H24	H25	H26	H27	H28	
保護者向け講座・家族交流会受講者数	目標	200人	200人	200人	200人	200人
	実績	170人	91人 (見込み)			

【指標の考え方】
 ・発達障害者支援センターの利用者数(約1,000名)を参考に、今後、5年間で講座を受講できるよう開催

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 ・H25年度は、H24年度開催時のアンケート結果等から、参加者一人一人に対し、より手厚い支援を実施するため、試行的に募集定員を減らしたことから、目標を下回った。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・アンケート結果において、参加者からは「勉強になった」、「同じような悩みを持つ人と話ができよかった」、「今後も続けて欲しい」との声があり、家族支援の効果があったと考えられる。
	【事業の効率性】 ・保護者研修会と交流会を別々に開催するのではなく、併せて実施することで、人件費や会場代等の経費の節減を行った。 ・アンケート実施の結果、意見が多かった交流会部分の時間を多くとり、交流会でより多くの保護者と意見交換を行えるようにした。

5 事業費（千円）	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	47,194	47,281	47,342	時間	194	234	234
（うち一般財源）	23,280	23,947	23,671	人件費（千円）	797	962	962

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標数には達していないものの、一定数の受講があり、講座へのニーズはあると考えられる。
<p>【見直し内容】</p> <p>（費用対効果の向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H24年度実施時のアンケート結果を勘案し、一人一人に対する支援をより手厚くするため、募集定員の再検討を行う。 ・現在、参加者を発達障害児の保護者に限定しているが、支援体制の説明や発達障害に係る概説など、講義内容によっては市町村職員等も含めて多様な参加希望者の受け入れを検討する。 <p>（部局間の調整・連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在も、教育庁や私学振興局、子育て支援課に対し、関係機関への講座の案内について依頼しているほか、一部の講義を教育庁職員に担当してもらうなどしており、引き続き、他部局との連携を図っていく。 <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講者へのアンケートを実施し、その結果を今後の講座の内容に反映させ、充実化を図る。

(様式1号)

H25年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	収入向上支援事業 (旧: 障害者がつくる「まごころ製品」売上げ拡大事業)	部課(室)	福祉労働部 障害者福祉課	事業 開始年度	H23
-----	-----------------------------------------	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	高齢者や障害者が安心してはたつと生活できること	中項目	4	障害者が自立して生活できる社会をつくる
	小項目	2	障害者の地域生活支援	施策	3	障害者の収入の向上

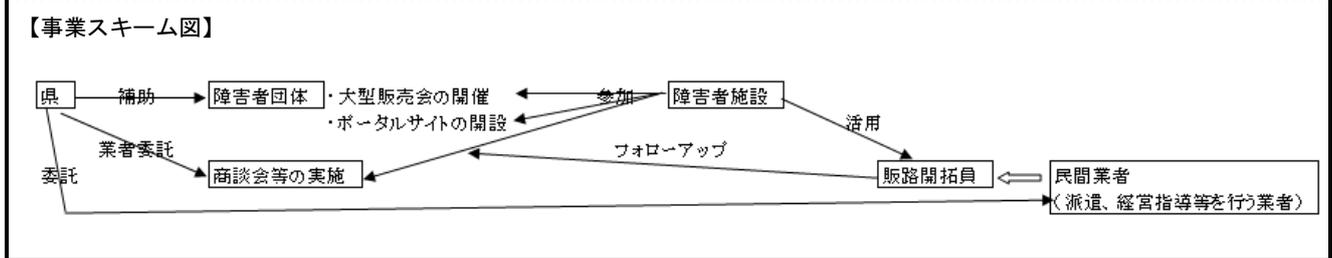
1 事業のねらい・目的

【障害者施設で働く障害者の平均収入月額が全国平均を上回ること】

- 障害者施設の「まごころ製品」販売拡大に向けた意識を「待ち」から「攻め」の姿勢へ転換
 - ・ 効率的かつ大口の売上げが期待できる事業への集中的な県の取組強化
 - ・ 官公需に対応するための障害者施設による態勢づくり

2 事業概要

- 大規模販売会の開催 (事業費4,000千円)
 - ・ デパート催事場やターミナル駅コンコース等において、一週間継続して開催
- 障害者施設と民間企業等との商談会等の実施 (事業費1,965千円)
 - ・ 「企業の社会貢献活動 (CSR)」に積極的に取り組む企業を対象に、「ノベルティ商品」への採用並びに「まごころ製品」の購入を働きかける商談会を開催。
- 販路開拓員の機能強化 (事業費16,143千円)
 - ・ 商談会におけるマッチングとそのフォローアップを行うことにより販路を拡大。
 - ・ 発注者の要望 (価格、納品数、納期等) を製品・サービスの改善に反映させることで取引の継続化。
 - ・ 障害者施設に、販路開拓員のノウハウや、開拓した販路を習得させる。
 - ・ 販路開拓員を統括、指示する調整役を設置。
- 障害者施設におけるインターネット活用による受注拡大に向けた取組 (事業費3,513千円)
 - 県民、企業等への情報発信
 - ・ 受注拡大のため、「まごころ製品」のポータルサイトを新たに設ける。
施設で対応できる物品・サービスの種類、対応可能数量、単価、納期、その他オプションの有無等施設の情報を検索 (商品別、地域別) できるインターフェイスの構築
 - 障害者施設間の情報交換
 - ・ 経営力を高めるため、各施設が持つ経営資源等を共有する情報交換の場を設ける。(上記ポータルサイト内に開設)
- 「まごころ製品ネットワーク」の構築 (事業費2,226千円)
 - 同一ブランド化の確立 (販売価格の統一、収益率の向上、品質の維持・管理) (経営専門家を4ネットワークに6回ずつ派遣)
 - 経営体質の改善 (専門家による講演や好事例等の紹介を内容とする研修会の実施 (4ネットワーク×年1回))
 - 好事例発表会への参加



3 事業目標等

成果指標		H21	H22	H23	H24	H25	H26
平均工賃 (単位: 円)	目標	11,571	11,791	12,527	対前年比 +4.2%	対前年比 +4.2%	対前年比 +4.2%
	実績	11,571	11,791	12,527	対前年比 +2.3% (13,078円)	調査中 (H26夏に 速報値)	

【指標の考え方】

- ・ 障害者が経済的に自立するためには、障害福祉サービスを提供する事業所を利用し、非雇用の形態で働く障害者の「収入」水準を引き上げていくことが重要であるため、障害者の平均工賃を指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 本事業の目標は「平成28年度に全国平均を上回ること」である。
- ・ 平成24年度の全国の平均工賃が公表されていないため、全国との乖離の状況が明らかではなく、現時点で目標未達成と評価することはできない。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・ 障害者施設単独では、「まごころ製品」の販路拡大に取り組むことは限界があるため、県において機会を設けることにより、広範囲にわたる販路拡大を図ることができ、障害者の収入向上に寄与した。
	【事業の効率性】 ・ より多くの障害者施設を一堂に集め販売会をすることによって、販売会に要する手間を省くことができ、省いた経費を障害者の工賃に振り向け、障害者の収入向上に寄与した。

5 事業費（千円）	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	35,432	27,350	22,043	時間	30	30	30
（うち一般財源）	1,432	5,006	3,346	人件費（千円）	124	124	124

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】 ・ 障害者施設単独では、販路拡大に取り組むことが限界があるため、引き続き機会を設ける必要がある。	
【見直し内容】 （費用対効果の向上） ・ 平成24年度は「まごころ製品」アンテナショップを県内の大型商業施設や道の駅等で20回開催したが、1回あたりの参加施設数が少なく（5施設程度）、また毎回場所を変えるため手間がかかっていた。平成25年度からデパート催事場に60施設程度を集め「まごころ製品」大規模販売会を開催することにより、「まごころ製品」の県民への認知度を高め、より多く「まごころ製品」を売り上げることができた。 平成24年度アンテナショップ 20日間 売上げ 220万円 平成25年度大規模販売会 5日間 売上げ1,200万円 ・ 平成26年度は、より集客を増やすための仕掛けを検討する。	
（部局間の調整・連携）	
（その他）	

4 有効性・ 効率性	<p>【事業の有効性】 法施行により虐待の事実確認や支援は市町村の責務となったが、虐待が認められる案件に対応したことがない市町村が半数近くあり、研修、事例検討会、虐待対応支援は、いざ案件が発生した際の対応能力の向上に寄与している。 また、県内（政令市、中核市除く）には1,100か所を超える障害者福祉施設（相談事業所除く）があるが、集団指導や実地指導による障害者虐待防止体制の整備指導は効果を発揮している。</p>
	<p>【事業の効率性】 県主催による虐待防止研修会の開催や、集団指導時に併せて虐待防止研修を行うことにより、市町村毎の研修実施や事業所を個別に指導する場合と比較し効率的に実施できている。</p>

5 事業費（千円）	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	1,964	4,712	4,474	時間	2,510	2,510	2,934
（うち一般財源）	1,571	2,990	2,766	人件費（千円）	10,311	10,311	12,053

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
【上記の理由】	<p>障害者虐待に関する通報・相談件数は減少しておらず、継続して啓発や研修を行うとともに、事業所指導体制を強化する必要がある。</p>
【見直し内容】	<p>○実地指導体制の強化 本庁に新たに非常勤職員を配置し、全ての事業所に3年に一度の実地指導を行う体制を整備する。</p> <p>（費用対効果の向上） 非常勤職員を本庁に集中配置することにより、出先機関の定数増に比較して費用対効果は高い。</p> <p>（部局間の調整・連携） 監査指導体制の根本的な見直しについては、福祉総務課で検討中。</p> <p>（その他）</p>

事業名	生活保護自立促進事業	部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H17
-----	------------	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	7	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	3	社会的に厳しい状況にある生活困窮者等を支える
	小項目	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進	施策	1	自立支援体制の推進

1 事業のねらい・目的

昨今の経済状況から保護率が平成11年5月を底に、再び漸増傾向にあることから、これまで以上に専門的で計画的かつ細やかな個別対応を組織的に行うことで、生活保護受給者の自立促進を更に図る。

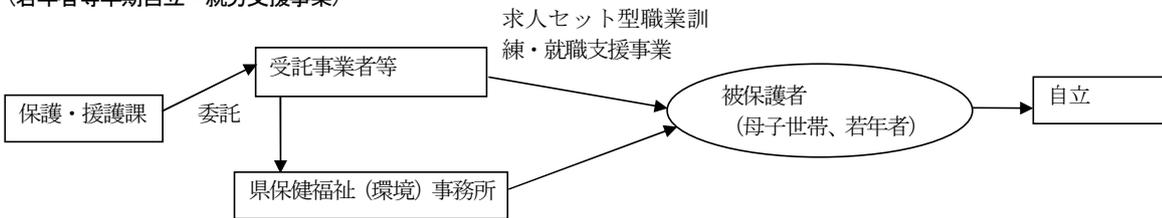
2 事業概要

(1) 若年者等早期自立・就労支援事業 (対象: 母子世帯、若年者)
 ・自立・就労支援プログラムの策定と個別自立計画の実施 (職業カウンセラーを26日 (年150日) 配置)
 ・求人セット型職業訓練・就職支援事業 (民営有料職業紹介会社に成功報酬型で委託)

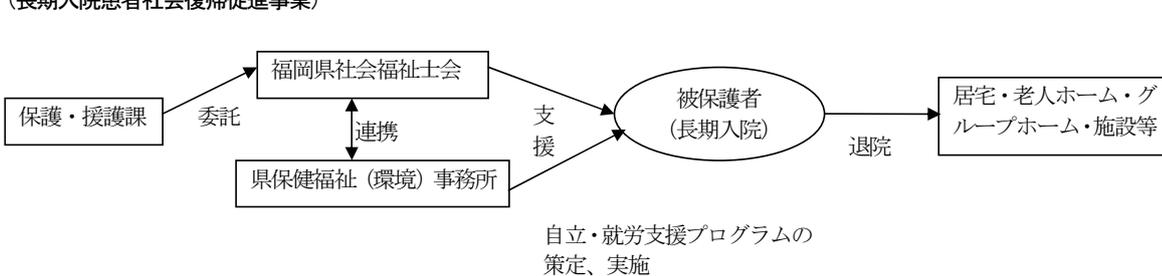
(2) 長期入院患者 (高齢者・精神障害者等) 社会復帰促進事業
 ・受入条件が整えば退院が可能だと主治医が判断する長期入院又はその虞がある生活保護受給者の社会復帰を促進することを目的とする事業

【事業スキーム図】

(若年者等早期自立・就労支援事業)



(長期入院患者社会復帰促進事業)



3 事業目標等

成果指標		H22	H23	H24	H25	H26	H
母子世帯の稼働率 (稼働者数=既稼働者数+新規就労者数)	目標	稼働率32.7% (466人)	稼働率33.9% (483人)	稼働率35.1% (500人)	稼働率37.5% (534人)	稼働率40.0% (570人)	
	実績	32.7%(基準)	34.0%	34.2%	36.0%(見込)		
長期入院患者退院者数	目標	39人	39人	60人	60人	60人	
	実績	60人	77人	84人	80人(見込)		

【指標の考え方】

- ・若年者等早期自立・就労支援事業は、母子世帯の稼働率を指標とし、全国平均である40%を目標値とする。
- ・長期入院患者は退院者数を指標とし、平成22年度の全退院者数である60人を目標値とする。(H22、H23の目標値はH22年度の精神障害者のみの退院者数)

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・若年者等早期自立・就労支援事業は、目標達成に至っていないものの、稼働率は着実に毎年度上昇している。主な目標未達成理由は、全国的に景気・雇用情勢が改善しつつあるにもかかわらず筑豊地域を中心とした郡部での改善が進んでおらず、支援対象者の就労自立の障害となっているため。
- ・長期入院患者退院促進事業は平成22年度から目標を達成している。

4 【事業の有】
 ・若年者等早期自立・就労支援事業は、事業実施にう就労者が平成22年度 24人、平成23年度 45人と増して、保護のが図られ、有ある
 ・長期入院患者（高齢者・精神障害者等）社会復帰促進事業は退院による保護への果推計の総計が平成22年度は1,17千、平成23年度は11,1千と増し、有ある

【事業の率】
 ・若年者等早期自立・就労支援事業は、事務や業のをするめにシ受書のをす様式をし

事業(千)	H22	H23	H24	人件	H22	H23	H24
(うち一般財源)	0	0	0	人件(千)	-	-	-

6 【事業の】
 ((事業の) 更等を うもの (小)
 (再 (の事業に組 え))

【上の】
 ・保護率の漸増 向は母子 若年 目立 ている生活保護への 存を めいう早期の自立・就労支援体制の整 が要 ある
 ・生活保護受給 が増して、困 のめには、困 をする 要がある そのめ、生活保護受給 の中生 及び そのを 対象に、個別の支援 計画を 成し、有者による「日 生活習 にする支援」「こも や の子 もの支援」「習 立に する支援」を行う

【事業の】
 (対 果の向上)
 ・若年者等早期自立・就労支援事業について、委託業者への支払い の 等を し、支払い事務に要する 詞(人件) をする
 ・長期入院患者社会復帰促進事業について、退院する の受入 とる施 等の報 有を図、率的に施する

(局の 替 換)
 に し

(その)
 ・ に し

(様式1号)

H25年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活保護安定運営対策等事業 (適正受診指導事業)	部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H24
-----	-----------------------------	-------	--------------	------------	-----

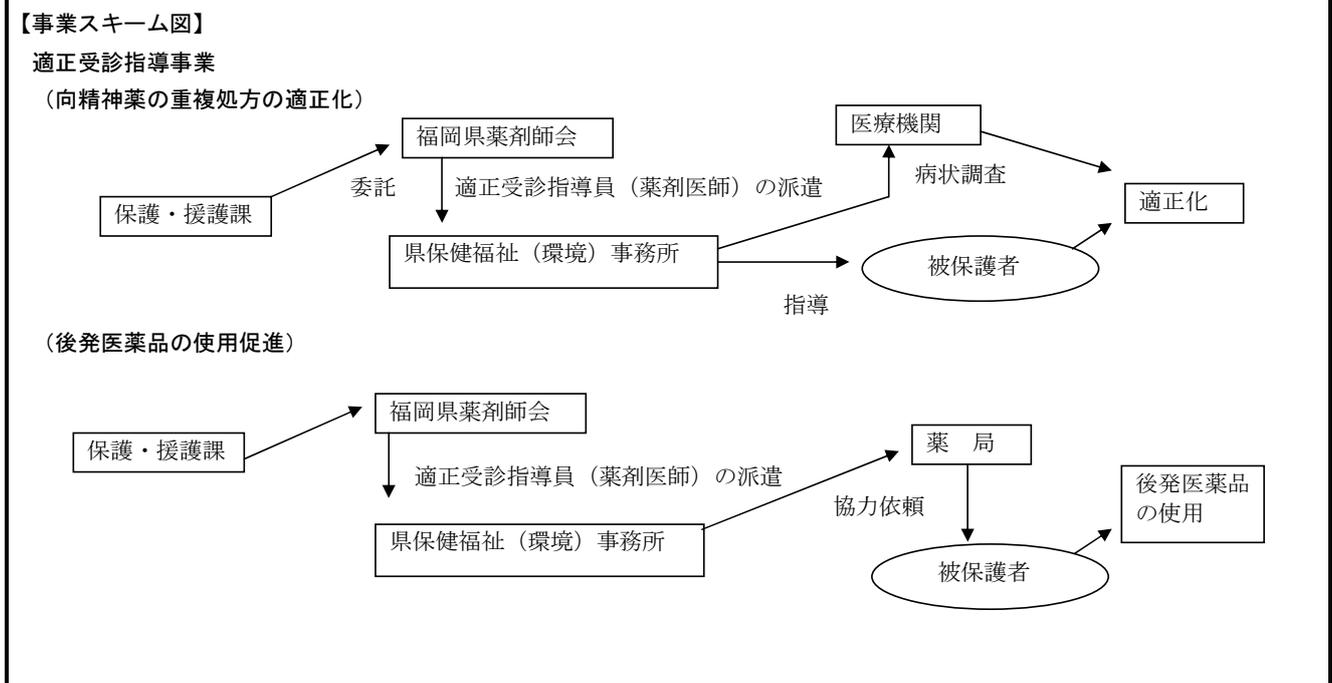
総合計画	10の事項	7	も元で ^原 に喜ばせること が	中種	3	社に ^感 心 ^持 てる生活困者を ^え る
	小項目	1	生活保護受 ^者	施策	2	医扶正

1 事業のねらい・目的
 平成22年度に大阪市等で生活保護受給者が向精神薬の重複処方問題が発覚。福岡県内で被保護者の向精神薬の重複処方の調査を行い、適正受診指導を行うことで医療扶助の適正化を図る。また、後発医薬品の使用促進の取組みにより、医療扶助費の削減を図る。

2 事業概要

(1) 向精神薬の重複処方の適正化
 平成24年度から、向精神薬の重複処方の適正化を図る目的で、適正受診指導員(薬剤師)を保健福祉(環境)事務所に配置し、是正指導の支援をする体制整備を行った。
 適正受診指導員(薬剤師)が専門的知見から向精神薬の重複処方の抽出とケースワーカーが適正受診指導する上での助言。

(2) 後発医薬品の使用促進
 保護受給者に対して後発医薬品の使用促進の周知
 薬局に対して後発医薬品の使用促進の取組みについて協力依頼



3 事業目標等

成果指標		H24	H25	H26	H27	H28	H29
適正受診指導件数	目標	170	80	80	80	80	80
	実績	158	66				
後発医薬品協力依頼薬局件数	目標	25	50	50	50	50	50
	実績	18	50				

【指標の考え方】

- 向精神薬の重複処方については、平成24年度の取組みにより、重複件数が減少しているため、平成25年度からの要指導件数は80件とする。
- 後発医薬品の使用促進については、全薬局にパンフレットでの協力依頼は行ったが、直接薬局を訪問しての事業説明、協力依頼を行う件数目標を50件とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 24年度は初年度で、10月からの取組みでもあり、適正受診指導員の業務を効率化するまでに時間を要した。
- 向精神薬の重複処方については、平成24年度の取組みにより、指導を要する重複件数が減少している。
- 後発医薬品の使用促進については、依頼薬局件数で目標の50件は達成できる見込みである。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・向精神薬の重複処方については、適正受診指導員（薬剤師）の専門的な知見により、適正かどうかの見極めや医療機関どうしの調整、ケースワーカーが指導する際の助言に事業の円滑な運用に寄与した。
	【事業の効率性】 ・向精神薬の適正受診指導では、適正受診指導員（薬剤師）という専門職の配置により効率化が図られ、後発医薬品の使用促進については、同業者として薬局に対する協力依頼が円滑なものとなった。

5 事業費（千円）	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
-----------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-----

(様式1号)

H25年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ホームレス自立支援事業	部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H16
-----	-------------	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	7	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	3	社会的に厳しい状況にある生活困窮者等を支える
	小項目	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進	施策	3	ホームレスの自立支援

1 事業のねらい・目的

福祉施策や就労支援策等により路上生活からの脱却支援、脱却後のケアを行うとともに、国、関係機関等と連携しホームレス問題の解決を図る。

2 事業概要

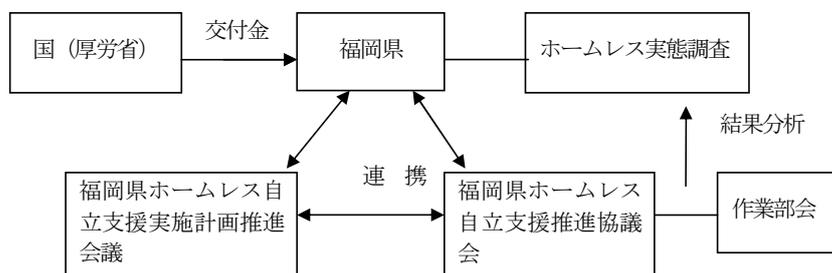
- 長引く不況等を背景として、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、地域社会との軋轢が生じつつある現状に鑑み、福岡県ホームレス自立支援推進協議会を設置し、市町村及び民間団体と連携して自立支援策を講じる。

※ホームレス数

21年1月	22年1月	23年1月	24年1月	25年1月
1,237人	614人	442人	423人	354人

【事業スキーム図】

- ホームレス自立支援ネットワーク事業
(ホームレス自立支援推進協議会の設置、運営等)



3 事業目標等

成果指標		H22	H23	H24	H25	H26	H27
福岡県ホームレス自立支援推進協議会の運営	目標	3回以上	3回以上	3回以上	3回以上	3回以上	3回以上
	実績	1回	1回	1回	3回(見込)		
	目標						
	実績						

【指標の考え方】

- ホームレスの自立支援ネットワークづくりを目標とするため、福岡県ホームレス自立支援推進協議会の開催回数を指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 平成25年度においては、現行の福岡県ホームレス自立支援実施計画(第2次)の見直し及び第3次の支援計画の構築を行うため、年3回の協議会を開催する見込みである。

4	【事業の 】
	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県ホームレス自立支援推進協議会に いて、ホームレス実態 の福岡県に ける分析、検討をした上で、成21年度にそれまでの福岡県ホームレス自立支援実施計画（1次）を直し、新たな支援体制（2次実施計画）を構築した。その結果、相談体制の 実により、ホームレスの数は一ク の30%弱にまで減少した。
	【事業の 】
	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県ホームレス自立支援推進協議会に いて、会議資料の かな 経費削減に努めている。

5 事業費(千円)	H24決算	H25当	H26当	人 費	H24	H25	H26
出	25,947	27,628	27,215	間	894	894	894
(うち一般財源)	0	0	0	人 費(千円)	3,673	3,673	3,673

6	直しの内容
	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡 (実施方 の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 <input checked="" type="checkbox"/> 構築 (の事業に み替え) 廃止)
	【上記の理由】 <ul style="list-style-type: none"> 減少傾向にあるものの県内にはまだ354人（成25年1月）のホームレスがいる。また、地方公 団体にホームレス施策の策を ためた ホームレスの自立の支援等に関する特別措置 」が 成29年8月まで延長されて り、県に いてもホームレス自立支援事業を継続する 要がある。 現行の福岡県ホームレス自立支援実施計画（2次）は 成25年度までの計画であるため、現在、福岡県ホームレス自立支援推進協議会に いて、3次の実施計画の直し及び支援体制の構築を検討しているところである。
	【直し内容】 <ul style="list-style-type: none"> （ 績 果の向上） <ul style="list-style-type: none"> 福岡県ホームレス自立支援推進協議会の会議開 にあたっては、会員に事前に会議資料をメールで送信することにより、協議会当日の会議資料 を行 ず、経費削減を行う。 （部局間の 繋 ぎ・連携） <ul style="list-style-type: none"> 3次の実施計画 直しにあたっては、担当者間による文書（メール）のやりとりだけでなく、直接、関係課に出向いて 繋 ぎ・連携を行うよう心がけた。 （その 外） <ul style="list-style-type: none"> 特になし

事業名	30代チャレンジ応援センター事業		部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H21
総合 計画	10の事項	1	活力にあふれ成長力に富んだ経済と雇用の創出	中項目	4	雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる
	小項目	1	求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援	施策	1	若者の就職支援

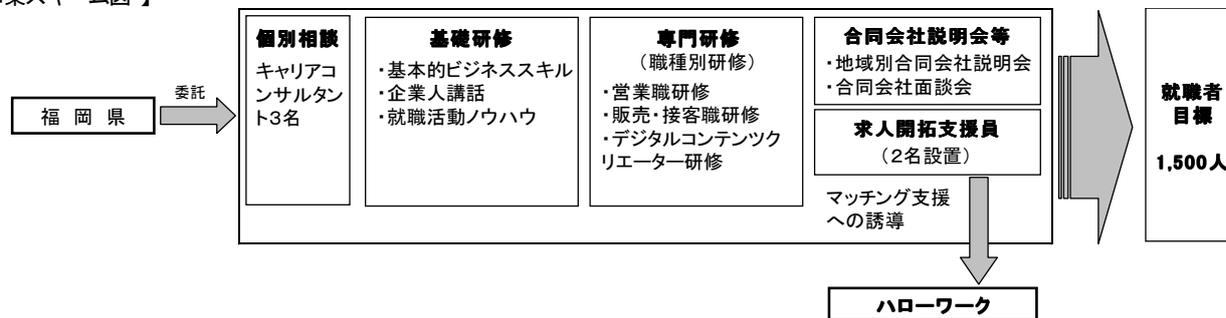
1 事業のねらい・目的

学校卒業時が就職氷河期であったことなどを背景に、パート・アルバイトでの就業期間が長期化した30代求職者に対して、正社員としての就職を支援

2 事業概要

- 個別相談
求職者の職歴や経験、個性を踏まえたキャリアコンサルタントによる就職指導。
- 基礎研修
正社員に求められる基本ビジネススキルや面接等の就職活動のノウハウを習得する10日間の研修を実施。
- 専門研修
正社員としての求人が多い分野(営業職、販売・接客職、デジタルコンテンツ)における業界や職種に関する知識、必要とされる技術を習得する研修を実施。
 - * 営業職(コミュニケーションスキル、プレゼンテーション技術等の習得)(年間10回、1クラス3時間×8日間)
 - * 販売・接客職(会話技術、顧客フォロー技術等の習得)(年間10回、1クラス3時間×8日間)
 - * デジタルコンテンツクリエイター育成研修(Web、DTP/CG)(年間4回、1クラス8時間×19日間)
- 求人開拓・マッチング支援事業
就職活動が長期化している30代求職者を対象に、求人開拓を行い、ハローワークと連携してマッチングを実施。
- 合同会社説明会及び合同会社面談会
30代求職者と企業のマッチングを促進するため合同会社説明会等を実施。
参加企業 20~30社/回、参加者 150人/回
開催地 福岡地区2回(うち1回は合同会社面談会)、北九州地区1回、筑豊地区1回、筑後地区1回 計5回
- 営業職、販売・接客職限定の合同会社面談会
専門研修受講者の就職をより一層促すための営業職、販売・接客職限定の合同会社面談会を年1回実施。
参加企業 20社程度 参加者 100人 開催地 福岡市

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H21	H22	H23	H24	H25	H26
利用者数(延べ)	目標	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
	実績	14,211	14,966	13,027	10,785	6,630	
就職者数	目標	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	実績	576	747	1,122	777	320	

(H25年度実績は10月末現在)

【指標の考え方】

- より多くの30代求職者に対する支援とそれによる就職促進のため、事業の指標を「利用者数(延べ)」及び事業利用者のうち「就職者数」とする。
- 利用者数はキャリアコンサルティング、研修、デジタルコンテンツクリエイター育成研修、合同会社説明会の各事業(それぞれ2,000人、1,400人、100人、1,000人)を合計し、4,500人とする。
- 就職者数は研修受講者、デジタルコンテンツクリエイター育成研修受講者、合同会社説明会等参加者の各事業(それぞれ1,000人、100人、400人)を合計し、1,500人とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 利用者数については目標達成。
- 就職者については、目標1,500人に対し実績320人(10月末現在)と、目標の達成は困難。30代求職者の雇用環境が依然厳しい状況にあることによると考えられ、主に合同会社説明会等での就職者数について、目標数との乖離が大きい。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> センターを開設したことで、30代求職者に対するきめ細かな就職支援を行えるようになった。 土日祝日にも開館することで、平日は仕事をしている求職者に対しても支援を行えるようになるなど、求職者の利便性が向上した。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 当事業の専門研修の中で実施しているデジタルコンテンツクリエイター育成研修については、福岡市では情報関連産業の振興を図っていることから、共同開催とすることで経費を削減した。

5 事業費 (千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	76,099	69,909	260,358	時間	2,892	2,901	2,906
(うち一般財源)	34,846	31,501	38,536	人件費 (千円)	11,881	11,918	11,938

6 見直しの内容
<p>継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)</p> <p>終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)</p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用環境は依然として厳しい状況にあり、パート・アルバイトでの就業期間が長期化している30代求職者へ、正社員としての就職を支援することに対するニーズは依然として高い状況にある。 多くの企業が中途採用に当たっては職務経験を重視しており、正社員としての職務経験の乏しい30代求職者が応募しても、面接さえ受けられないことが多い。求人開拓や合同会社説明会等の開催などにより、積極的にマッチングの機会を提供する必要がある。
<p>【見直し内容】</p> <p>(費用対効果の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修に係る人件費については、実施回数、参加人員の適正化を図ることで見直しを行う。 事務職を希望する求職者に対し、未充足の求人が多いコールセンター業務に目を向けてもらうための専門研修を実施する。 履歴書からは見えない求職者の側面をアピールする場として、体験雇用を実施し、体験雇用先への直接雇用に結び付ける。 <p>(関係機関との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> 若者・30代センターとハローワークのワンフロア化等による一体的運営の実施や求職者情報の共有などハローワークとの連携を強化し、求職者の利便性を向上させる。 各自治体及び企業の主催する合同会社説明会へのブース設置、チラシ配架等により求職者へ各研修や合同会社説明会の開催等の周知を行い、利用者の増加につなげる。

H25年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	若者しごとサポートセンター事業	部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H22
-----	-----------------	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	1	活力にあふれ成長力に富んだ経済と雇用の創出	中項目	4	雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる
	小項目	1	求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援	施策	1	若者の就職支援

1 事業のねらい・目的

- フリーター等不安定な雇用状態にある若者の能力を効果的に向上させ、新たな分野への興味を喚起させる。
- 企業との接点を設定し求人数を拡大することにより、出会いの場を多く設け、就職の促進を図る。

2 事業概要 [若者しごとサポートセンター(設置者：県)の運営主体である(公社)福岡県雇用対策協会に事業委託を行う。]

適性の見極め

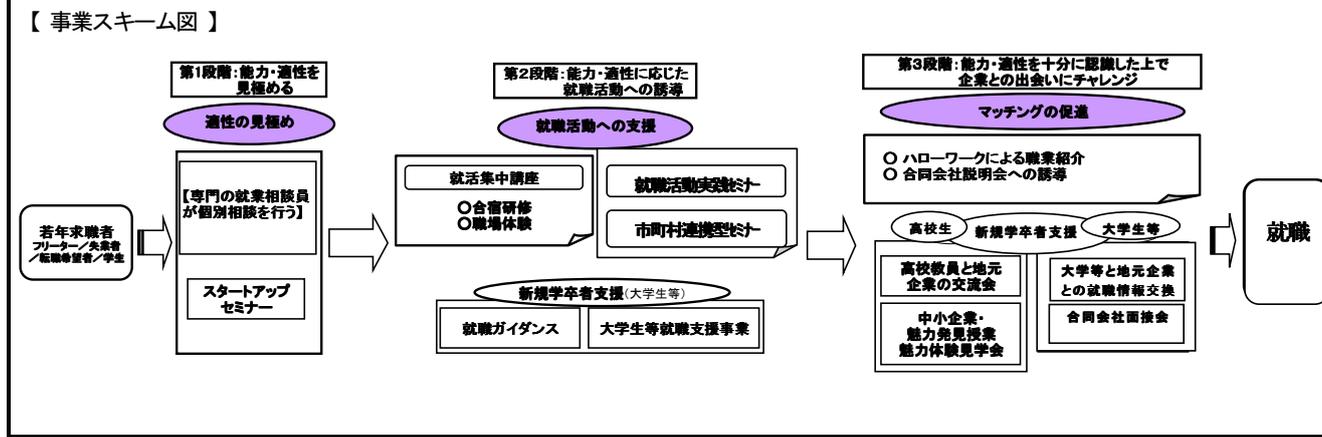
- 求職者の個別相談(キャリアコンサルティング)
 - ・相談窓口を県内4か所に設置(福岡、北九州、筑後、筑豊)
 - ・専門の就職相談員による個別相談で職業意識や就職スキルの向上、進路決定の支援を行う

就職活動への支援

- 就活集中講座
 - ・合宿型セミナーにより社会人スキルを習得するとともに、企業での職場体験を通じて就職先の選択肢を拡大
- 就職活動実践セミナー、市町村連携型セミナー
 - ・実践セミナー及び県内各地へ出向いて行うセミナーを実施
- 就職ガイダンス
 - ・大学3年生等向けに、就職活動の基礎知識の習得、地場企業の採用担当者から就職活動の現状を知る機会を提供
- 訪問型大学生等就活支援事業
 - ・大学・短期大学卒業予定者に、就職活動における個人面接や集団面接などを想定した個別指導や複数名でのグループ指導等を実施

マッチングの促進

- 合同会社面接会
 - ・新卒者向けに新規求人募集している県内中小企業と直接面談する場を設定
- 中小企業・魅力発見授業、中小企業・魅力体験見学会
 - ・高校生の段階からの職業観形成のため、地元企業の経営者による授業や企業見学会を実施
- 地元企業との交流会
 - ・大学等と地元企業との就職情報交換会の開催、高校教員と地元企業の交流会を実施



3 事業目標等

成果指標		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H
		利用者数(延べ)	目標	47,500人	47,500人	47,500人	47,500人	47,500人
	実績	41,074人	39,558人	39,619人	23,702人	-	-	
就職者数	目標	4,900	5,700人	5,800人	5,800人	5,800人	5,800人	
	実績	5,217	4,597人	5,467人	1,871人	-	-	

【指標の考え方】 (H25実績は10月末現在)

- ・事業目的は、各種支援による若者の能力の向上、企業との出会いの場の提供による就職の促進であることから、事業の「利用者数」、事業の利用者のうち「就職した者の数」を指標とする。
- ・利用者数、就職者数は前年度実績に新規事業分等を考慮した数を目標値とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・雇用環境は依然として厳しいものの高校、大学等の就職内定率は緩やかに改善しており、来所者数等の減により、平成25年度の利用者数の目標達成は厳しい状況である。就職者数は前年同月比203.6%であり、目標達成は十分見込める。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別相談、各種セミナー、合同会社説明会等の様々な取組を実施することで、この3年間で就職者数15,281名という実績を上げている。 <p>〈参考〉</p> <p>若者1人を就職に結びつけるコスト 120,024千円÷5,467人（H24就職者数）＝約22千円 （参考）フリーターを正社員にした場合の所得税、住民税、消費税の増収効果の推計 年間261千円 （U F J総合研究所：フリーター人口の長期予測とその経済的影響の試算）</p>
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県担当者と委託事業者との間で月1回会議を開催し、進捗状況の把握、問題点の洗い出しと改善策等について意見交換を行い、事業の効率化を図っている。

5	事業費（千円）	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
	歳出	120,024	116,109	149,352	時間	3,921	3,921	3,921
	（うち一般財源）	120,024	115,821	115,821	人件費（千円）	16,108	16,108	16,108

6	見直しの内容
	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
	<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年者を取り巻く就職環境は、改善の動きが見られるものの依然として厳しく、県として引き続き事業を継続する必要がある。 ・ハローワークによる職業相談、職業紹介に加え、県として合宿型セミナーをはじめとする様々な支援メニューを実施することで、個々の若者の状況に応じたきめ細かな能力向上等を図っていく必要がある。
	<p>【見直し内容】</p> <p>（費用対効果の向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就活集中講座については、実績を踏まえて実施内容の見直しを行う。 ・大学等新卒者向けの相談事業等を通じて学生への周知活動をさらに強化し、利用者の増につなげていく。 <p>（関係機関との連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者・30代センターとハローワークのワンフロア化等による一体的運営の実施や求職者情報の共有などハローワークとの連携を強化し、求職者の利便性を向上させる。 ・国、地方公共団体、教育機関、産業界、労働界で構成する「福岡新卒者就職応援本部」の場等を通じて連携を強化し、就職支援、職場定着支援を実施する。

事業名	中高年就職支援センター事業	部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H23
-----	---------------	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	1	活力にあふれ成長力に富んだ経済と雇用の創出	中項目	4	雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる
	小項目	1	求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援	施策	2	中高年の就職支援

1 事業のねらい・目的

県と国が共同で「福岡県中高年就職支援センター」を設置。県はキャリアコンサルタントによる個別相談コーナーを、国は職業相談、職業紹介機能を有するコーナーを設置するとともに、その他就職に役立つ各種支援を一体的に実施することにより、中高年求職者の早期再就職を支援する。

2 事業概要

(1) 個別相談

中高年センターにキャリアコンサルタントを配置し、きめ細かな個別相談を実施する。また、県内各地域の求職者に対しては、ハローワーク等において出前相談(県内15箇所)を実施する。個別(出前)相談を通じ、求人案件の探し方、応募書類作成・面接のコツ等の就職活動のノウハウを提供し、自身で応募先を探す力や採用面接に合格するための力、就職活動中の悩みを解消し前向きに取り組む力が付くよう支援する。

(2) 事前研修(就職支援セミナー)

「就職活動のポイント」「応募書類作成のコツ」「面接訓練」等、座学と演習を組み合わせた2日間の就職支援セミナーを実施する。実際に応募書類を作成し、参加者自らが応募者、面接官役となり面接のロールプレイングを実施することで、より実践的な知識を付与する。

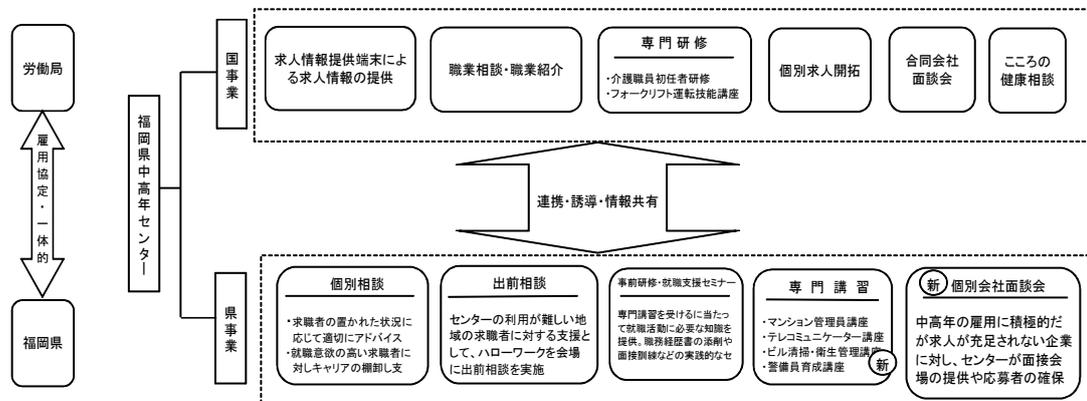
(3) 専門講習

就職が見込まれる分野の専門講習(マンション管理員講座、テレコミュニケーション講座、警備員育成講座)を実施し、希望職種への就職が困難な求職者を他分野へ誘導する。

(4) 個別求人開拓

就職が決まらない求職者に対して、キャリアコンサルタントが求職者の経歴、資格、長所等を整理し、個別求人開拓の対象者を選定し、この情報に基づきハローワークが個別求人開拓を実施。なお、H25年度から新たに「出前相談実施箇所」においても個別求人開拓を開始。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H21	H22	H23	H24	H25	H26
中高年センター利用者の就職者数	目標	-	-	2,000人	2,700人	2,800人	2,800人
	実績	1,635人	2,081人	2,447人	2,829人	2,081人	
うち出前相談利用者の就職者数	目標	350人	350人	350人	1,100人	1,100人	1,100人
	実績	262人	538人	703人	985人	729人	

【指標の考え方】

(H25年度実績は12月末現在)

- ・中高年センター利用者、ハローワーク等で実施する出前相談利用者について、それぞれ就職者数を指標とする。
- ・目標値は前年度の実績、出前相談は実施箇所数を踏まえ設定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・H25年度は、中高年センター及び出前相談の就職者数は目標の達成を見込む。(センター達成率55.6%、出前相談達成率53.1%)
目標の達成を確実にするため、更に10月以降、利用者の増加に向けた取組や支援の徹底を図る。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中高年センターは県・ハローワークが一体的に支援を実施する施設であり、それぞれの窓口で求職者の状況に応じた誘導が適切に行われ、併せて各窓口で求職者にとって効果的な支援内容（就職支援セミナー、専門講習、合同会社面接会等）の案内が行われており、就職者数の実績に寄与している。 ・出前相談についてもハローワークの協力を得て庁舎内でのチラシの据え置きや窓口からの誘導により利用者数を確保するとともに、ハローワークの紹介により就職者数の実績に寄与している。また、各地域で実施している就職支援セミナーについても、出前相談とセットで受講することで就職可能性の向上が見られる。（利用者のうちセミナーを受講した者の就職率は7割）
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別求人開拓はハローワークの求人開拓員、出前相談はハローワーク等の相談窓口や会議室を活用することで経費を抑えている。 ・就職支援セミナーは市の共催を得ることで、会場費の減免措置を受けている。

5	事業費（千円）	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
	歳出	88,785	66,953	81,734	時間	1,600	1,600	1,600
	（うち一般財源）	37,328	33,489	22,317	人件費（千円）	6,573	6,573	6,573

6	見直しの内容
	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 完了 <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止 </p>
	<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中高年求職者の就職支援に有効な事業であることから、事業実施方法の見直し等により改善を図り事業を継続する。
	<p>【見直し内容】</p> <p>（費用対効果の向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別企業面接会の開催（年間20回） → センター内のスペースを有効活用し、マッチングを促進 ・就職支援セミナーの開催場所の見直し → 利用実績を踏まえた見直し（回数増4箇所、回数減3箇所） ・ビル清掃・衛生管理研修の新設 → 就職者に占める中高年の割合が比較的高い分野への就職促進

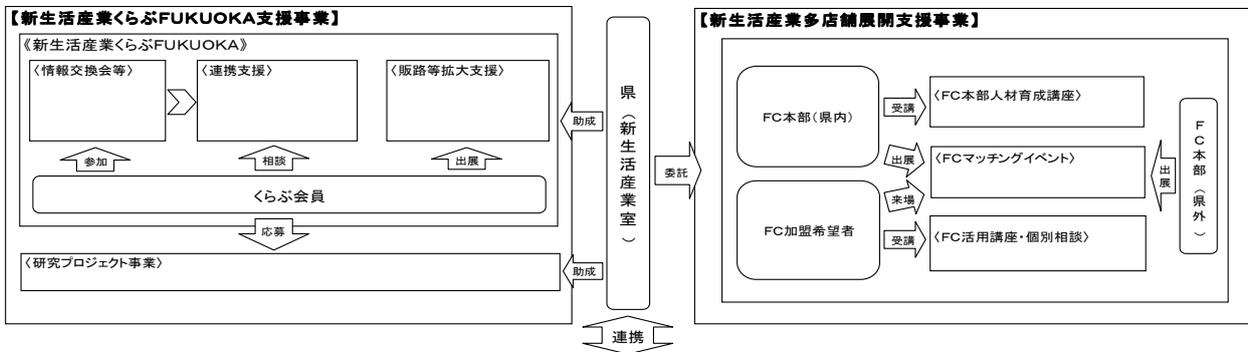
		()		
--	--	-----	--	--

10				
			10	

(1)

(2)

(3)



新規創業関連支援機関 (FVM、商工会・商工会議所、県信用保証協会、中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫等)

		H24	H25	H26	H27	H28
	(H15-H23)	140	180	220	260	300
	108	180				
	(H15-H23)	790	1,030	1,270	1,510	1,750
	542	1,063				

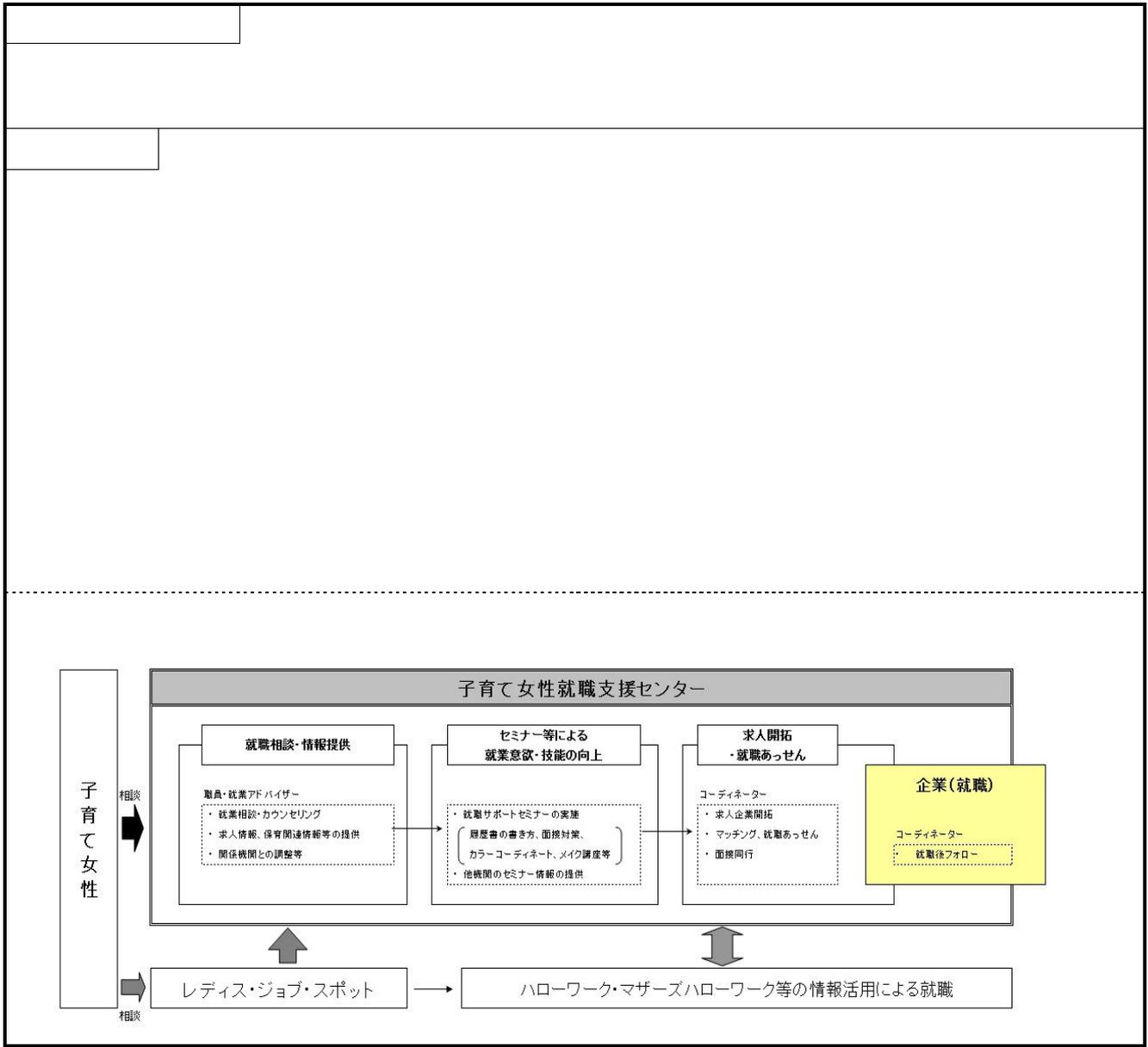
--	--

	H24	H25	H26		H24	H25	H26
	32,738	30,674	33,812		7,812	7,812	7,812
	32,738	30,674	33,812		32,092	32,092	32,092

<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; height: 50px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px;"></div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 80px; height: 40px;"></div> </div>	

		()		H21
--	--	-----	--	-----

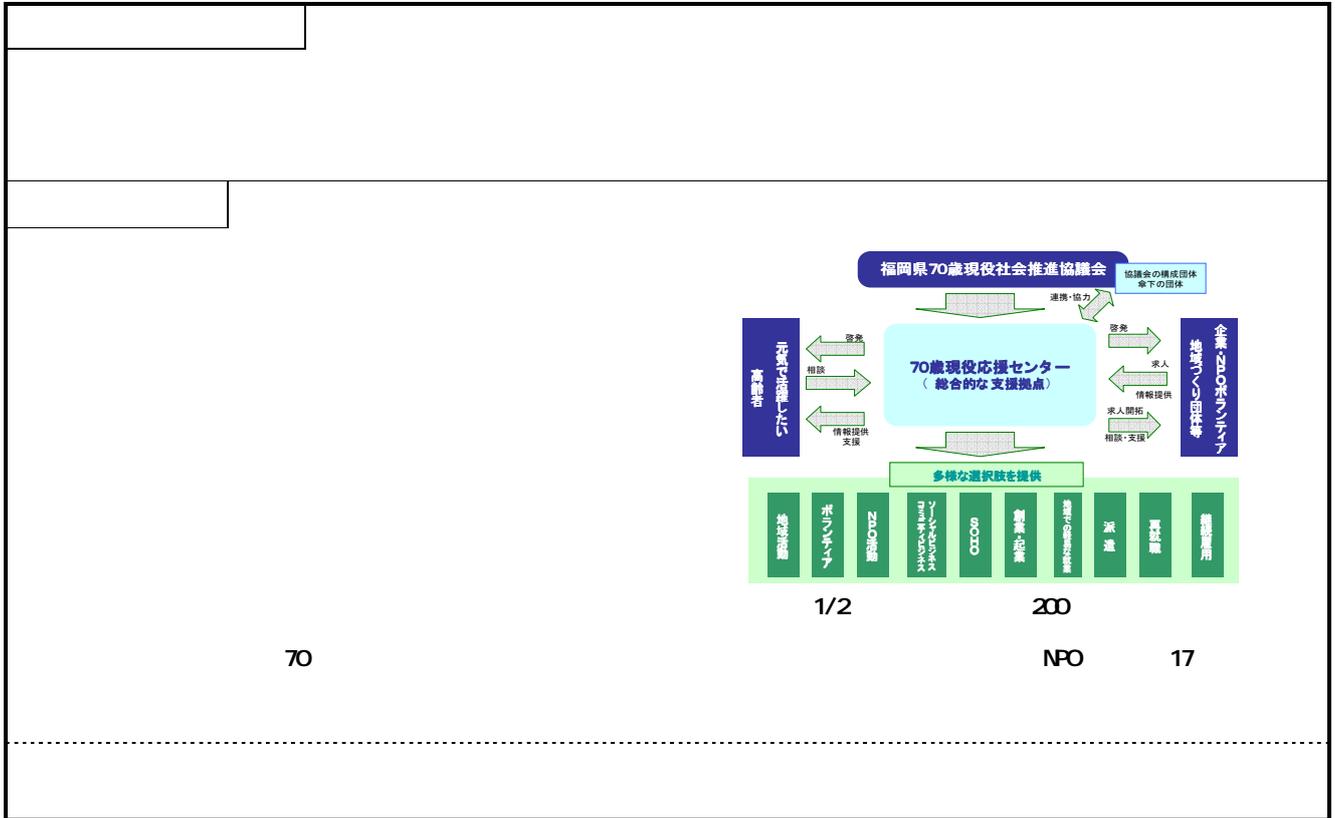
10				



	H21	H22	H23	H24	H25	...	H28
	600	660	700	700	700		750
	335	512	545	468	374		
					H25	10	
			28	750	22		
50							

		()			H23
--	--	-----	--	--	-----

10					
----	--	--	--	--	--



70

			H24	H25	H26	H27	H28
		()					30%
H23	16.1		17.8%	17.1%			
H19	18.5%	19.6	17.7%				25% 32
			20.9				
	3.24	30	(9.6)		16.1		1.62
		18.5	25%				25

70						
	17	70	70		70	
			70			
<hr/>						
					70	
70		49		28		

	H24	H25	H26		H24	H25	H26
	80,358	106,316	152,328		3,600	3,600	3,600
	51,013	71,777	104,084		14,789	14,789	14,789

○	○
<hr/>	
<hr/>	

事業名	障害者就業・生活支援事業 (旧: 障害者雇用対策事業)		部課(室)	福祉労働部労働局 新雇用開発課	事業 開始年度	H17
総合 計画	10の事項	3	高齢者や障害者が安心してはつらつと生活できること	中項目	4	障害者が自立して生活できる社会をつくる
	小項目	1	障害者雇用の拡大	施策	1	就業支援の充実

1 事業のねらい・目的
求職障害者の就労支援及び在職障害者の職場定着を図ることによる障害者雇用の促進・安定。障害者法定雇用率の達成。

2 事業概要

- 障害者就業・生活支援センターの指定及び障害者就業・生活支援センター事業
(1) 「障害者就業・生活支援センター」を平成23年度に5か所増設し県内13障害保健福祉圏域全てに設置。センターでは、障害者への就業・生活面での助言や職場実習のあっせん等を行い、また、事業主への雇用管理や職場定着に係る助言等を行う。
(2) 障害の状況把握が困難な精神、発達障害者の障害状況を的確に把握するために、モデル事業として、県内4生活圏域(北九州、福岡、筑豊、筑後)ごと、障害者就業・生活支援センターに臨床心理士を配置して心理検査やカウンセリングを行い、職業適性等を判断し、就労支援に活用する。
- 一般就労を希望する障害者の就労に向けた支援
特別支援学校高等部2、3年生の生徒及び施設や在宅の知的・精神障害者のうち一般就労希望者を対象に、障害者多数雇用企業の管理者、公共職業安定所及び就業中の障害者等を講師として、就労に向けた総合的な「障害者就職準備講座」を開催
- 特別支援学校卒業生の就職拡大
特別支援学校が一堂に会し、高等部2年生が清掃や接客、パソコンなどの職業技能を企業の人事担当者の前で発表する発表会を県内2か所で開催。併せて企業と教職員との交流会も開催。
- 知的障害者県職場体験実習事業の実施
県立特別支援学校(知的障害者教育)の推薦を受けた高等部2年生を対象に、県内内の職場で、知的障害者を職場体験実習生として受け入れることにより、体験実習の場の提供と民間事業主等に対する普及啓発を図る。

【事業スキーム図】

The diagram illustrates the support system for the Disability Employment and Life Support Center. On the left, the Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生労働省) and the Social Security Agency (社会安定局) provide support (補助). The Prefecture (県) provides designation (指定), life support business commissioning (生活支援等事業委託), and county-level commissioning (県単委託). The center (障害者就業・生活支援センター) is composed of 2 national staff and 1.5 county staff. It is linked (連携) to the Public Employment Security Office (職業安定局) and the Welfare and Education-related City/Town/Village Welfare Offices (保健福祉、教育関係市町村福祉事務所福祉施設特別支援学校). The center also provides consultation, employment support, and life support (相談、就業支援、生活支援) to both disabled persons (障害者) and business owners (事業主).

3 事業目標等

成果指標		H22	H23	H24	H25	H26	H27
障害者就業・生活支援センターの支援を受けて就職する障害者数	目標	210	248	487	542	598	653
	実績	384	432	510	460		

【指標の考え方】 (H25年度実績は12月末現在)
 ・平成23年度既存センター(8センター)における就職者数の平均値(就職者数46人)を、3年後には全センター(13センター)で達成。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 ・障害者就業・生活支援センターにおいて、平成25年12月末時点で460人の障害者が就職しており、就職者数の目標値542人を達

成する見込。

4
有効性
・
効率性

【事業の有効性】

- ・ 13ある障害者保健福祉圏域全てにセンターを設置することで、県全体で障害者の身近な地域で就業とそれに伴う生活面での指導、助言等の支援、事業主からの障害者の採用や雇用管理に関する相談支援が可能となった。
- ・ 障害者就業・生活支援センターの指定要件を満たした社会福祉法人等に委託することで、障害者の就業支援に精通した支援担当者を配置することが可能となり、就職者数が増加した。
- ・ 県内4生活圏域（北九州、福岡、筑豊、筑後）のセンターに臨床心理士を月2日（1日4時間）配置して心理検査を行い、その結果を精神障害者や発達障害者の就労支援に生かすことが可能となった。
- ・ 就職準備講座の開催により、受講者にとって、一般就労の現実を知り、就職準備に具体的に活用することが可能となった。

【事業の効率性】

- ・ 13ある障害者保健福祉圏域全てにセンターを設置することで、県民は県内どこでも等しく障害者雇用の相談支援を受けることが可能となった。また、センター相互の連携と機能強化のため、13センター連絡会を発足し、全体会による学習会やセミナー等の啓発活動を行うことにより、県全体でのさらなる就労支援の強化が図られる。
- ・ 就職準備講座では、各特別支援学校の生徒など県内の一般就労希望者が一堂に集まり、模擬面接や事業主・先輩からの話といった講座を受けることで、経費を抑えて60人以上の受講者が就職準備に活用できる体験をすることができた。

5 事業費(千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	70,958	72,820	72,859	時間	460	820	820
(うち一般財源)	36,955	38,435	38,445	人件費(千円)	1,890	3,369	3,369

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）
 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）

【上記の理由】

- ・ 障害者の法定雇用率が1・8%から2・0%に引き上げられたこと等により、センターの必要性は、さらに高まっている。
- ・ 求職障害者の増加に伴い、センターの就職件数は年々増加しており、今後も増加が見込まれる。
- ・ 県内特別支援学校卒業生の就職率は30%未満と横ばいであるため、特別支援学校と連携し、生徒の就職希望者の拡大と障害者雇用に対する企業の理解促進を図る必要がある。

--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--

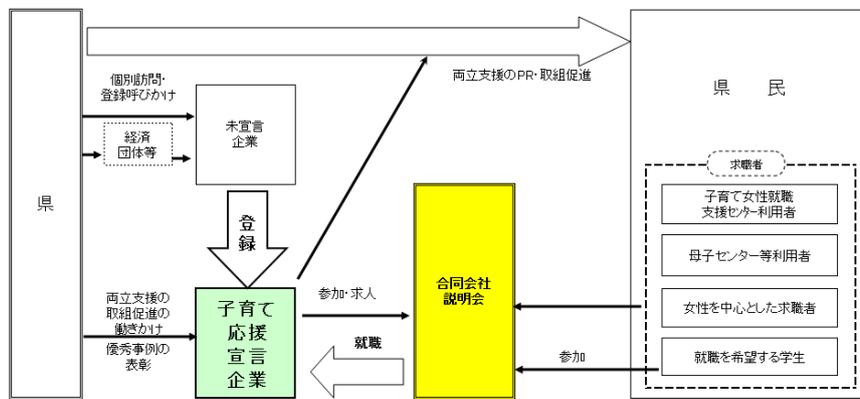
--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--



--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--

--	--

--	--	--	--	--	--	--	--

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

事業名	誘致企業即戦力人材育成事業		部課(室)	福祉労働部労働局 職業能力開発課	事業 開始年度	H24
総合計画	10の事項	1 活力にあふれ成長力に富んだ経済と雇用の創出	中項目	4 雇用を確保し、いきいきと働ける環境をつくる		
	小項目	2 職業能力の向上	施策	1 企業ニーズに沿った人材育成		

1 事業のねらい・目的
高等技術専門校の施設内訓練や委託訓練において、誘致企業のオーダーに応じた人材育成の仕組みを構築することで、企業誘致の強化及び求職者の早期就職を図る。

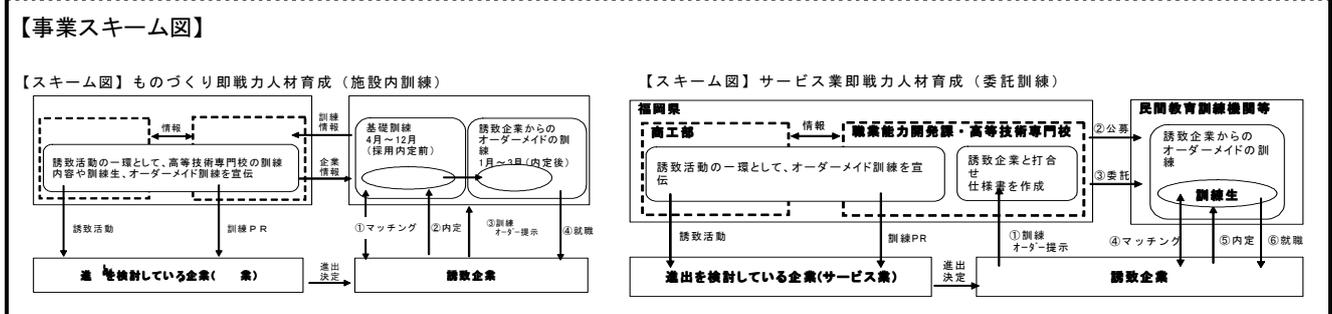
2 事業概要
 本県への進出を検討している企業に対し、高等技術専門校の職業訓練を紹介するとともに、オーダーメイド訓練により、新人教育に係る初期コストの削減や即戦力人材の確保ができることをPRし、企業の誘致を促進する。

1 ものづくり即戦力人材育成 (施設内訓練)
 高等技術専門校の施設内訓練において、誘致企業の採用内定者を対象に、基礎訓練終了後、当該企業の要望に応じたオーダーメイド訓練を実施し、即戦力の人材を育成

- 対象企業：誘致企業（製造業）
- オーダーメイド訓練に対応できる訓練科目：機械科、メカトロニクス科、溶接科、建築科
- 実施手順
 - ①高等技術専門校が、誘致企業と訓練生をマッチング
 - ②誘致企業が採用したい訓練生を内定
 - ③採用内定者に対し、誘致企業が求める能力や人物像に基づき、オーダーメイド訓練を実施
 - ④採用内定者が誘致企業に就職
- 訓練期間・訓練対象者数 訓練期間：1年（基礎訓練：9～10か月、オーダーメイド訓練：2～3か月）
 訓練対象者数：50名程度（1社1名からオーダーメイド訓練可能）

2 サービス業即戦力人材育成 (委託訓練)
 民間教育訓練機関等を活用した委託訓練において、誘致企業の要望に応じたオーダーメイド訓練を実施し、即戦力の人材を育成

- 対象企業：誘致企業（コールセンター業、物流業、IT・ソフトウェア業等）
- オーダーメイド訓練に対応できる訓練科目：テレコミュニケーション実践科・パソコンビジネス科・OA事務科 等
- 実施手順
 - ①誘致企業と職業能力開発課で、誘致企業の意向に沿った3か月間の訓練仕様を作成
 - ②訓練仕様に基づき、誘致企業の進出予定地域の民間教育訓練機関等を対象に20名単位で企画を公募
 - ③選定された民間教育訓練機関等において職業訓練を実施
 - ④高等技術専門校又は民間教育訓練機関等が、誘致企業と訓練生をマッチング
 - ⑤誘致企業が採用したい訓練生を内定（誘致企業は訓練状況を確認、必要に応じ訓練内容強化）
 - ⑥採用内定者が誘致企業に就職
- 訓練期間・訓練対象者数 訓練期間：3か月
 訓練対象者数：100名程度（1社5名からオーダーメイド訓練可能）



3 事業目標等

成果指標	H24	H25	H26	H27	目標(H28)	
ものづくり即戦力人材育成の実施	目標	100名	50名	50名	50名	50名
	実績	45名	調査中			
サービス業即戦力人材育成の実施	目標	100名	100名	100名	100名	100名
	実績	0名	調査中			

○ サービス業即戦力人材育成事業は事業開始初年度であったため、オーダーメイド訓練を希望する誘致企業への説明に時間が必要であり、訓練開始時期が年度末となったことから主に訓練生募集の窓口となるハローワークへの周知に十分な時間がなく、訓練生の確保に至らなかった。

【指標の考え方】

- ・ものづくり即戦力人材育成：25社×2名＝50名
- ・サービス業即戦力人材育成：5社×20名＝100名

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- H25目標は未達成の見込みである。本年度は3コース50名で実施予定であったが、応募者が最少催行人数に至った訓練は現在募集中の訓練を除き1コース9名のみとなっている。
- 本事業での利用を見込んでいたコールセンター事業者については、慢性的に人員が不足しており、訓練生募集と通常の求人が併存することとなり、無給である職業訓練の受講が敬遠されていると考えられる。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 (ものづくり即戦力人材育成) ・ 誘致企業が本事業によって訓練生を確保することで、求人先として高等技術専門校の訓練生を優先的に検討し、次年度以降も新たに訓練生を受け入れる可能性が高くなる (サービス業即戦力人材育成) ・ 誘致企業が必要とする人材を育成できるスキームを提供することで、本県の企業誘致先としての魅力を向上するとともに、求職者に求人セットにした職業訓練を提供することができる。
	【事業の効率性】 (サービス業即戦力人材育成) ・ 従来、離転職者向けに国からの委託を受けて実施してきた公共職業訓練を活用し、県の負担なく、本県への誘致企業に対し即戦力となる人材を育成・確保するとともに、離転職者向けには誘致企業の求人受け入れ先を用意できる。

5 事業費(千円)	H24決算	H25当初	H26当初	人件費	H24	H25	H26
歳出	1,642	20,160	20,736	時間	3,363	4,201	4,201
(うち一般財源)	1,642	1,260	1,296	人件費(千円)	13,816	17,258	17,258

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】 国内が景気回復傾向にあるため、福岡県内への工場移設や事業拡大に伴う工場新設は十分に考えられる。サービス業(コールセンター等)の立地もあり、求職者にも十分対応できる事業を実施できると考える。
【見直し内容】 (費用対効果の向上) ・ ものづくり即戦力人材育成計画数の変更100名→50名 ・ 訓練材料に係る経費の削減。(削減効果 △1,399千円(H25年)) (部局間の調整・連携) ・ 商工部企業立地課の重点施策に、本事業について記載 (その他)